

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

1 開催日時 平成29年11月28日（火曜日）午前10時～午後6時28分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 案 件

- 1 証人尋問について
- 2 その他について

○出席委員

委員長	丸野達夫	委員	長谷川章悦
副委員長	山脇智	委員	藤原浩平
委員	中村美津緒	委員	仲谷良子
委員	木戸喜美男	委員	秋村光男
委員	里村誠悦	委員	赤木長義

○欠席委員

なし

○証人

工藤信孝氏（元有限会社沼田建設 社員）

藤本 淳氏（元藤本建築 社員）

木村勝治氏（元青森駅前再開発ビル株式会社 常務取締役）

○事務局出席職員氏名

議会事務局長	木浪龍太	議事調査課主査	山内克昌
議会事務局次長	八木澤透	議事調査課主査	柴田聡
議事調査課長	齋藤賢剛	議事調査課主査	花田昌
議事調査課副参事	横内英雄	議事調査課主事	高木涉
議事調査課主査	石澤貴志		

○丸野達夫委員長 ただいまから、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいります。

傍聴人に申し上げます。携帯電話その他音声等を発生する機器の電源をお切りくださるよう御協力をお願いいたします。

また、証人が証言を行う上で支障があると判断した場合、青森市議会委員会条例第 19 条第 2 項の規定により、委員長の権限でその証人が証言を行う間、傍聴人の退席を命ずる場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

本日は、3人の証人尋問を予定しております。午前中は1人の証人尋問を行い、午後は午後1時半より、途中休憩を挟み2人の証人尋問を行う予定としておりますので、よろしくをお願いいたします。

これより、議事に入ります。

本委員会に委任されておりますアウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1—8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について、元有限会社沼田建設社員工藤信孝氏の証人尋問を行います。

それでは、証人の入室を求めます。

〔工藤信孝証人入室〕

○丸野達夫委員長 御着席ください。

工藤信孝証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいます、ありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき、民事訴訟法の証人尋問に係る規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関する

とき、もしくは、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨をお申し出願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたとき、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは、法律の定めることによりまして、証人に宣誓を求めます。この場にいる全員は、御起立願います。マスコミも。

〔出席者一同起立〕

○丸野達夫委員長 宣誓書の朗読を願います。

○工藤信孝証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成29年11月28日、工藤信孝。

○丸野達夫委員長 それでは、宣誓書に署名捺印願います。

〔工藤信孝証人、宣誓書に署名捺印〕

○丸野達夫委員長 御着席願います。皆さん、御着席ください。

〔出席者一同着席〕

○丸野達夫委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

工藤証人から、本委員会で送付した証人尋問質問要旨一覧を参考に証言を行いたい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、工藤証人が証人尋問質問要旨一覧を参考に証言を行うことを許可することに決しました。

委員各位に申し上げます。

本日は、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1—8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項に関する重要な問題について、証人より証言を求めるものでありますことから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

これより、工藤信孝証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたしております。

それでは質問いたします。

まず、あなたは工藤信孝さんですか。

○工藤信孝証人 はい、工藤信孝です。

○丸野達夫委員長 住所をお述べください。

○工藤信孝証人 青森市羽白沢田です。

○丸野達夫委員長 職業をお述べください。

○工藤信孝証人 自営業です。

○丸野達夫委員長 生年月日及び年齢をお述べください。

○工藤信孝証人 昭和49年5月生まれ、43歳です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。以上で人定質問を終わります。

私から共通質問を行いたいと思います。

1番目、有限会社沼田建設での在籍期間をお教えてください。

○工藤信孝証人 約4年間だったと思います。

○丸野達夫委員長 その4年間は、平成何年から何年か覚えていますか。

○工藤信孝証人 それはちょっと今、定かではないです。済みません。

○丸野達夫委員長 有限会社沼田建設での工藤証人の職務内容について、お教え願います。

○工藤信孝証人 内容的には、営業という立場でした。

○丸野達夫委員長 地階あおもり食街道についてお聞きいたします。

国及び市に提出された事業完成報告書によりますと、有限会社沼田建設が受注した地階あおもり食街道に伴う工事は、エス・アイ・アール建築計画事務所の作成した設計図書をもとにエス・アイ・アール建築計画事務所の木村精郎代表より工事内容の説明を受け、見積書を作成したとされております。その説明をどこで受け、どのような内容であったのかお聞かせください。

○**工藤信孝証人** 工事現場で説明を受けたと思ってました。

○**丸野達夫委員長** 工事現場というのは、アウガビル内ということですか。

○**工藤信孝証人** はい、地下でその現場、建設現場になる場所で受けたと思ってました。

○**丸野達夫委員長** それはエス・アイ・アール建築計画事務所の木村精郎代表で間違いはないですか。

○**工藤信孝証人** だったと思います。

○**丸野達夫委員長** その説明を受けた際は、沼田建設1社で受けたんですか。それともどっか違う会社が同席していましたか。

○**工藤信孝証人** 1社だったと思うんですけども、ちょっとその辺は定かで、覚えていません。

○**丸野達夫委員長** わかりました。1階スイーツコーナーについて、お聞きいたします。

通常、別にスイーツコーナーに限らず、どの契約書でも甲乙2通の契約書を作成し、工事の発注者と工事の受注者各自1通ずつ持っているものと思われます。1階のスイーツコーナーの工事に関しても、契約書が2通存在すると思いますが、この契約書は甲である青森駅前再開発ビル株式会社が作成したものなのか、それとも乙である有限会社沼田建設が作成したものなのかお教えいただきたいと思います。

○**工藤信孝証人** はい、契約書、注文書等はビル会社のほうで作成したものです。

○**丸野達夫委員長** それは2通ともビル会社が作成して、署名捺印したということですか。

○**工藤信孝証人** はい、そうです。

○**丸野達夫委員長** ありがとうございます。

次に、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事とスイーツコーナーの設置に伴う工事及びガールフレンドの出店に伴う工事が3カ所同時に行われた工事と見てもよいのかお知らせください。大体どっちかということですけども。

○**工藤信孝証人** 時期に関してはちょっと今、正直定かではありません。

○**丸野達夫委員長** わかりました。有限会社沼田建設が地階飲食店りんご箱を出店した経緯について、お教えいただきたいと思います。

○**工藤信孝証人** その辺はちょっと自分は定かではありません。

○丸野達夫委員長 それは担当していないということですか。

○工藤信孝証人 はい、そうですね。

○丸野達夫委員長 わかりました。

アウガ1階水の遊歩道工事を受注するに至った経緯はわかりますか。

○工藤信孝証人 ビル会社のほうから見積もり等とってくださいということ
で言われ、今の工事に当たったと思います。

○丸野達夫委員長 それは、営業だった工藤証人が受けたという。

○工藤信孝証人 そうですね、はい。

○丸野達夫委員長 はい。ビル会社の担当者はどなたでしたか。

○工藤信孝証人 ちょっとその当時いろいろ何人もいましたので、随時こう
営業がいましたので、ちょっとその辺は誰というのは、正直今覚えていませ
ん。

○丸野達夫委員長 何人かいたというのは、ビル会社に何人かいたというこ
とですか。

○工藤信孝証人 ビル会社のほうで見積もりとか工事、こういうどうですか
というのが何人かあったと思いましたので、ちょっと今名前が誰かというの
は、ビル会社の誰から言われたかというのは。

○丸野達夫委員長 わかりました。それでは、同時期に受注したアウガ1階
1—8区画ガールフレンド工事を受注するに至った経緯も同じですか。

○工藤信孝証人 はい、ビル会社のほうから言われました。

○丸野達夫委員長 わかりました。私からの主尋問はこれで終わります。

次に発言の申し出がありますので、順次これを許します。なお、尋問は証
言を求める事項ごとに行います。また、証人に資料等を提示して質問をする
場合は、その都度、委員長の許可を得て行うようお願いいたします。

初めに、証言を求める事項、地階あおもり食街道について、行います。山脇
智委員。

○山脇智委員 工藤証人におかれましては、本日お忙しい中、御出席いた
きありがとうございます。最初に、質問に入る前に委員長に少しお願いした
いんですが、議院証言法に基づいて、今証言の今回の質問事項だけ書いた資
料だということなんですけれども、一応確認をしてもらってもよろしいで
しょうか、委員長に。

○丸野達夫委員長 はい。ただいま山脇委員より書類を確認してほしいとい
う申し出がありました。

議院証言法第1条の規定にのっとり、証人には書類の提出を求めます。参
考にする書類を私が見たいということ。

〔丸野達夫委員長、証人の持参した書類を確認〕

○丸野達夫委員長 ただいま確認いたしました。本委員会で配付した資料

と相違はございませんので、その旨御報告申し上げます。よろしいでしょうか。

○山脇智委員 はい。それでは、証言を求めていきたいと思います。

まず初めに、あおもり食街道についてになるんですけれども、先ほどの説明ですと、工事現場で説明を受けたと。そして、そのときにエス・アイ・アールの木村さんから説明を受けたということだったんですけれども、ビル会社の説明では、3社を集めた上でそのエス・アイ・アールから説明をしたということになっているんですが、ここが食い違う点については、先ほどの証言で正しいのかどうかお答えいただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。工藤証人。

○工藤信孝証人 ビル会社のほうからもそうですけれども、何度と現場での打ち合わせ等がありましたので、一番最初に説明を受けたのとその3社で来たのというのが時期的にも何回かありましたので、一番最初受けたのかというのでは、自分の中では最初に自分でまず受けたという証言が自分の記憶がありました。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、私が聞いたのは、一番最初に受けたときの見積もり依頼のことなんです、それは1人で受けたという証言ですよ、今の証言だと。それとも記憶が定かなくて、最初3人で受けたのか、わからないのか、それとも1人で受けたのかどちらか証言できますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。工藤証人。

○工藤信孝証人 一番最初というのであれば、正直何人であってという中では、3人であったこともあると思いますが、ちょっとその辺は定かではないですけれども、はい。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 それでは、引き続き質問をしていくんですけれども、まず、今、見積もり依頼が一番最初にどのようにあったのかは定かではないというお話だったんですけれども、それでは、これまでのさまざまな関係者の証言によれば、工藤氏からの見積もり依頼が他社へ行われていたという証言があるんですけれども、これについて工藤氏は、この事業について他社へ見積もり依頼をした記憶はありますか。それは何社だったのかというのは覚えていますか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 正直、工事に関して何個もありましたので、この工事だけで何社に依頼したかという――見積もりをお願いしたかというのは、正直記憶にははっきりしていません。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員　じゃあ、どこの会社に依頼をしたのかも覚えていないということですか。

○丸野達夫委員長　工藤証人。

○工藤信孝証人　知っている中では、食街道に関しては、ちょっと自分の記憶の中ではムラヤマ建設と藤本建築だったと思います。

○丸野達夫委員長　山脇委員。

○山脇智委員　じゃあ、その2社への見積もり依頼をした記憶はあるという証言ですよ。

○丸野達夫委員長　工藤証人。

○工藤信孝証人　記憶でだったと思います。

○丸野達夫委員長　山脇委員。

○山脇智委員　そのときは、どのように具体的に。まず、ムラヤマさんに対してはどのように見積もり依頼をしたのか記憶にありますか。

○丸野達夫委員長　工藤証人。

○工藤信孝証人　どうだったか、よく正直よく覚えていませんけれども。正直はっきり言って、どのようにやったのかは今覚えていません。

○丸野達夫委員長　山脇委員。

○山脇智委員　それでは、藤本建築に対しては、どのように見積もり依頼をしたのか覚えていますか。

○丸野達夫委員長　工藤証人。

○工藤信孝証人　食街道に関しては、正直どのように依頼したのかははっきり覚えてはいませんが、今は。

○丸野達夫委員長　山脇委員。

○山脇智委員　先ほどから証人からは記憶が定かでない、覚えていないという証言が出ているんですけども、1つだけちょっと委員長に確認をしたいんですけども、ほかの百条委員会でもさまざま証人がこういうふうに記憶にないというふうに証言をする場面というのは私も多々見ているんですけども、この記憶にないという証言が疎明として正当なのかどうかというのは、最終的には委員会で判断をするわけなんですけど、その点について、委員長の見解を少し求めたいと思います。

○丸野達夫委員長　はい。私への質問ですが、私が答弁する義務を負うのかどうか、また、わかりませんが、今のところ私見でしか答えられませんが、それでよろしいですか。

○山脇智委員　はい。

○丸野達夫委員長　証人喚問は、誰かを偽証罪で告発するためにあるものではありません。また、誰かを処罰するためにあるものでもありません。真実を究明するためにあるものだと私は思っております。ですので、証人にもこ

の点を御理解いただき御協力いただきたいと思いますし、その協力に対しましては、寛容でありたいと思います。

しかしその一方で、他の客観的証拠や他の証人の証言を根拠に告発することも場合としてはあります。ゆえに、記憶にないとの言葉をこの百条委員会においては、免罪符にするつもりはありません。これまで、幾つかの自治体で百条委員会が設置され、そのたびに証人が記憶にないと発言する場面を見受けました。本当に忘れている場合もあるでしょうが、調査が核心に迫るほど記憶にないとの発言が多くなるように感じるのは私だけではないと思います。免罪符化を避けるため、後日の委員会で皆様と一緒に判断しようと考えておりますが、証人の記憶にないとの発言の一つ一つが疎明の理由として認められるのか、または、不都合な質問ゆえの証言拒否として受け取るのかを諮っていかうと思います。委員の皆様には、証人の発言に細大漏らさず耳を傾け審議に臨んでいただきたいと思います。これで回答になりましたでしょうか。

○山脇智委員 はい。

○丸野達夫委員長 続けてください。

○山脇智委員 それでは、引き続き質問しますが、なぜ私が今このようなことを言ったかという、既に見積もり依頼を受けたとされる、先ほど答弁にもありましたムラヤマ建設と藤本建築両社から既にこの見積もり依頼がどのように行われたのかということが証言として上がってきています。その中で、この方たちは、ただ見積もりを受けただけ、見積もりを出しただけで、実際に工事に行っていないにもかかわらず割としっかりと記憶が残っている。そういう中で、私は工藤証人が実際にこの見積もりをして、実際に工事にも携わったのにもかかわらず、この人たちよりも全く覚えていない、どういう依頼をしたかもわからないというのは、なかなかないことなんじゃないかなというふうに思いますので、今ちょっと確認をさせていただきました。

少し質問を続けたいと思うのですが、まず、ムラヤマ建築に対する見積もり依頼についてなんですが、この際にはどのような資料を使って、どのような説明を行ったのか覚えていますか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 もともとエス・アイ・アールさんから出てきた図面がありましたので、そちらを見てだったと思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 先ほど3人で受けたか1人で受けたか覚えていないということだったので、そのエス・アイ・アールの図面を見ながらというのは、工藤証人がムラヤマ建築に対してエス・アイ・アールの図面を見ながら、この見積もりの説明をしたということによろしいんですか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 その辺は、どのようにして見積もりをお願いしたか、図面を渡したのか、現場で見ての見積もりを出してもらったのかは、正直覚えていません、今は。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 その際には、具体的にその工事の内容というものは、その資料に対してはどのくらい記載されていたのか、例えばその工事に対する内訳などは詳しく説明がされたのかどうかとかは記憶にありますか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 材料、数量等に関しては、正直そのときの記憶はよくわかりません。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 それでは、アウガ問題調査特別委員会からの質問に対する回答の補足としてということで、ムラヤマ建設工業株式会社さんから陳述書が上がってきているので、今回少しちょっと読み上げさせていただきたいと思うんですけども、一部読み上げたいと思います。「『一階テナントスイツコーナー新設工事』の見積書について、工藤信孝氏より見積をして欲しいとの依頼があり、弊社事務所へ工藤信孝氏本人が来社しました。工藤信孝氏が持ってきたものは、カラーで『馬』や『野菜』などのイメージ図が添付された設計図面数枚、工事種別及び仕様が記載され、金額が記載されていない参考内訳書でした。その設計図面及び参考内訳書をもとに、工藤信孝氏から工事内容の説明を受け、その場で見積書の作成を行いました。工藤信孝氏から価格の指示を受けたというよりは、工藤信孝氏も分からないような感じでしたので、お互い相談しあいながら見積書の作成を行いました。以上のことから、見積書作成にあたり、金額の相談があったことは事実でございます。詳細数量等の記載資料がなかったために、電気工事や設備工事等の項目等、かなりおおざっぱな見積金額を記載したと記憶しております。見積書はその後パソコンにて清書書きし、工藤信孝氏へ手渡しで提出しました。『地下テナントフードコート新設工事』の見積書についても、前述したような内容と同様のやりとりで見積書を作成し、工藤信孝氏へ手渡しで提出したと記憶しております。見積書の宛先名について、見積書宛名記載箇所に『青森駅前再開発ビル株式会社』と記載しましたが、どのような会社なのか、実際に行われる工事なのか、弊社施工の可能性があるのか、または参考程度のものなのか等、具体的な説明は受けておりませんでした。このような見積書の作成依頼は、民間工事ではまれにあることなので、特に気に留めてはおりませんでした。また、おおざっぱな見積書ですので、補『施工決定後は再度詳細を提出します』と記載しました。平成 29 年現在、弊社が平成 24 年当時提出した見積書

の内容の工事が、実際行われていたこと、また国などの補助金を活用したものであったことを初めて知りました。当然見積書作成のみの依頼でしたので、作成に伴う報酬などは、一切受けておりません。これが当時補助金を活用しての工事で、弊社の見積書が適正な競争見積書として利用されていると分かっていたら、断るか適正な見積書の作成を行っておりました。」

このように、工藤信孝氏からの見積もり依頼について、ムラヤマ建設からは回答が上がっています。この内容には間違いありませんか。記憶はありますか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 ビル会社のほうからは、1つの工事だけではなく何十という見積もりを随時依頼されてありました。それで、今の地下に関して、あとは1階スイーツコーナー等に関しても何十回となく見積もりを依頼されて、何十回とも出しました。実際その上で、自分の中で補助金を使うかどうかのこのというのは、正直一切わからないこともありましたけれども、ビル会社という中で、民間工事からの工事を依頼されているという中で、地下1階から4階まで民間の工事に関する見積もり等をしてほしいというので、何十回というふうなことがありましたので、自分の中でも仕事柄おつき合いをしているところに見積もりを依頼して、どれがどういうタイミングでどのようなやり方で見積もりを依頼したかというのでは、正直記憶にはありません。ビル会社のほうからは、もうそれが何十回もありましたので、随時何社から見積もりをとってくれとかっていうのもありましたけれども、自分の中ではそれに対応したやり方で見積もりを提出して、再度高いというので戻されたことも何度もありましたので、どのタイミングでどの見積もりがどういうやり方でやっていたかというのは、正直一つ一つの記憶はありません。

○丸野達夫委員長 民事訴訟規則第113条第3項の規定により、介入尋問をいたします。

ただいまの工藤証人のお話ですと、ビル会社から多数のその見積もり依頼があったと。その際に、多数あったんでどれがどれだかわからないということの趣旨だと思うんですが、じゃあ、この案件以外にムラヤマ建設さんや藤本建築さんに見積もりを依頼したことがあるというふうに捉えてよろしいんですか。工藤証人。

○工藤信孝証人 見積もりを依頼したことはあるのもあると思います。で、実際、工事もお願いしたこともあります。

○丸野達夫委員長 アウガのビルの工事に関してですか。

○工藤信孝証人 はい。

○丸野達夫委員長 わかりました。続けてください。山脇委員。

○山脇智委員 それでは、見積もり依頼はしたということは、私は今認めた

ということだと思えるんですけれども、こうなると最初ビル会社は3社を集めてエス・アイ・アールから説明をしたということなんですが、実際は、工藤氏が見積もり依頼をムラヤマ建築なり藤本建築なりに依頼に行っていたということを、今の証言の中では一部認めているというふうに受け取ってもよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 済みません。もう一度、もうちょっとわかりやすく言ってもらっていいですか。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今回の地階青森市「食」街道めぐり事業に係る工事について、一番最初に私は、ビル会社の説明はエス・アイ・アールさんが3社を集めて見積もり依頼をして、その上で業者を決定したと。要は、沼田建設を見積もり業者として決定をしたという話だったんですけれども、今の話ですと、その3社の見積もり依頼は、エス・アイ・アールからではなくて、工藤さんが行った可能性もあるという話ですよ。見積もりの依頼はしたかもしれないというような話をしたので、見積もり依頼は、要はその他社に——今名前の上だった2社に対してしたというふうなお話というふうに私は受けとめるんですけれども、それは否定するんですか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 話がちょっとあれですけれども、あくまでも見積もりが来たのは、エス・アイ・アールさんから見積もりをとってくださいではなくして、ビル会社から見積もりをしてほしいという——来てだったと思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 発言がちょっと矛盾している。工事現場で最初エス・アイ・アールの木村さんから説明を受けたって言っているけれども、今、またビル会社から説明を受けたというふうな内容に変わってきているような気がするんですけれども、その中で、まず先ほど、私はムラヤマ建設さんが工藤信孝さんから——工藤証人からこういうふうに説明を受けて、なおかつ金額の指示もあったというような陳述書が上がってきていることを紹介して質問をしました。その中で、工藤証人は今、そういったたくさんのお仕事を受けてきたから記憶にないというふうに証言をしたわけなんですけれども、藤本建築さんのほうも、「有限会社沼田建設の工藤信孝氏より見積もり依頼があったと思うが、内容など詳細については記憶にない。」と、この食街道めぐり事業について答えているんですけれども、これについては藤本建築さんには見積もり依頼をしたんですか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 最初に地下でというか、その現場で説明を受けたというの

は、あくまでもエス・アイ・アールさんの図面をもとにこういう――そのときはまだ工事する前でしたので、多分市場の番台等があった中でこういうイメージでこれをこういうふうに変えていくというイメージだけで、多分エス・アイ・アールさんが来て、地下に関しては図面とともにこういうふうに変えていくという説明があったと思います。それに対して、その場で見積もりをしたのではないと思いますけれども、はっきりその辺はわかりませんが、工事に關して普通に行きますと、1回現場で説明を受けて、それを持ち帰って改めて見積もり依頼というのを依頼されて見積もりをするというのが大体工事の流れですので、その場で設計屋さんが来た中で、その場で工事をどういうふうな見積もりでっていうふうではなかったと思います。それは、全てにおいてそうだったと思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 じゃあ、この2社に対して見積もり依頼はしたのかしていないのかで答えてもらっていいですか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 2社に關して、一番最初というか多分ちょっとあれですけども、あくまでもビル会社から沼田建設として見積もり依頼をした中で、見積もり――あいつをお願いしたいというふうなことがあれば、うちのほうから依頼したとかそういう感じだったと思いますけれども、はい。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 じゃあ、その際の依頼内容なんですけれども、先ほど私はムラヤマ建設さんから上がってきた陳述書をもとに先ほど御紹介して覚えていますかと言ったんですけれども、あの陳述書のような内容で見積もりの依頼をしたということによろしいんですか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 ちょっと食街道だけっていう――わからないですけども、でも普通の流れで行きますと設計屋さんが説明を受けまして、その場でどういうふうな施工をするというのを受けた中で、図面を見て持ち帰って見積もりをする。で、見積もりを――あいつもほしいという中であったのであれば、あえてそこにまた業者さんを自分がビル会社から見積もりを出してほしいという中であるのであれば、そこにまた改めて追って違う日でもその見積もりを出す数社をまた連れてって、設計事務所もしくは自分が最初受けた内容等をその何社かにと、その現場で図面を見ながら説明するという工事だったと、まあ、どれに対してもそういう感じで流れていたと思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 ただ、この回答書では、そういうふうには全く書いてないですよ。訪れてその場でさまざま見積もり依頼を受けて、お互い相談し合い

ながら見積書をつくって、ただその工事が実際に行われたのかどうかもわからないし、実際にあった事業なのかもわからなくて、今、平成29年こういう工事が行われているというのをこのように今初めてわかったというふうな陳述書が上がってきているので、この辺は、工藤証人の証言と全く食い違うわけなんですけれども、その辺はどういう理由から証言の食い違いが出てきているんでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 済みません。証言の食い違いというよりも、先ほども何度も言いましたけれども、数年前の話でして（丸野達夫委員長「静粛に願います」と呼ぶ）、何十回というふうな同じ場所、別な工事に関しても同じような流れというか、いろいろありましたので、正直一つ一つに関して、5年前、6年前、数年前のことを1個1個毎日のことを正直詳しくは覚えていません。覚えている限りでは言いますけれども、そのムラヤマさんのほうが当時はそういう流れで行きましたというふうに記憶があるかもしれないですけれども、自分のほうではその食街道に関して、その当時そういう流れだったということまで、詳しく全てにおいては正直記憶にありません。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 私、この陳述書を大分具体的な内容で、どういうふうに打ち合わせしたか、図面、どういう一一馬や野菜などのイメージ図が添付された設計図面ももとにということ、かなり具体的な内容なので、説明をすればもしかしたら記憶を思い出すのかもしれないなと思ってあくまで紹介しただけです。まあ、その辺記憶にないというのであれば、私はしようがないと思いますが。

それでは、次に質問なんですけれども、この見積書の提出に当たっては、ビル会社に提出をしたということで、工藤証人がビル会社に直接提出をしたということよろしいですか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 はい、そうだと思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 その際に、他社の見積書と一緒に提出したという記憶はありますか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 これに関してというちょっと一一食街道っていうわけに、わからないですけれども、他社からは直接ファクスでもらったり、自分のところにファクスでもらったり自分がとりに行ったり、そして自分が出したりと正直それがもうどれがどの段階で1個1個そういうふうに行っているかは記憶にありません。

○丸野達夫委員長 そうすると、その答弁によりますと、常態化して沼田建設が取りまとめをして、見積書を出していたということですか。

○工藤信孝証人 もあると思います。

○丸野達夫委員長 はい、わかりました。山脇委員。

○山脇智委員 ただいまの説明ですと、疑惑の部分については、その見積書の提出も、もしかすると他社の見積書を一緒に提出したこともあったのかもしれない。また、先ほど紹介した見積もり依頼がムラヤマ建設にどのようにされたかという証言と、今、突き合わせながら言ったんですけれども、工藤証人は多くの部分が記憶にないということでした。

ただ、やはりこの問題に関しては、記憶にないという部分で済まされない部分もあると思いますので、今後さまざま資料をもし会社とかに保存されているのがありましたら、しっかりとまた証言を求めていきたいと思いますが、この事項については、まず私の質問を終わります。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新政無所属の会、中村美津緒でございます。工藤証人におきましては、本日御多忙の中、御協力いただきましてまことにありがとうございます。

質問に入ります前に、一言所見を述べさせていただきます。お許しをいただきたいと思います。私は、工藤証人との出会いがまるできのうのように懐かしく思い出します。東日本大震災の支援活動で、岩手県山田町に行ったことでございました。青森じゃわめぎ隊を結成し、私が初代隊長を務めました。しかし、工藤証人、あなたがいなければ成り立たなかった。平成23年9月11日、被災地で初の青森ねぶた運行を実現したことができました。多くの方々に喜んでいただきましたこと、今ここで心から深く感謝お礼申し上げたいと思います。

この百条委員会では、私たちが出会った当時に行われた多くの疑義が残っている事項を調査しておりました。ビル会社や2億円の融資をいたしました青森市でございます。青森市民の大事な税金、大事にかつ適正にビル会社運営に使われていたのかを含め調査しておりました。そして、この百条委員会がアウガ問題に関する真実を明らかにするために行われております。しかしながら、過日行われてきました調査や先ほど山脇副委員長が申しました記録提出の書類、そして関係者の証言、関係者の回答と明らかに矛盾していることがただただありまして残念でございました。そのことから、重大な疑義が残っているようにと私は今もそう考えております。それを解明しなければいけません。このような形で再会することがとても残念ではございますが、どうか工藤証人におかれましては、真実を証言していただきたいと心からお願いを申し上げて、工藤証人の記憶に対しまして、正しくお答えしていただく

ことをわかりやすく時系列でお尋ねしてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

調査事項の1ということでございまして、お手元にも資料があると思うのですが、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項から質問させていただきます。

工事の具体的な内容について、お尋ねしてまいりたいと思います。

主に見積もり合わせが適正に行われていたのかを聞いてまいります。

工藤証人にお尋ねいたしますが、工藤証人がお勤めになっていた会社、先ほども出ましたが、有限会社沼田建設は、アウガを運営管理する青森駅前再開発ビル株式会社――以下ビル会社と呼びますが、沼田建設とビル会社とはとても親しい間柄になった、それは事実でございます。そのきっかけを取り持ったのは、工藤証人の人脈の紹介であったと伺っておりますが、いかがでしょうか。そのことについてお答えください。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 済みません。私のもらっているこの内容とちょっと若干違うと思うんですけども、それで大丈夫ですか。

○丸野達夫委員長 はい。

○工藤信孝証人 いいですか。

私は、一企業のサラリーマンとして、ビル会社のほうに工事等の仕事をもらいに行くために営業を何度か重ねて今に至っていろいろ仕事をもらいました。実際、ビル会社に関してはもちろん民間企業と自分の中では思っていましたので、もちろんそうだと思いますけれども、公共工事ではない中で見積もり等をお願いされれば、その民間で自分たちがやっているようなやり方でももちろん見積もりを受けて、見積もり合わせ、自分の知っている協力会社等に依頼して、言われた内容同士でビル会社に提出してってということで、民間の仕事として自分も普通にやっていますし、民間だと思っていますので、その中で自分が一サラリーマンとして、営業して、会社の売り上げを上げるという意味で努力してきて、アウガ――ビル会社のほうから仕事をもらってきたと思っていました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございます。

まさにそのとおりでとお聞きしておりました。工藤証人がいたからこそ、その沼田建設とビル会社がきっかけができて、で、工事を依頼するようになったと聞いている、そのとおりの証言でございました。ありがとうございます。

当時、工藤証人からいただいた名刺、こちらにあります。一応、全て委員長に許可をいただいておりますので。

○丸野達夫委員長 許可していないよ、まだ。

○中村美津緒委員 あ、そうですか。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 はい、どうぞ。

○中村美津緒委員 以前、私、あなたからいただいた名刺でございます。この名刺に、あなたの肩書きでございますが、営業企画部課長となっておりますが、これに間違いはないでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 はい、名刺に書いているとおりだったと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。ただいまの2問の質問は、その後行われる工事の具体的な内容に関連して、質問につながっていくことなんでしょうか。

○中村美津緒委員 はい。

○丸野達夫委員長 はい、わかりました。続けてください。中村委員。

○中村美津緒委員 営業企画部課長ということでございまして、先ほど会社の利益を上げるために、売り上げを上げるために、必死になっていたその役職だということで、私もそのように理解をいたします。

続きまして、営業企画部課長ということですが、平成24年度、当時ビル会社から請け負った工事等にかかわるための、建設業法でいうところの施工管理士等との資格を取得していて、かつ建設工事にかかわる主任技術士として、現場を管理する職務を担ったことが一度でもあったかどうかお尋ねしたいと思います。

先ほど、いろんな工事を見積もりをした、そして、いろんな工事、何十件もあったということですが、もう一度改めて確認いたします。主任技術士としての現場管理をする職責を一度でも担ったことがありましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 現場に関しては、窓口ということでうちが営業があって、全てにおいて全部、もちろん工事を依頼して受けてもらった会社もありますので、そういう一一別に自分はいくまでも沼田建設とビル会社の窓口の人間として、営業として携わっていました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 営業として携わっていたということがわかりました。

そうしますと、全ての工事、全ての工事が工藤証人はあくまでも営業だけで、工事に携わる主任技術者としてではなかったということよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 全てにももちろん、営業でしたので携わってはいますけれど

も、現場にももちろんいましたですし、自分でも作業もしていました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 現場にも携わったということですが、それでは営業したけれども、その営業しただけの現場もあれば、そうすると現場管理する沼田建設の社員もほかにいたということでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 もちろん沼田建設、きちんと管理する人間もいましたし、自分だけで現場に携わって行っているわけではなかったものでしたので、はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それでは、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

委員長、こちらの書類でございます。決算書等の届出書でございます。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 はい。

○中村美津緒委員 こちらに、県庁に行きますと北棟1階で決算書等の届出書ということございまして、沼田建設様が当時ビル会社から携わっていた工事、まあ、そこだけではなくて、全てのこの年度に行われていた工事の現場に携わっていた方の主任技術士の名前が記載されております。この中に一つも工藤証人の名前がなかったという事実が明らかになっているのですが、じゃ、ここで明らかにしたいことがたった一つだけでございます。ビル会社、工事をした際に、それでは現場主任技術士として、工藤証人は入ったことはないということの、よろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 もちろん会社で書類を作成した上での多分現場工事、作業体制等をつくっていると思います。自分は、あくまでももちろん現場には毎日いますけれども、もちろん会社でも資格を持っている人間も数名いましたので、そちらの方が非常勤、もしくは専任として書類を提出していたと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

それではこの一連の流れで、改めましてビル会社が行いました、先ほど以来何度も出てきましたあおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業――以下、これから補助事業と呼ばさせていただきます。

この補助事業は、市から500万円、そして国から1202万5000円、合計1702万5000円の補助金を得ての事業でございました。先ほどのお話ですと、いろんな工事があったので、どれが純粋な民間工事でどれがそういった事業なのか全然私はわからなかったというお話でございましたが、それではこの先ほ

ど以来出てきました地下のそれこそ食街道ですよ。あとそれから、後に出てきますが1階のスイーツコーナー、よく御存じだと思います。ここは、補助事業だということを当時工藤証人は御存じでしたでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 その補助事業、補助をもらっているというのに関しては、正直知りませんでした。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。ありがとうございました。

補助事業の内装工事について、沼田建設が大きくかかわったことは明らかになっておりますが、当時の営業企画部課長という立場でありながら、補助事業という認識はなかった。ということは、沼田建設社長からもこれは補助事業だよというのは聞かされていなかったという認識でよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 あくまでも、ビル会社のほうからも一切そういうのもないですし、決して沼田建設の社長から、これが補助事業対象のとかそういうのもないと思いますけれども、聞かされてませんけれども、あくまでもビル会社のほうからこの工事をするっていうので見積もりしてほしい、最終的には工事をしてほしいっていう中では、受けたのは自分の中でやってまして、もちろんそのあとの注文書等は、会社対会社になってきていると思いますけれども、一つ一つに関して、補助事業がどうであれこうであれというのは、一切別にありません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

そうしますと、ただいまの工藤証人の証言ですと、ビル会社側からも、まあ、会社側からも補助事業だということは聞かされていないまま、見積もりに従事した、見積もりに携わる、従事をしたということがわかりました。

それでは、見積もりを作成するには、先ほど以来何度も出てきました、工藤証人は現在建設会社も経営しておりますことから、私もそうでございますが、いわゆるプロでございます。見積もりをするには、やはり設計図というものがどうしても必要になります。先ほど山脇副委員長も申し上げました。エス・アイ・アール建築設計事務所さんが設計をした。設計図を作成したことは、過日の調査でもこれは明らかになっているわけでございますが、それでは、エス・アイ・アール建築設計事務所さんに設計を依頼したのはどなたか、工藤証人は御存じだと思いますが、お答えください。

○丸野達夫委員長 済みません。その前に、正式名称はエス・アイ・アール建築計画事務所ですので。中村委員、よろしくお願いたします。

○中村美津緒委員 建築計画事務所、はい。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。工藤証人。

○工藤信孝証人 エス・アイ・アールさんのほうに設計の依頼等に関しては、
どういうものをつくりたい、どういうふうにやりたいというのは、最終的に
はもちろんビル会社もいる中でお願いして、どういうものをつくりたいとか
――ふうになったと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ごめんなさい、もう一回。ちょっと今、今までのその私
が知っているのとちょっと食い違いあるんですが、もう一回お願いいたしま
す。

エス・アイ・アール建築設計事務所さんに……。

○丸野達夫委員長 設計じゃない、計画。

○中村美津緒委員 計画事務所さんに設計をお願いしたのはどなたか御存じ
だと思いますが、そのどなたかをお答えください。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 食街道に関してですか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 工藤証人、大変申しわけございませんでした。今の引き
続き、補助事業に係る「食」街道めぐり事業に関しまして、お話をさせていた
だいておりましたので、この件に関しまして、エス・アイ・アール建築計画事
務所さんに設計をお願いしたのは、どなたですかという質問でございました。
大変申しわけございません。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 あくまでも食街道、まあ、補助事業だったというので、今
いろいろ聞いていますけれども、持ち主はもちろんビル会社ですので、ビル
会社のほうでももちろん自分の持ち物で自分が設計する、依頼するわけでもな
いので。ビル会社のほうで最終的にはこういうイメージでつくってほしいと
いうのは依頼したと思います。(発言する者あり)

○丸野達夫委員長 済みません。ここは百条委員会ですので、不規則発言等
は出さないように御協力のほどお願いいたします。中村委員。

○中村美津緒委員 大変申しわけございませんでした。私の本当に聞き方が
非常にまずかったと思います。一番最初に、エス・アイ・アール建築計画事
務所さんに依頼をしたのは、どなたですかという質問でございました。お願い
いたします。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 済みません。エス・アイ・アールを紹介した人でいいんで
すかね。そういう意味ですか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 紹介した人がいるのであれば、ぜひそのお話も証言いただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 自分がビル会社のほうにエス・アイ・アールさんという方を紹介したということでした。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうしますと、工藤証人がやはり今までのこの人脈でございました。エス・アイ・アール建築計画事務所さんを紹介いたしました。じゃあ、ビル会社がエス・アイ・アール建築計画事務所さんに設計図の依頼をしたという認識で、今の証言でよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 最終的にはそうだと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 実は私、エス・アイ・アール建築計画事務所さんと直接お話をいたしました。エス・アイ・アール建築計画事務所さんからも回答書をいただいております。今の工藤証人との話が多少食い違うところがありました。

もう一度お尋ねいたします。エス・アイ・アール建築計画事務所さんにビル会社さんと接点はあったのでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 もちろんビル会社の人間ともエス・アイ・アールの木村さんとも会っていると思いますし、はい。いいですか。

○丸野達夫委員長 面識があったということで。

○工藤信孝証人 はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

今、非常に貴重で重要な証言ではあったんですが、エス・アイ・アール建築計画事務所さんは、あくまでも工藤証人がいきなり尋ねてこられた。そして、いろんなその、工藤証人がこうしたいんだ、ああしたいんだというその熱い思いを——いつものあなたの熱い人でございますから、それを受け入れて設計をした。そして、打ち合わせは建築会社さんとしたけれども、ビル会社とはしたことはなかったというふうなお話をいただいておりますが、先ほどのその証言とは食い違うんですが、いかがですか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 済みません。エス・アイ・アールさんも何度となく別の現場も一緒でしたけれども、まず最初にアウガに関しては、ビル会社さんのほうでこういうものをつくりたいというのを、もちろん当初内装管理という中

で、沼田建設がビル会社のほうから依頼を受けている中で、新しいものに関して設計してほしいとか、そういうものに関しては、自分のほうで知っている人がいますというので、それをとりあえず直接設計屋さんに行きに行く前に、イメージはもちろんビル会社さんのほうから聞いた中で、とりあえずこういう仕事があるんですけれどもというので木村さんのほうに行きまして、で、その上、こういうものをビル会社さんのほうで求めていますけれどもできますかという最初の話を持っていくのは、自分がやりました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 済みません。御答弁ありがとうございました。

じゃあ、ごめんなさい。聞き逃したかもしれません。じゃあ、ここだけ1つだけ。1つだけでいいです。確認させてください。

ビル会社側からエス・アイ・アール建築計画事務所さんへお会いしに行った。つまり、ビル会社事業でございますから、ビル会社側からエス・アイ・アール建築計画事務所さんにお伺いを立てた。事実ですか。認識していますか。ないですか。ありますか。

○丸野達夫委員長 ごめん。俺もわかんない。

○中村美津緒委員 申しわけございません。

ビル会社の事業でございますから、ビル会社側からエス・アイ・アール建築計画事務所さんにお伺いを立てたことがありましたか。ありませんでしたか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 済みません。お伺い立てたというようなことは、会ったことはもちろん、ビル会社の当時何人かいましたけれども、その方とももちろん木村さんも会ったことが――ビル会社、もちろんアウガの中で会ったことはあると思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。アウガというその建物の中で会ったという今お話をいただきました。ありがとうございます。

こちらよろしいでしょうか。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 新聞記事。うん、はい。

○中村美津緒委員 こちら、平成29年4月12日水曜日の朝日新聞の朝刊でございました。これはアウガ問題に関する調査特別委員会が行われている最中のことでございまして、この中には建設会社の担当者が競合した2社に見積もりを依頼したことが明らかになった。という事実はありました。その中で、これについて社長からのインタビューが掲載されております。市から聞いて初めて知った。社長は市から聞いて初めて知った。既に退職した営業担

当に任せていたとインタビューに答えておりました。この既に退職した営業担当というのは、これは工藤証人でよろしかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 です。その記事の書き方でいけば、自分だったと思いますね。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

じゃあ、それでは工藤証人にお尋ねいたします。過日行われてきた百条委員会、記録提出書類、そして関係者等の証言から、競合他社に見積もり依頼をしたのは沼田建設元従業員ということはもう明確でございます。ということは、工藤証人、これは明らかでございます。競合他社に見積もりを依頼したその沼田建設元従業員というのは、工藤証人。

そうすると、ここで間違いなく明らかになったこと、きょうこの場で明らかになったことというのが、青森駅前再開発ビル株式会社——ビル株式会社が国と市に実績報告書というのを出しております。その中に、委員長。この実績報告書の中に記載されていた。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 これ情報公開のものですか。

○中村美津緒委員 はい。私が情報公開開示請求をして手に入れた書類でございます。この中の実績報告書に、見積業者を集め——先ほど山脇副委員長も言いました。見積業者を集め、設計図面をもとに、エス・アイ・アール建築計画事務所木村建築士の指示にて各項目を指示してもらい、各社へ見積もりの作成をしてもらった。これは誤りの報告書ということが明確になったわけでございます。

それでは、見積もり提出に至るその経緯をこれからもちよっとお尋ねをしてまいりたいと思います。補助事業に関して、沼田建設社長は既に退職した営業担当に任せていた。まあ、これ、工藤証人のことで間違いはないということがわかりました。先ほども工藤証人、何度もビル会社にその見積もりを提出したとおっしゃいました。いや、それも確かでございます。沼田建設がビル会社に対して、この補助事業に係る見積書を4回にわたり、まず見積書を提出したということが明らかになっております。最初が平成24年2月7日。平成24年5月21日、これ2回目。平成24年6月7日。平成24年12月3日と合わせて合計4回の見積書を正式な場所でも出していたのだけでも4回。もう目に見えない見積書提出があればもっとあったと思います。公に出ている場でも、この4回の見積書を提出しております。それは公の場に提出されております。

そこでちよっとお尋ねをさせていただきます。この4回見積書を提出され

ていたんですが、沼田建設のこれほどなたが見積書を作成していたのかお答えください。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 沼田建設の会社の中では、自分が見積もりを作成していました。

○丸野達夫委員長 この際、申し上げます。本委員会の運営要領では、尋問の時間はおおむね1時間となっておりますが、予定の質問が終了するまで尋問の時間を延長したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは尋問の時間を延長いたします。中村委員。

○中村美津緒委員 工藤証人におかれましては、ちょっと時間を超過して大変に申しわけございません、お忙しいところ。

それでは、工藤証人がこの4回の見積もりを作成したということが今明らかになりましたが、4回ともじゃあ全て工藤証人が見積書を作成したということでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 取りまとめ出したのは、自分が作成してまとめました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

工藤証人が、恐らく見積もりですから、いろんなところに電気、設備そして床、壁、いろんなところから見積もりを集めて、工藤証人が取りまとめて沼田建設の見積書としてビル会社へ提出いたしました。その提出した先は、これ特定は難しいと思うんですけども、窓口はあったと思うんです。どなたに出したか記憶ございませんか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 アウガビル会社2階です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 なるほど。ビル会社の2階に行って、ビル会社の会社がありますから、そこに持って行った。そこにいた窓口の人に提出したっていう感じで認識してよろしいでしょうか。

〔工藤信孝証人「はい」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

今、その特定の者ではなく、窓口じゃなく、普通に2階の窓口に行っていったということを教えていただいて、ありがとうございました。先ほども、これは国や市の補助金を得て行う事業だとは全くもって認識をしていなかったというお話でございましたが、工藤証人、ここどうでしょう。先ほどの沼田社長のインタビュー、既に退職した営業担当がやったので私はわからないと

いうお答えに対して、どのようにお考えになりますか。自分も会社のトップでございます。トップが知らない。どうですか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 もちろん従業員のことは全てにおいて理解するという立場でももちろん代表をやっていますけれども、もちろん人数が多い——弊社もそうですけれども、やっぱり役所役所の各部署ではその担当の役職をつけて、その人にもある程度やっぱり責任を持ってやっていますので、最終的にはそこを信じて任せているところも自分もありますので、沼田社長もそうだったと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 いや、本当に昔から責任感の強い工藤証人でした。営業課長という立場で見積書も自分が担当した。4回全て取りまとめてビル会社に提出をした。で、沼田建設、その社長は、全て沼田建設の元従業員の課長の立場である工藤証人に任せた。自分もそれをしっかりと責任を持って取りまとめたということが今わかりました。工藤証人の立場になって考えてみましたけれども、これやっぱり、どうしても工藤証人の判断で単独で行ったその行動とは、どうしても考えにくいものがありました。

経済団体の、まあ、工藤証人も私も所属しているその経済団体でございますが、複数のメンバーにも工藤証人は、あのときは一従業員だったと言われただけで、それをただ全うしただけというふうにお話をされていることも聞きました。

先ほど、沼田建設がビル会社へ見積もり提出に至るまでの経緯、聞きましたけれども、それでは自分が単独で一従業員だったと先ほどもおっしゃいました。勝手に見積もりを取りまとめることは、私は、これ幾ら営業企画部課長という肩書があっても、一人で行動できるとは私どうしても考えられません。社長の指示はありませんでしたか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 アウガに関しては、沼田建設で自分が入社しまして、営業として仕事をもらいに行き工事をいろいろやった中で、最終的にはもちろん無償で見積もりを何十、何百って出してはいますけれども、その中で注文を受けた内容に関しては最終的に工事を受けました。で、注文書、請書が来た段階で初めて社長に提出しまして、じゃあやってみろという感じでしたので、その当時に関しては、沼田社長は全てに関して、仕事とるまでの間は任せてもらっていました。

○丸野達夫委員長 中村委員。経済団体での発言は本委員会の知るところではありませんので、発言は注意してください。

○中村美津緒委員 はい、大変申しわけございませんでした。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 工藤証人におかれましても、大変申しわけございませんでした。

先ほどは、全ては自分が任されていたというお話でございましたが、じゃあそれでは、競合他社へ見積もりを工藤証人が出したことも明らかになっております。その競合他社へ見積もりを依頼した業者も、工藤証人が任されていたんでしょ。お答えください。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 もちろん2社、先ほど出ている2社もそうですけれども、もちろん沼田建設として自分がアウガ以外でも建設に携わっているときは、協力会社もしくは知人としてやってもらっていましたので、あくまでも民間の仕事ですので、こちらで安くやってもらえるところに関して、常に見積もり依頼、工事等をお願いしていましたので、この工事に関して自分も2社に関して選定して2社にお願いしました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 また、ただいまその貴重な重要な証言がございました。工藤証人は、これは補助事業ってということがわからなかったから、今までのとおり自分のそのつてのあるところ、そして同級生のところにお見積もりを出し……。

〔工藤信孝証人「同級生じゃないです」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 同級生じゃない、ごめんなさい。

知り合いのところにお見積もりを出した。それは自分がわからなかったというふうな発言でございましたが、今回は工藤証人が知らなかったとしても、実はその補助事業でございました。その補助事業に係る実績報告書、「見積もり依頼及び選定理由について」ということで、それこそ工藤証人は全然関係ないです、知らなかったんですもん。この実績報告書。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 はい、どうぞ。

○中村美津緒委員 先ほど以来、何度も出てきました。工藤証人、これ知るよしないです。これビル会社が作成したのか、これもわかりません。その国と市に出している実績報告書、補助金ですから、競争見積もりをできるだけとりなさい、とらなければとらなかつた理由を書きなさい。別にとらなくてもいいんですよ。とらなかつた理由を書きなさいって書いているんですよ。でもここには見積書を、競争見積もりをしたという文書があるんですよ。その文書に、「青森市などの行政の入札に入っており、なお且つ青森市にて評判がいい業者3社を選定し工事の見積もり依頼をした。」というビル会社が出した書類があるんですよ。そして、当時の常務取締役もその業者選定に関して

は、取締役会で選定をしたと言っているんですよ。ということは、どちらかの証言がちょっと食い違っている。しかもこれも、工藤証人の話が本当であれば、これもまた虚偽の報告書ということになります。これでもって、市側も答弁していました。これがあるから、市に出されているから、ちゃんと適正に見積もりをしたんだ、補助事業だからちゃんと競争見積もりをしたんだと。ということは、工藤証人の今の話であれば、これもまたうその報告書ということがわかってしまったということでございます。

先ほど以来、何度も見積書、何回も何回も出したというお話がございました。できればちょっと記憶を思い出してほしいんです。というのは、何にもあなたもわからないで見積もり依頼を出しました。ところが、その見積もり依頼を受けた2社は、ある意味もう被害者なんですよ。ムラヤマ建設様はいろんな風評被害で、何か悪いことしたのかと聞かれる。藤本淳氏もきょうこの場に来ることになっております。それが、これが工藤証人が取りまとめたという見積書になります。ちょっと表紙だけでも構いません。一通りちょっと目を通していただきたい、そう思います。よろしいでしょうか。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 これは全部情報公開のことですか。

○中村美津緒委員 はい。

○丸野達夫委員長 それであれば。

○中村美津緒委員 ごらんになってください。

〔中村美津緒委員、工藤信孝証人に資料を手渡す〕

〔工藤信孝証人、当該資料を確認〕

○丸野達夫委員長 工藤証人、よろしいですか。

○工藤信孝証人 はい。

○丸野達夫委員長 続けてください。

○中村美津緒委員 工藤証人、どうでしょう。先ほどは、山脇副委員長がムラヤマ建設様の陳述書をお読みになりました。それでも先ほど工藤証人は、いや、私はいろんな見積もりをとっているから。ムラヤマ建設さんは、そこ記憶にあったかもしれないけれども、自分は記憶ないとおっしゃいましたけれども、今でも全く思い出しませんか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 何度も言ったとおり、何十、何百っていう見積もりを常につくっていますので、正直言って一つ一つに関して記憶はありません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。記憶にないことを今ここで記憶思い出せよと言っても、そんな簡単に記憶を思い出すのであれば、しっかりとちゃんと証言してくださると信じておりますので、その今おっしゃった証言、受け

入れるしかありませんが、ムラヤマ建設様もちゃんと赤裸々に、信じて見積もりを依頼されて、工藤証人が当時仕事のおつき合いあった。それは私は聞いておりました。で、工藤証人が会社に来た。こういう見積もりをしてほしい。先ほど、村山証人も陳述書に書いておりましたけれども、補足として文書を出していただきましたけれども、何度もその沼田建設様とのやりとりがあるから、いつもと同じ見積もりなんだろうというふうな安易な気持ちで見積書を出した。ところが、それが工藤証人も知らなかった。補助事業の見積もりだった。それが競争見積もりとして利用された。そうなってしまいますよね、工藤証人、ねえ。工藤証人も知らなかったわけですから。じゃあ、これは責任の所在がどこにあるのかというのをやはり藤本淳さんの証言、そして次来る木村勝治常務、ビル会社の関係者、これをしっかりとお話を伺って、調査、またしていかなければいけない、そのように感じております。

以上、いろいろとお話を伺いました。

工藤証人、先ほどあの——ここでちょっと1つだけ確認をさせてください。補助事業って知らなかった。補助事業って知らなかった。だけれども、見積もり依頼をしたのは、これは明らかになりました。じゃあ、補助事業だったか、でなかったかは工藤証人、そこはもう記憶にない、聞かされていないわけでございますから。それでは民間の見積もりだったと、それでもしまししょう。ムラヤマ建設様、藤本建築様2社に見積もりを出したことは、これはもう明らかでございます。そして、お互いの回答書からもいろいろ価格のその場で相談をしながら、そして、藤本建築様におかれては、ファクスで見積もり依頼が来た。そして、その中には内訳書が記載されていた。そして、金額を参考するようというふうな工藤証人からのお話もあった。ということは、純粹なるガチンコの見積もりではない。価格の相談、操作。指示とは言いません。価格の操作、これをあったという事実はお認めになりますか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 工事に関しては、もちろん見積もり依頼等をやった中で、図面の中で、やはり自分たちの業者でもし施工するのであれば、材料に関して最低限材料の品質、サイズ等はあったとしても、一つ一つの材料に関してはやはり各見積もりをする業者さんで皆さん違いますので、その中で参考までの金額、単価、自分の中でのっていう中では出した、そういうふうに参加にしてくださいというふうに出して、見積もりを依頼したこともあったと思います。それが全てではないと思いますけれども、そういうふうに出したことも、あくまでも漠然すぎる見積もり——つきようがない、検討がつきようのないのに関しては、やはり自分の中ではこの材料を使ってこれぐらいの単価で参考にしてくださいというのは、どの業者と言わずに出したことはあると思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 いろんなその見積もりの話はいいです。今のこの特化して食街道めぐりの――まずこのスイーツコーナーに関してもそうなんですけれども、食街道、地下の食街道、1階のスイーツコーナーもそうなんですけれども、今お見積もりを渡しました。沼田建設様は見積もりの――その場でやった。でも、あなたは記憶にない。藤本建築さんに関しましては、自分が作成した見積もりもどれかおわかりになりますよね。その見積書、どれかわかりますよね。

○工藤信孝証人 はい。

○中村美津緒委員 藤本建築さんの見積書はわからないかもしれません。もう5年もたっていることをごさいます。どれかわかりますか、ちなみに。

○丸野達夫委員長 工藤証人、わかりますか。

○工藤信孝証人 自分でつくっているのは、大体わかりますけれども、はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 藤本建築様のそのいただいた回答から、私も見積書をもう一度見させていただきました。やはり内訳書、やっぱりそのままファクスを送っていただいたんだなというそのまんまの内容でした。23項目あるうち13項目、小数点第1位まで数量がみんな一致しているんですよ。本来、建築でガチンコで見積もりするんであれば、そんな小数点第1位まで合う数量なんてあるはずがありません。そうですよね。その13項目以上のその全ての見積もり、全ての見積もりの項目、沼田建設様の見積もりより全てが数パーセント高くなっているんですよ。やはり藤本建築様も工藤証人からこの金額、この金額よりも全て何割増しか高くやってほしいって言ったのではないかなど。というのは、私これも藤本――きょう来てくださる藤本証人とお話をしました。そのようにもお話をいただいております。

ですから、2社の話をまとめると――再度お尋ねいたします。これはガチンコの見積もりであれば――こういうことはないと思うんですけども、価格の操作、つまり工藤証人から見積もりの相談の操作あったということをお認めになるか、お認めにならないか、お答えください。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 もちろん数量、単価等に関しても、面積、数等に関しては、もちろんこちらで記入して見積もりをしてくださいということもありました。それはあります。もちろん金額に関しても、こちらのほうで目安として先ほども言いましたけれども、そういうふうに目安でやってくださいというようなこともありました。その見積もりの項目、単価に関しては、もちろんこちらのほうで設定して、これでやってほしいということもありましたので、項目はもちろんかぶっているとは自分でも思っていると思います。それは、ど

この工事に関しても依頼した中で全てそういうふうに行ったのもあれば、今回は急ぎだったのでというので数字だけ入れて、そこにあと単価だけ入れてくださいというのもありました。

で、あくまでも、もう先ほども何度も言いましたけれども、ガチンコの見積もりであるかどうかという中で、うちはあくまでも民間の工事として自分で仕事が欲しいというのもありましたので、もちろんだうにか仕事が欲しいという中で、工事はします、民間ですから。もし、公共事業だということが自分で把握して仕事しているのであれば、見積もりに関して入札に関しても市の入札方法で、ビル会社のほうでやればよかったと今は思いますけれども、そのときもそうですけれども、あくまでも民間工事ですので、自分で仕事を営業してとりたい。そういうのは普通だと思います。電気に関しても何に関しても、それは民間工事であれば自分の会社で仕事をとりたい。それが普通だと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 当然、おっしゃるとおりでございます。普通のことだと思います。でも、今回のことは普通ではないんですよ。でも、それあなたは知らなかっただけなんですよね。よくわかりました。

もうここに来て最後の質問になってくるわけですが、ということは、沼田社長からほとんどある程度任されてあなたは――単独とは言いません。あなたの正義感でここまでやったわけです。会社を何とかしたい、売り上げを伸ばしたい、利益を何とか頑張って上げたい、そういう思いでやった。でもそれが補助事業だとわからなかった。相手はビル会社だから民間企業、いつもやっていることの見積もりを2社にとったというお話でございました。ということは、社長と課長という立場でありながら、そこは全然お話が通っていなかったんだというのが、ここにいらっしゃる誰もがわかったと思います。この新聞記事に関してもそうです。当時担当していた営業に任せていた。だからわからなかった。社長もわからなかった。いや、本当にそうですかね。でもこの後で、担当に確認したというお話もあるんですが、この時点の質問でございますが、その以降、アウガ問題に関する調査特別委員会が始まっていった以降、沼田社長からこの件、今問題になっていた件で、社長から当時の従業員だったあなたに、工藤証人に連絡等問い合わせはありましたか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 もちろん仕事の絡みも今もそうですけれども、友人でもあり仕事以外の話もしますけれども、これにこの件に関して今回このように百条委員会というふうなことを開かれた中で、率直に何でこのうちたちが携わった2年間だけが今取り上げられているのかと。その前、その後、現在アウガが赤字になった段階で、それに関して全てここだけを抜粋されるのは何

か裏があるのかということで聞かれました。

○丸野達夫委員長 証人に申し上げます。証人の意見は述べないようお願いいたします。中村委員。

○中村美津緒委員 私もちよっと委員長から怒られるかもしれませんが、いや、本当にそうですよ。この――私、魔の平成24年と呼んでいるんですけども、その中に携わった沼田建設様と特定の者が、先輩議員たちが平成21年度のクリスマス議会で2億円を融資して、その2億円の内訳と違った使い方をしてこうなったから、今こういう話になっているんですね。その今お話をさせていただいています。その以前、その後に関しては、しっかりと私たちがまた時間をかけて調査しますので、今この場のお話だけにちよっとお答えしていただきたいのですが、沼田社長からこの問い合わせはありましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。工藤証人。

○工藤信孝証人 先ほどもありましたとおり、これだけに関してどうのこうのということはなくして、先ほど言われたとおりに、何でここだけなのかなって言うので言っていました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうでしたか。じゃあ連絡はあったということで、具体的な話はなかったということですよ。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 先ほども何度も言いましたように、仕事の面でも今でもお付き合いもありますし、プライベートでもお付き合いがありますので、話しています。

○丸野達夫委員長 中村委員。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 登記簿。どうぞ。

○中村美津緒委員 先ほどいろんなプライベートでもお付き合いがあるということでございました。こちらはよく御存じの合同会社A&STARさんの履歴事項全部証明書でございます。何度も名前が出てきました沼田智光社長そして工藤証人、そしてこの後、証人喚問で来ていただきます当時の契約嘱託職員の方と3人でつくった会社、これを今――りんご箱地下飲食店経営されております。そういったお付き合いもあることから、非常に深い仲ではあったと思うんです。今でもそうだと思うんです。それなのに大事な部分が、その対話、出てこない。これは私どうも疑問でなりません。これまでちよっと思った以上に時間を費やしてしまいましたが、工藤証人の証言からはちよっと記憶にないということが、大事なところがただただありまして、解明どころかさらに疑義が深まったというところを申し添えまして、また今後の調査

次第では、またこの見積もり合わせに関しまして、工藤証人にまたお話を伺わなければならないということを申し添えて、私のこの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、1階スイーツコーナーについてを議題といたします。山脇委員。

○山脇智委員 それでは引き続き、1階スイーツコーナーについて尋問を行っていきたいと思います。

先ほどの中村美津緒委員からの質疑によって、さまざま補助事業だということを知らないまま事業を行って、その中ではこの見積もりの依頼の後にあっては不適切な部分もあったということを確認していたのが、先ほどの証言内容だったというふうに私も思います。その中で私は、藤本さん——藤本建築さんと、あとムラヤマ建設さんから出された陳述書の中での見積書の受け取りについて質問をしていきたいと思います。

この見積書については、藤本建築さんからは、スイーツコーナーについては仕様書について、まず見積もりの仕様書について誰からどのような説明、内容で説明を受けたのかという部分では、「仕様書について説明を受けたことはなく、設計図面を示された記憶もない。」というふうに、見積もりについては説明がされていない、仕様書については説明がされていない。で、2番の見積もりについて誰からどのような内容で依頼を受けたのかというものに関しては、「有限会社沼田建設の工藤信孝氏より電話による見積依頼があり、その後工事対象箇所の面積等を記載した内訳書をFAXされた。その際に示された金額を参考とするよう工藤氏より説明を受けた。」とあります。その中で先ほど、数字だけでなく金額だとか単価を指定したというような話もありまして、こういった話を聞くと、私はこれはやはり金額の指示に当たる内容の証言であったと思うんですが、仮に民間であれば工藤氏は証人は問題ない——かったけれども補助事業であれば問題があったという認識だったので、であれば、今回この見積もり依頼をした内容には問題があったということ为先ほど証言されたということによろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 先ほどから補助事業に関して、地下と1階に関して、同じような質問が今のこの1番、2番に関して、同じく何度もお話しされたと思いますけれども、あくまでも民間からの——民間企業から民間の弊社、弊社でなく沼田建設に工事見積もり依頼が来た内容で見積もりをしていましたので、補助事業であった、なかったとは別だとしても、あくまでもうちはその民間から見積もりをしてほしいっていうので、あいみつも、後日あいみつも出してほしいというふうな話きた中で、あいみつを知っている仲のいい会

社にももちろんお願いしてやってもらいました、それは。

なので、あくまでも何度も言いますように、公共事業という価値観ではない中で、そういう公共事業の市の入札制度の中で行っているというか、そういうふうなのでやりますというふうで、市のほうから例えばビル会社のほうに来て、ビル会社のほうからそういうふうに言われるのであれば、もちろん市の入札の方法で見積もり等をやったと思いますけれども、最終的にその補助事業の補助を受けるのがどこであったかわかりませんが、それは。市であったのかどこであったのかわかりませんが、その判断をしてそういうふうな書類を進めて、今聞けばやって、そういうふう補助をもらったというのである中で、うちはあくまでも民間企業から見積もり、再度見積もりをあいみつでどっか出してほしいというふうな民間から民間への民間の扱い方で対応したというつもりで今でもいましたので、はい。そういう内容でした。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 あくまでもやはり民間のもので扱ったということなんですが、そうであれば、やはりビル会社から公共事業であったということは一切説明されなかったのはおかしいし、もし仮に沼田建設の社長がこれが公共事業だということを、補助事業だということを把握していたのであれば、やはり工藤証人に対してしっかりとこれは教えるべきだったものであって、そういうことがなされなかったのは、私は、やはりまず大きな問題だと思います。

その中で、先ほど見積もり依頼がされたというのは明らかになったんですけども、この見積書についてはビル会社にこの藤本建築さん、ムラヤマ建設さん提出したという形なのか、それとも工藤証人がこのお二方から見積書を預かってビル会社に提出したという形になったのか、そのあたりについては記憶はありますか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 これも先ほど言いましたけれども、ファクスやもちろん自分がとりに行ったりして、自分がうちのところにまとめてうちが持って行ったというのは、先ほども言いましたけれどもそういうやりとりでやったと思っています。

○丸野達夫委員長 証人に申し上げます。先ほどの質問は、地階あおもり食街道についての質問で、今回は1階スイーツコーナーの質問ですので、例え同じ回答であっても、質問は違うものとして捉えてください。

○工藤信孝証人 はい。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 私も今再度聞いたのは、実は藤本建築さんからの回答が、この1階のスイーツコーナーと食街道めぐり事業においてちょっと回答内容が違うものですから、改めて確認する意味で質問をしたものです。

そうであれば、やはり公共事業で本当にこのビル会社の説明のとおりにより3社に対して説明がなされ、本来であれば3社がこのビル会社に対して見積もりを提出すべきであったところが、この工藤証人がこの2社に対して見積もりをして見積書を集めビル会社に提出したと。そういう事実があったということを私は、今回のこの2つのアウガ問題に関する調査の事項の、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項において証言をいただけたので、私の質問はこれで終わります。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 また、質問させていただきます。

混乱するかもしれませんが、今の補助事業に係る地下の食街道とその1階のスィーツコーナー、同じ補助事業でございますので、同じ質問に感じるかもしれませんが、重なりますがお答えしていただきたいと思えます。

工藤証人は、1階スィーツコーナー内装工事に関しまして、沼田建設として大きな役割を担っていたということは、今までの調査とこれまでのお話で明らかになってはいるんですが、この1階のスィーツコーナーの内装工事に関して、沼田建設としてどのような役割をしていたのかお尋ねいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。工藤証人。

○工藤信孝証人 沼田建設がということですか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 申しわけございません。沼田建設の工藤証人としてどのような担当、役割だったのか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 ビル会社と沼田建設の中での窓口ということで、営業でやっていました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 窓口という御答弁、お話でございました。それでは、工事にも携わってはいなかったんでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 工事としても直接、職人としても携わってはいました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 工事として、沼田建設の――それでは職人としても、このスィーツコーナーに関しては従事していたというお話でございました。これ、夜間工事っていうふうには伺っておりました。間違いないですか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 はい、夜間工事でした。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 夜間工事ということがわかりました。その中で、ビル会社の職員ももちろん自分の会社の建物の中でございますから、先ほどの補助事業の話は置いときまして、工藤証人も全然知らなかったわけですから、民間の仕事として工事をしていたと、一生懸命。民間対民間の仕事で一生懸命職人としても、営業としても仕事をしていたということが先ほどわかったんですけれども、ビル会社の職員、チェックのために見に来ていたというお話もありますが、ビル会社の職員、夜間工事でありました。普段生活しておりましたけれども、夜間もその工事に対して、ビル会社側がチェックしに来たとかっていう、見たことっていうのはありますか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 閉店後から朝までの間では、来ていたこともありました。

○丸野達夫委員長 中村委員、今の質問はこれ、つながっていくんですか。

○中村美津緒委員 はい、つながっていきます。

○丸野達夫委員長 であればいいです。どうぞ、中村委員。

○中村美津緒委員 じゃ、いろんな人が入れかわり立ちかわり来るでしょうから、名前までは思い出せないかもしれませんが、当時の工藤証人とビル会社のその窓口、一番強い関係にあった方は見に来ましたか。

○丸野達夫委員長 済みません。質問の趣旨がわかりません。

○中村美津緒委員 何回も申しわけございません。夜間工事、閉店後この工事にちゃんと工事がされているのか、安全面も含めてビル会社の方がチェックをしていたというお話はありましたが、工藤証人といつも窓口になっていた方、その窓口になっていた方も夜間工事している最中、見に来ていたときはございましたか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 ちょっとこの質問事項にないんですけれども、もちろんアウガ閉店後から朝までの間、担当者数名今、言ったと思いますけれども、その方は顔を出してはいました。

○丸野達夫委員長 質問事項になくても許可した発言ですので、そこは御了承ください。

〔工藤信孝証人「はい」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 大変申しわけございません。関連性がありますので、ちょっとこういった質問になってしまいました。申しわけございません。

実は、市側のこれまでの答弁も、市側もこれは市の補助事業ですから、市側ももちろんちゃんと現場を見ていましたというお話をいただいているんです。ということで、じゃあ市側の方もごらんになっていたと認識でよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 これ、市の職員も来たのかという……。

○中村美津緒委員 はい、市の職員も来たということでよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 どの方が市の職員かは正直定かではありません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうですよ。市の職員もいっぱいおりますもんね。これがどの職員か市の職員なのかは、そうですよね。わからないですよ。大変申しわけございませんでした。

それでは、1階のスイーツコーナーが着工から完成に――工藤証人も今、建築をやっていますので、プロでございます。スイーツコーナー、もちろん隣で工藤証人、店舗やっておりましたから、スイーツコーナーがどれくらいの規模なのかある程度把握されていると思います。この青森駅前再開発ビル株式会社が沼田建設様に発注したそのスイーツコーナー、ありましたよね。この建設、ある程度の内容、規模、工事携わっていたというお話もありました。大体、どれくらいの日数が要する工事内容だと思われませんか。

○丸野達夫委員長 中村委員、隣で店舗をやっていたというのは、どういう意味ですか。

○中村美津緒委員 ごめんなさい。大変申しわけございません。その話、済みません、削除お願いいたします。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 工事の面積、日数等は、ビル会社のほうに契約書に記載あり、もちろん工事の行程表も出してあると思いますので、これスイーツコーナーだけで今、どれくらいの規模でどれくらいの日数というのは、正直定かで覚えていません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうですよ、いろんな工事もやっていますしね。そのスイーツコーナーがどれくらいの日数かかるかというのは、まだわかりませんよね。

じゃあ、それでは質問をちょっと内容を変えさせていただきます。

いろんな見積書を今まではビル会社に出したということでございました。そうしますと、このスイーツコーナーの見積もりももちろんビル会社に出しておりました。先ほど、取りまとめて全て任されて、工藤証人がビル会社に提出したというお話でございましたが、じゃあこのスイーツコーナーの見積書作成も工藤証人ということで間違えないですよ。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 最終提出は、沼田建設として出しましたけれども、もちろん工事に携わった業者もいますので、そちらのほうに依頼して、工事を依頼

した中でそれを取りまとめ、ビル会社に出しました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 先ほど以来、いろんな各社から見積書を取りまとめて1つに見積書をして、沼田建設として自分が任されてビル会社に提出したというお話でございましたが、できればここちょっと記憶を思い出してもらいたいところが1つございました。このスイーツコーナー、内装工事に係る内訳書の中身でございます。これ、唯一什器備品という内容が出てくるんです。で、今回このスイーツコーナーに限っては、いろんなリースとかではなくて、什器備品を購入している。つまり見積もりに計上してあるんですね。結果して、沼田建設様がビル会社に納めているということも明らかになっておりますが、その什器備品、どなたかから一一見積書を先ほど取りまとめたというお話でございますが、ここちょっと記憶を何とか思い出してほしいですね。この什器備品、どうですか記憶ありますか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 什器備品は、多分そのスイーツコーナーを運営される方がこれがほしい、こういうのがありますというので、多分見積もりを沼田建設に出したと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 過日の調査から、今、工藤証人がおっしゃったことと多少似ているところもあるんですが、私たちの調査の中では、この什器備品を提供した者もわかっております。工藤証人、今の話ですと記憶になかったんでしょうね。ただ実質的に提供した方は、このスイーツコーナー、オーナーになった方が提供したわけでございます。

そこでお尋ねいたします。そのスイーツコーナー、設計したところもわかりました。見積もりも出しました。結果して、工事はどこが主にやったんでしょうか。お答えください。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 スイーツコーナーに関しては、市内の業者さん、船場さんのほうに工事を依頼して、残り部分は沼田建設でやったということがありました。

○丸野達夫委員長 船場さんというのは、カクヒロ船場さんのことですか。

○工藤信孝証人 はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

今の単語、今、カクヒロ船場という社の名前が出ました。ただちょっと気になったところも今、一部出てきました。カクヒロ船場様にもお願いしたけれども、自分たちでも工事をやったというお話でございましたが、そのすみ

分けというのは、沼田建設様が工事されたところというのは、どの部分かお答えできますか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 どこということは、今正直はつきり定かではありませんけれども、もともと図面上で壁、天井、給配水等を施工するという意味で、カクヒロ船場さんのほうには見積もりを出してもらいまして、それで発注をいたしました。それ以外にも、やはりもともと厨房であり、衣料屋さんだったところもありますので、壁の裏に見えていない部分が多数あった中で、カクヒロ船場さんのほうには見積もりを出された以外の部分に関しては、もちろんこちらのほうで職人としてやっていたという意味で、どこというのは一つ一つ——スイッチ1つ、スイッチ2つとか、そういう細かいところまでは正直わかりませんが、見積もり以外のところは沼田建設、もしくは自分がやっていました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 はい、わかりました。

私たちの調査の中で、カクヒロ船場様がある程度下請として工事が入ったということも明らかになっております。というのは、先ほどもお見せいたしました。県庁に行きますと決算書等の届け出という中に、どこから仕事を請け負ったかというのがわかるんですよね。それにカクヒロ船場様が、沼田建設様からこの部分に関して以外のも含めて、下請で入っていたということが明らかになっておりました。その工事、請負契約書を先ほどもおっしゃいましたが、いいですか。

○丸野達夫委員長 許可してないよ。何に使うの。

○中村美津緒委員 ちょっとこの2つを。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 これ契約書ですね。はい、いいですよ。

○中村美津緒委員 カクヒロ船場様に下請で沼田建設様が発注していたということが明らかになっておりますが、カクヒロ船場様に仕事の依頼をしたのも、やはりこれは任されていた工藤証人でよろしかったのでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 一番最初、声をかけたのは自分です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうすれば、また、この設計見積もりするに当たって、もちろん先ほどおっしゃいました設計も必要でございます。そうすれば、先ほどいろんなものがエス・アイ・アール建築計画事務所さんに依頼したということも、それぞれ違うよという話でもございました。このスイーツコーナーに限ってはいかが

ですか。どなたがまたエス・アイ・アール建築計画事務所さんに依頼したのか御記憶にございますか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 窓口は、自分だったと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

それでは、青森駅前再開発ビル株式会社と沼田建設様が、このスイーツコーナーに限ってはもちろん工事をしておりますので、工事請負契約書、これを交わしておりました。先ほどのお話から、工事請負契約書、注文書はビル会社が作成したというお話でございました。あくまでも窓口は工藤証人だったかもしれませんが、先ほど許可をいただきました工事請負契約書、こちらもそうするとちょっと遠くて見えにくいかと思いますが、ビル会社が作成したというふうなお話に当然なるわけでございますが、実はこれはビル会社に求めた契約書、そして、沼田建設様にスイーツコーナーの工事請負契約書を提出してくださいというふうなお願いをしたところ、当然、同じ契約書があつて当然でございます。契約書ですから2通作成する。当然2通同じで当然でございます。ところがこの工事請負契約書、2通違うんですよ。契約日と工期が違っているんですよ。こちらのビル会社が提出したのは、国と市へ実績報告書に上がって添付されている契約書。こちらは沼田建設様が保管していた工事請負契約書。工期と日付が異なっているんです。じゃ、この存在、現場は任されていましてけれども、代表印の押印がされておりますので、そこまで工藤証人はどうですか。この2通の契約書があること自体わかっていましたか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 2通あることは、今初めて知りました。契約書等に関しては、工事の発注、受注までは自分が窓口としてやっていたけれども、注文書、請書に関しては、もちろん会社対会社ですので、そちらは会社のほうでやったと思います。

○丸野達夫委員長 済みません。ここで議事進行上の問題がありますので、暫時休憩したいと思います。

質疑者2名と事務局は別室にお願いいたします。

午前 11 時 51 分休憩

午後 0 時 2 分再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいま別室にて、質疑者2名、そして事務局、私と協議いたしましたが、協議がまとまりませんでしたので、昼休憩を挟み協議を続行したいと思いますので、ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は、追って事務局よりお知らせいたします。御苦勞さまでした。

午後0時3分休憩

午後1時再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

証人尋問を続行いたします。

証言を求める事項、1階スイーツコーナーについてを議題といたします。
中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 工藤証人、午前中はどうもありがとうございました。また午後に、引き続き質問させていただきますことをお許してください。

それでは、引き続きスイーツコーナーについて質問してまいります。

先ほど途中でとまりました、工事をするに当たりまして設計が必要だ、その設計するに当たりましてエス・アイ・アール建築計画事務所をお願いをした。そして、ビル会社側もエス・アイ・アール建築計画事務所と打ち合わせをしたということでございましたが、私、先ほど示すことを忘れましたが、口頭だけでしたが、エス・アイ・アール建築計画事務所様からいただいたのは、打ち合わせについても――ごめんなさい、あ、これは、ちゃんと開示して。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 これは開示している、はい。

○中村美津緒委員 こちらに、木村精郎氏のお話でございますが、「打合せについても、建築会社とは行いましたが、アウガ側とは一切行っておりません。」という文書が出ておりますので、先ほどの証言とは食い違うのではないかなと考えます。

そして、工事について、工藤証人も自分で職人として現場に入ったということでございました。で、沼田建設の下請でカクヒロ船場さんの名前も出ました。

そこでお尋ねいたします。カクヒロ船場様と工藤証人、一緒に工事したというお話、もう1回聞き忘れた部分もございましたので、もう一度お聞きいたします。工藤証人とカクヒロ船場様、一緒に工事を携わったときがあったということによろしいですね。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 はい。メイン工事はカクヒロ船場さんでやりまして、随時それ以外の必要な部分に関して、自分が手がけられるところは自分で対応して現場、やりました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

それでは、カクヒロ船場様がスイーツコーナーにおきまして確実に工事をした、そして工藤証人も一緒に工事をしたということでございました。

先ほど、沼田建設様が当社へ——当議会、私たち調査委員会に出した契約書の日付の工事の契約日が7月25日。工事着工日も7月25日ではありましたが、委員長、これをまたよろしくお願いいたします。これは独自で入手した……。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 独自、はい。

○中村美津緒委員 これは、カクヒロ船場様からいただいた、私が直接いただいた工事の工期になります。これが7月2日からになっております。これは工藤証人も御存じだと思います。一緒に工事が入ったということでございますので、7月2日から工事が入ったということで認識しているのかお聞きしたいと思います。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 工事の工程表は事前にビル会社のほうに提出していたものでしたので、おおよそそれをめどに工事は着工したと思っていました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 7月2日から、じゃ、それでは工事が入ったということがわかりましたので、これは、工藤証人は補助事業ということがわからなかったにしても、これは補助事業でございますので、ビル会社にしては事前着工、経済産業省の補助事業マニュアルに沿わない事前着工が認められたということがここで改めて明らかになりましたので、こちらのスイーツコーナーの質問は、私は終わらせていただきます。

以上です。

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設についてを議題といたします。中村委員。

○中村美津緒委員 続きまして、ヤマト運輸に関します質問の中で、出店に伴う工事におけるスプリンクラー工事の移設・増設に関する事項について、お尋ねして引き続きまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

工藤証人は、ヤマト運輸出店に伴う内装工事に関しまして、沼田建設とし

てどのような役割を担っていたのかお答えください。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 ビル会社と沼田建設の間で自分が窓口ということでやっています、工事に入りました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

窓口ということでございました。先ほども同じような質問がございましたが、ヤマト運輸出店に伴う工事の、これまた見積もりも必要でございます。ヤマト運輸出店に伴う工事の見積もり、これどなたが担当したのか教えてください。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 ヤマト運輸とビル会社のほうで工事等、地下に出店の内容は話がされていたと思うんですけども、その後にヤマト運輸で地下に入りたいということで、とりあえずのイメージで言われた内容を図面もしくは見積もりを後日しました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 申しわけございません、端的にちょっとお答えください。

この――何と言うんですか――ヤマト運輸出店に伴う工事の見積もり、これは沼田建設がビル会社に提出していたんですが、その見積書はどなたが作成したのか、担当したのかという質問でございました。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 ヤマト運輸に関しても、カクヒロ船場さんのほうで工事しましたけれども、カクヒロ船場さんのほうに見積もりを提出してもらい、それを取りまとめして沼田建設でビル会社のほうに提出しました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

それでは、カクヒロ船場様の見積もりを工藤証人が取りまとめてビル会社へ提出したということでございますが、ビル会社と沼田建設が――工事請負契約書も交わされておりましたが、これ内装工事に関しまして、先ほどカクヒロ船場様が工事をした、で、見積もり作成するもそれをまとめたということでございますが、これも先ほどと同様、どっちがどの工事をしたというのはいろんな組み合わせがあったということでよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 そのとおりです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

カクヒロ船場様の見積もりも、100条調査権を行使して見積書の原本――

原本というか、向こうにある控えを提出していただきまして中身を見ました。

ここがヤマト運輸の大事な質問でございました。実際そのスプリンクラーの移設工事が増設も含めてされているのかされていないのかというのが疑義が残っておりましたが、カクヒロ船場様の見積書には、それが記載されておりました。それは工藤証人、御記憶にありますでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 ヤマト運輸の工事に関しては、当初、ヤマト運輸の担当者の方がフリーハンドで絵を描き、もしくはこのようなテナントをつくりたいというのを、当初、ビル会社そして自分のほうにも伝えてきました。その中でいろいろ——もちろん壁をつくる、ねぶたを置きたい等いろいろあった中で、大型ビルに対しての出店をできるような状況をまず認識した上で、その中でまずお客さん——ヤマト運輸さんのほうで言っている内容であれば、現在のスプリンクラー等の移設もしくは増設が必要だと。壁に似合ったスプリンクラーの箇所と場所がありましたので、当初フリーハンドで絵をヤマト運輸さんの担当者からいただいた内容であったときに、1度目の見積もりはスプリンクラーの移動も必要ですというので、何度かその内容でヤマト運輸に対して、あとはビル会社のほうに見積もり出したと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ま、過日調査してきた内容と今ちょっと異なる証言があったので、今ちょっと精査いたしますが、今ここで聞こうと思ったんですが、もちろんヤマト運輸に関しましても見積もりをするに当たりまして設計図、必要でございます。こちらの設計したものエス・アイ・アール建築計画事務所というふうなことがもう明らかになっております。はい。それについて、工藤証人は御存じでしたでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 だったと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それではエス・アイ・アール建築計画事務所さんは、これはスプリンクラー工事を要らないというふうにもともと平成 24 年 5 月 7 日に市、そして消防署に確認をとっていて、それを工藤証人にもお伝えしたと思うんですが、それ記憶にございませんか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 アウガに関して木村さん——エス・アイ・アールさんの木村さんからは、何度かそのような指示がありました。で、やはりヤマト運輸に関しては、どうしても個別ブースが欲しいということで、大分個別にこだわっていらしたので、それに関しては自分の建設の——建設した中での判断としても、壁が立つ中ではスプリンクラーが必要だと。その認識の上で、ま

ず設計——木村の設計屋さんに言う前にそれはスプリンクラーが必要ですということを再度ヤマト運輸さんのほうには伝えました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうすると、壁をこうつくりたいので、ま、壁が50センチの今あいている壁を、上まで行くということでスプリンクラーが必要だということで見積もりを計上したということでよろしいのでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 はい、そうですね。一番最初はそのような感じで、こちらのほうでわかる範囲の建設をする内容で、それを全てにおいて見積もりを出し、スプリンクラーの増設・移設が必要だということで提出しました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

カクヒロ船場様にお見積もりを依頼してきた日にち、それは沼田建設様がビル会社へ出した前か後か、それは認識、今、記憶ございますか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 日時についてははっきり覚えていません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 カクヒロ船場様のその日付がかなり後の日付だったので、私もすごく不自然に思っていたんですが、もうその後の段階でカクヒロ船場様ではこれはスプリンクラー工事の必要性はないというお見積もりを、それこそ沼田建設様にお出しをし、そしてその後に契約をしている。そうすると、取りまとめをした工藤証人は、カクヒロ船場様からの見積もりの内容書を見れば、スプリンクラーの工事がないというのがわかっていたと思うんですが、どうでしょう、カクヒロ船場様からの見積もり、スプリンクラー工事がないのに対しまして、今、記憶ございますか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 地下に関しては、食街道のほうではもちろんスプリンクラーの増設・移設等がありました。で、ヤマト運輸さんのほうでは、最終的にやらないと、やらなくていいという指示が木村——エス・アイ・アールさんのほうから出まして、その上で再度カクヒロ船場さんのほうにスプリンクラーの増設・移設がない状態でとりあえず見積もりを出してくださいというふうなので、見積もりをお願いしたと思っていました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 いや、工藤証人の今の証言が、いや、これは……。うん。

非常に今までの過日の調査と全く異なった証言でしたので、もう一度ちょっとお尋ねいたします。

今、地下の食街道はスプリンクラーの移設・増設があったというふうに証

言いたしましたが、それで間違いないですか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 地下……。まあ、地下の工事でちょっと食街道とりんご箱の工事、ちょっとダブっている、記憶がダブっているところもありますんで、地下でやったのは確かでしたけれども、ま、今そういうふうに言われますと、確かに食街道のほうがあったのかは、正直記憶でははっきりとは今言えません。済みません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 エス・アイ・アール建築計画事務所さんと工藤証人は何度も打ち合わせをされたと思うんです。ヤマト運輸の図面と隣の食街道の平面図、一緒にこれはエス・アイ・アール建築計画事務所さんは作成をしていました。そしてその5月7日に、これは50センチの開口をあけることで、スプリンクラーの工事は必要ない、そして天井もいじることはないというふうに記載されておりました。

そうすると、工藤証人との先ほどの証言とは全く食い違ってくるのでございます。それは、工藤証人の記憶も、ま、5年もたっているわけですから、ないかと思うんですが、先ほどもお見せいたしましたあの――先ほどお見せしましたこの同じ書類でございます。ここにまた、沼田建設社長のインタビューが記載されております。スプリンクラー工事について、当時の担当者に確認したところ、工事はしっかりとされていると答えたという。また担当者、工藤証人のことだと思うんですが、これ、この証言、間違いないでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 要所要所、工事に関しては、スプリンクラーの移設・増設、それは市役所の建築指導課もしくは消防のほうに、自分もそうですけれども、設計事務所のほうで随時確認の上でその都度その都度、必要か必要じゃないかというのを確認してもらいながらやっていたので、一つ一つの場所に関して、正直今、どこでやったかやんないかというのは今すぐ記憶には出てきません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

ま、一つ一つの記憶はないけれども、本来の過程からいくとしっかりと建築指導課、そして消防署に確認をして工事をするのかしないのか、ちゃんと見きわめるといってお話があったので、まさにその通りでございます。

今回のこの地下のヤマト運輸の出店に当たっては、青森地域広域事務組合の回答では、ヤマト運輸、そして食街道に関しましては、スプリンクラーの増設工事、移設工事の届け出が提出されていませんという書類が出ております。そして……。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 使うときは確認してくださいね。はい。

○中村美津緒委員 アウガをずうっとオープン当初から法定点検をしておりますスプリンクラーの点検業者でございます。こちらでも毎年何度か法定点検をするんですけども、ヤマト運輸、そして地下の食街道の部分に関しましては、そういった増設・移設等の届け出も出ておりませんし、異変には気づかなかつたというふうな回答書でございます。

で、先ほど工藤証人もおっしゃいました。カクヒロ船場様がある程度の見積もりをして取りまとめた見積書にも、スプリンクラーの移設・増設の記載はない、そして消防事務組合の――広域事務組合の届け出もない。法定点検もされていない。よって、工藤証人の先ほどからのお話からも、これはスプリンクラーがされていないというのがもう明らかになってきたんですが、で、もう1つ、その新聞記事で、今度、異なる回答が今度されているので、ちょっとこれもまた工藤証人にお聞きしたいと思います。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 新聞、はい、いいです。

○中村美津緒委員 先ほど担当者に、ま、社長は聞いたところ、スプリンクラーの工事は適切にされているというインタビューでございましたが、こちらは平成29年9月20日の朝日新聞の記事でございました。建設会社社長は、当時の担当者からは現場で工事に変更になったと聞いている。その結果、見積書と内容が異なっているだけではないかと話ししておりますが、その後、それでは沼田建設社長と見積書のスプリンクラーの有無については、お話しされたからこの回答になったんでしょうか。お尋ねいたします。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 今、そのように社長がおっしゃっているのであれば、どっかのタイミングで変更にあったというのを伝えたかもしれません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それでは、ただいまの証言をもちまして、スプリンクラー工事はされていなかったということで、お認めになるということによろしいですね。(発言する者あり)もう一度ごめんなさい。早口で申しわけございませんでした。

先ほどの証言から、スプリンクラー工事の施工しなかったということ、工藤証人はお認めになるということによろしいですね。(「認めてないんじゃない」と呼ぶ者あり)スプリンクラーをやっていないということ、やっていないということをお認めになるということによろしいですね。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 工事に関しては、当初、見積もりの段階では移設が必要だ

と。それは、担当者——ヤマト運輸の担当者のほうから指示があった内容での図面、もしくはフリーハンドの図面、もしくはその仕様であれば必要だったというので見積もりは出しましたけれども、追ってそれが壁の位置、もしくは壁の高さ等に関して、ヤマト運輸さんのほうで了解を得た内容の、大丈夫ですという中で、工事をしなくてもいいという内容で変更されてもいいということでしたので、そのまま——認めるとかではなくして、工事はする必要がなかったのではありませんでした。その分、もちろん見積もりに記載されていない工事もその分、いろいろやりましたので、それで工事的には金額等そのまままで工事、進めたというのは当時覚えています。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今までのその証言によって、全てが覆されたわけですが、最後にスプリンクラー工事、工事されていないということが明確になりました。最後これ、委員長、これ証人に見せてよろしいでしょうか。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 これ何。

○中村美津緒委員 私が情報公開で……。

○丸野達夫委員長 あ、情報公開。わかりました、はい。

〔中村美津緒委員、工藤信孝証人に資料を手渡す〕

〔工藤信孝証人、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 そちらの書類をごらんください。

これは情報公開、開示請求いたしまして、市と国へ実績報告書に添付されている書類でございます。

5月7日にエス・アイ・アール建築計画事務所と、打ち合わせを5月7日にしたというふうな話でございます。5月7日にして、もうスプリンクラー工事は必要ないというふうなお墨つきをいただいているにもかかわらず、見積書を記載して提出した、その後にも、カクヒロ船場様からの見積書を取りまとめたときにも、見積書が——スプリンクラー工事もなかったにもかかわらず、なぜあえてスプリンクラー工事、数も16坪に關しまして移設が13、増設が3という見積もりの内容でございました。工藤証人の発言、証言が全て覆される書面でございますが、その書面を見てどのようにお考えになるのかお答えください。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 設計屋さん——エス・アイ・アールの木村さんのほうでは、一応確認の上で、消防、建築指導課のほうに聞きに行きました。そのときには、やはり天井から50センチあけると別にスプリンクラーの移設・増設は、ここのアウガに関しては必要ないということをもまず言ってきました。しかし、工事担当者というか、ヤマト運輸の担当者のほうでは熱い思いがあって、ね

ぶたを置きたい、壁を上にも上げてほしい、個室にしたいというのがなかなか折り合いがつかずに、とりあえずヤマト運輸さんのほうには、この段階ではお客さんの言っている内容であれば、スプリンクラーの増設・移設等が必要でと。でも、現状で50センチあける、もしくは壁を少なくするようなのであれば要りませんというふうな内容で進めてまいりましたけれども、最終的にカクヒロ船場さんのほうにお願いしたときは、最終的に要らない、やらなくてもいいような工事だというので見積もりをお願いしたと思っていました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 もう今までの話からスプリンクラー工事はされてなかったということが明確になりましたので、以上でこのヤマト運輸に関するスプリンクラー工事の質問に関して終わらせていただきます。

以上です。

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、地階飲食店りんご箱について発言を許可いたします。山脇智委員。

○山脇智委員 それでは地階飲食店りんご箱について、証言を求めていきたいと思えます。

先ほどから工藤証人は、民と民のやりとりだったからこのようなスプリンクラー工事でも実際には行わなくても全て他の工事で賄ったですとか、あと補助金についても、実際に受けているのを知らなかったというふうなずっと証言をしているんですけども、周知のとおり、アウガは青森駅前再開発ビル株式会社という第三セクターが管理をする会社で、当時この会社は倒産寸前、債務超過寸前という報道が新聞にも流れるほど、大変危機的な経営の中であったにもかかわらず、このような赤字の会社からばんばん発注される工事をどんどん受けてこれやるというのは、よほどの担保がないと。私は普通、営業担当課長としてちゃんと適正にこれ払われるのかなとか、ちょっとは疑問に思ったりもすると思うんですね。

私は、なのでやっぱりこれはね、補助事業だからやはり市が債権を持っている、出資している第三セクターだからという認識があったと思うんですね。なので、私はそれを全部民と民で果たして工藤証人が済ませてしまっているのかということに疑問を持っているんですけども、まずこのそういうことも述べて、今、地階飲食店りんご箱についても聞くんですが、これ、最初の丸野委員長の共通質問のときに、自分はこのりんご箱出店の経緯についてわからない、担当していないと言っていますが、それで間違いはないでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 まず済みません。質問のときの民と民なのでスプリンクラーの工事は関係ないとありましたけれども、スプリンクラーの工事に関しては建築指導法、消防法に関しての取り決めの中での必要性があるので、民

と民なのでスプリンクラーの必要性があるというのではないので、そこは間違っていると思います。

アウガに――地下に関しての補助事業だったとかというふうな内容で、知らなかったというのかもしれませんが、うちの――自分の記憶の中では、そのときにビル会社、デベロッパーとして負債があるないの中で、まずアウガを盛り上げていきたいという話をなさって、随時新しいものをつくっていききたいというので声をかけられたというのがありまして、自分が補助事業がどうのこうのという中で、知った中でやっているわけではなかったのはい。

〔山脇智委員「求めた事項に答えてください。りんご箱の出店の経緯について、丸野委員長との共通質問で、その経緯について全く知らなかったというふうに答えているので、それでいいのかどうか」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 りんご箱の出店というのは、出店された人ですか。オーナーさんですか、りんご箱の。

〔山脇智委員「出店されるまでの経緯について何もかかわっていないという……」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 マイク入っていない。

○山脇智委員 このりんご箱が出店されるまでの経緯について、本当に何もわからないのか、かかわっていないのかというので、担当でないというので、ふうに最初答えているんですけども、それでいいのかどうか。

○丸野達夫委員長 私の質問で、工藤証人が私担当でないのその経緯は知らないって答えたところがあったと思うんです。そのことについて確認しているだけです。工藤証人、お答えいただければ。

○工藤信孝証人 はい。りんご箱というのは、まあ、第三者の方がビル会社と経営してやるというふうなのを決まったその後に、工事としてお願いされたというだけであって、そのかかわり方についてという中では、正直やる方とビル会社のかかわり方は、正直、自分はその中では知りません。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 この工事については、2000万円の工事が行われたということで、これは沼田建設が受注をしています。で、施工も沼田建設が行って、で、この取締役会の確認事項の中では、これをこの沼田建設が経営もやるということで、分割して工事代金を支払うというようなことも述べられていますが、この2000万円の工事については、工藤氏は営業ですとかあるいは施工ですとかには全くかかわらなかったという、今の答弁でよろしいのでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 当初、沼田建設がりんご箱の運営するということはない

たのでして、先ほども言いましたように、第三の方がアウガ、ビル会社とりんご箱とビル会社の経営をして居酒屋をやるという経営だったという――それは後から聞きまして、沼田建設が後日りんご箱を経営するというふうになった時点では、自分はその内容は知りませんでした。

○丸野達夫委員長 多分、あれですよ。りんご箱が出店する際は、沼田建設自体は工事は請け負ったと。

〔工藤信孝氏「そうです」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 そのとき、私は――私って、工藤証人は、知らなかったと。そういうことだと私は認識しています。山脇委員。

○山脇智委員 じゃ、その当時は認識がなくてかかわっていなかったということなんですが、次に、前テナントの撤去工事については、これは工藤証人はかかわっていたのかいなかったのか、どうかかわり方をしていたのかについて、証言を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 りんご箱さんが、やるという、経営者の方がいた中で、前テナントさんの居酒屋さんが出るのに当たって、ビル会社とその前テナントさんの契約状況の内容はわかりませんが、一応内装管理として沼田建設がお願いされている中で、A工事以外全てをスケルトンにするという契約をなされていたという内容で、それをスケルトンにするという内容でどうですかという質問は来て、現場を見に行ったことはあります。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 それは、改修工事の2000万円ではなくて、前テナントの撤去工事の500万円と、その後の改修工事の2000万円と2つの工事があると思うんですが、私はその前の500万円の工事についてなんですけれども、その際も、そういうスケルトンのという話なんですか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 その500万円と2000万円という工事の中で、うちは知っているというか、まあ、見積もりはりんご箱という経営される方から見積もりを出してくれということでは、お願いはされていました。

それで、前テナントさんの撤去工事に関してどうのこうのという中では、金額を出したか出していないかはちょっと定かではないですけども、もともとビル会社と前テナントさんが契約している状況で、撤去時にどういうふうな返却の仕方に関しての内容だけをもらいまして、それに伴ったコメントはつけて出しました。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 前テナントの_____さんから陳述書が上がっているんですが、それによれば、工藤証人がこの撤去工事についてもいろいろ

ると指示をしたというふうな内容になっているので、その辺も発言が恐らく食い違っている部分があるのではないかというふうに思っています。

あと、この2000万円の工事についても、そのかわりについて全くわからないというふうに言っているんですけども、その後、エーアンドアールという、まあ、最初やっていた、やると言っていた方は自己破産して、その後、沼田建設がこのりんご箱を経営することになったんですが、この共同経営者に工藤証人の名前がある経緯を考えると、この工事費が果たしてどのように扱われたというのは、私は知っていてしかるべきなんじゃないのかなというふうにも思うんですが、その点について証言を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 まあ、前テナントさん——今、言いました_____さんが撤退する内容では、ビル会社との契約状況に基づいてスケルトンにするのか、まあその状況の見きわめとしては自分が立ち会って、内装管理として、沼田建設の人間として、自分がその場で図面を——当初管理していました図面を見ながら、_____さんが出るときは、の条件のもとでいろいろコメントはつくりました。その後、地下にりんご箱として出店する業者さんが、工事がいつだったかちょっとわかりませんが、春に一度オープンして——1カ月か2カ月かわかりませんが、オープンして、その後に破綻した後に、どっかやるところがないかということで、その後に結局沼田建設がある中で、そのときにどこでやるかという面で、最初に、じゃ誰が、やれる方がという中で、話がいろいろ出た中で、じゃ、一緒に共同でやろうかというのがありましたので、一番最初、当初工事をする、りんご箱をつくる内容での金額と、その後で自分たちが運営するというのは、それは後で、急遽破綻された中の地下をそのまま閉鎖するわけにはいかないんでという話があった中で、とりあえずで経営だったんで、で、後日沼田建設がまた別で経営したと思うんですけども、その辺の細かい、沼田建設が工事はしましたけれども、運営に携わってのその辺は、自分はわかりませんので。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 わかりました。この前テナントの撤去工事500万円、そして今言っている2000万円の改修費。で、この2000万円の改修、私、どちらもちょうとかかり過ぎだと思うんですけども、この2000万円の改修費に関しては、取締役会の議事録において、その後固定により分割して払うというよう確認事項が私、載っていたもので、その辺についてももしかしたら共同経営者なんで御存じなのかもしれないという思いで質問したんですけども、その辺御存じないということなのであれば、しょうがないのかなというふうに私も——まあ、実際、御存じないのかもしれないですし、そのように思いま

す。

ただ、この2000万円の改修工事にしても、前テナントの撤去工事にしても、やはりどのように受注がなされたのか、ま、当時の工藤証人のかかわり方からいえば、私は把握しているものだと思っていたんですけれども、今、証言で、かかわり方についてはわからない部分が多いということなので、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 地下飲食店りんご箱について、お尋ねをしてまいります。

先ほど、出店に伴う工事の役割をお聞きいたしました。ちょっとごめん……。聞き漏らしたかもしれません。出店に伴う工事の担当者として、工藤証人はどのような役割を担っていたのかお答えください。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 ビル会社と沼田建設の間の立場で、自分が窓口になっていました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

じゃ、それでは今までお話ししてきた全ての内容と、ま、一緒であるというふうなことを私は受け入れました。出店に伴うその工事に至るまでの経緯、山脇委員がお聞きいたしました。それについて工藤証人はお答えいたしましたが、全く違う内容であったということをお指摘をさせていただきたいと思えます。内容については、工藤証人には申し述べる必要もないと思えました。

前テナントの撤去工事についてお聞きいたします。先ほども山脇副委員長は前オーナーの_____さんのオーナーから、その陳述書によると、工藤証人の指示のもと、ここを残してほしい、ここを残すからどうのこうのということで、ま、撤去をしたということで、工藤指示のもと撤去したというふうにお答えになっております。それで間違いないと思えます。確認でございました。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 入館当初——アウガが設立した当初から、_____さんがあそこに、地下に入ったと思います。あそこが、ま、当初8店舗、7店舗区画くらいの大きなのをやった中なんですけれども、そこに誰も入る人がなくして、1つの_____さんでやってくれというふうなのが、当時のビル会社のほうで頼んだというのを聞きました。その中で、好きなように使っていいということで工事をして、やったんですけれども、もしも撤退するときはA工事以外は全て戻すというふうな契約書の上で、_____さんのオーナーさんとビル会社が話をした上で、数年間営業をしていた中で、出るということになったので、それを自分のほうでは

内装管理の業者として、あくまでもそのA工事以外を全てもとに戻すのであればどれぐらいかかりますかというふうなのをビル会社さんのほうから言われましたんで、そのとおりにまずは回答しました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 私が聞きたかったのは、_____さんのオーナーが、工藤証人の指示のもと、造作工事に係る——これを使えるから残して、これを残してというふうな指示のもと、自分の発注した業者に撤去してもらったって言っているんです。今の話だと、それはまたちょっとこう食い違うところがあるんですが……。

○丸野達夫委員長 いいんじゃない。

○中村美津緒委員 _____さんの社長は、工藤証人の指示のもと内装工事——A工事ではありません。内装工事の部分を残すように指示があったと言っております。それはいかがですか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 A工事に関しての中で、本来は、あの大きい広いりんご箱の中で——ま、当初りんご箱じゃありませんでしたが、電気、照明——あの大きな面積の照明も本来は全てなくして、水銀灯——本来は、アウガが設立した当時は水銀灯で照らしていたというのを_____さんのほうでレール式の照明に関してなって、で、それに関してはビル会社のほうでは、それももとに戻すことはない、それに関しては。それは今後使っていけるので、その後借りる居酒屋さんのオーナーが、その電気に関しては戻す必要はないというふうなのがあったので、そこにはお金をかけて撤去する必要はないので、それは残してもいいですと。それ以外に関してのA工事、B工事——あ、A工事以外のB、Cは、その次にやる居酒屋さんの指示のもとで、本来は撤去もしくはスケルトンにする状況なのを、これは使えるのでということをして、二、三ありましたので、そこはあえて省いて、工事費がかからないようにして、_____さんのほうに伝えました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

今の証言も大変貴重な証言でした。私が聞きたかったところでもございました。内装工事、先ほど山脇委員も言いました、内装工事、ビル会社が負担した2000万円、これ非常に高かったのではないかなということが、私たちはずっと過日の調査で話し合っただけじゃありません。にもかかわらず、沼田建設社長は、いや、それだけじゃないと、会社で一部工事費を負担したんだというふうなお話をされておりました。であるならば、そのここを残してください、どうのこうのというそれをさらにプラス、一部を負担したと沼田社長は言っているんです。ビル会社が負担した以外にも、沼田建設が工事費を負担した、つ

まり内装工事を自分たちでも負担してりんご箱をつくったというふうにおっしゃっておりますが、それで間違いないでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 もちろん厨房も含めた中で、水回りというのを全て変えることにした中で、実際当初出てきた――厨房に関しては、その次、りんご箱を運営するオーナーさんのほうで、厨房屋さんのほうにお願いして厨房機器もしくは給水排水の水路等、グレーチング等を設ける内容を、何か見積もりをとっていました。で、それを含めると 2000 万円ではなく莫大な金額、もちろん運営するのに当たって食器もしくはそういう小皿、コップ等も含めた全てにおいての見積もりを出してくれというのが、当初、りんご箱のオーナーからありましたけれども、その辺で省ける分は、その照明も含めた中でどんどん省いていってほしいと。で、そのときも各所、工事業者のほうに見積もりもお願いして、工事はしました。しかし、思った以上に工事がかかったので、業者によっては追加等があったと思うんですけれども、それは多分支払い、請求等来た中で、最後それを支払いしているのは経営者でしたので、沼田建設の工事の中で、社長が工事――請求書に対して支払いしていましたので、その辺でもしかしたら当初の契約をりんご箱のオーナーさんとした内容から比べますと、足が出て、工事があったのかなというふうな感じも、今思えばします。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それは思いですよ。実際にあったんですかって聞いているんです。

○丸野達夫委員長 いや、それはあれでしょ。証人はわからないということの答弁になっているんで。中村委員。

○中村美津緒委員 じゃ、実際の一部の工事を負担したことはわからないということでもいいんですか。

〔工藤信孝氏「はい」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 わからないで正解だと思います。一部の工事を負担したということになりますと、私たちは決算書の書類から減価償却費――ま、社長をやっているからわかると思うんですが、建物に附属する内装工事に伴うものでも、減価償却費というものが耐用年数によって、それ記載されます。それに関しまして、沼田建設が負担したものの、ビル会社側にその記載が一切出てきませんでした。どんなささいな工事でもそれは一切出てくるものでございますが、出てこないということが御指摘をさせていただきたいと思いません。

最後に、りんご箱についてお尋ねします。

先ほども何度も申し上げました、あなたは一従業員でございました。一従

業員で、このようなお仕事をたった一人でやれるわけができません。りんご箱の工事に伴う、そしてまたいろんな、前テナントのオーナーの撤去工事にかかわり、そして工事までの担当した。これは誰の指示で行いましたか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 ビル会社のほうから依頼された工事の内容をまずやりました。で、業者さんももちろん見積もりを出してもらった上で、随時竣工に、もう期日に合わせて工事は順次していきましてけれども、業者さんが——各業者さんがいましたので、自分が全てにおいて工事をしたわけではないので、各業者さんをうまく段取りをしながら、もちろん沼田建設でも自分以外にもきちんと工事の専門の人もいますので、そういう意味で会社としては工事を受けましたけれども、直接工事をしているのは各業者さんですので、ま、大きな現場でしたけれども、無事に終えることができました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 誰から指示を受けて、このような工事をあなたが担当したのかとお尋ねしたんです。

○丸野達夫委員長 ビル会社からって答えてますけれども。

○中村美津緒委員 ビル会社からなんですか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 最終的には、まあ工事をしてくれというのは、そのときに携わったビル会社の担当もそうですけれども、あとは運営する会社の社長さんですね。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 一従業員でありながら、沼田建設の社長ではなくビル会社の担当者から依頼を受けたということになるんですか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 今までもそうですけれども、あくまでも工事を受ける——契約書等に関しては会社と会社でやりますけれども、まず工事をしてほしいという第一報をもらうのは、やはり見積もりもその前までも、再三見積もりを出した上で、ま、ビル会社さんとその居酒屋を運営するオーナーさん側のほうでも話があったと思うんですけれども、うちに関しては最終的にやってくれというふうになれば、そのゴーがかかった段階でうちはビル会社のほうから契約書等、もしあればもらって、その後は社長同士、経営者同士の話ですんで。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今までの流れがよくわかりました。ありがとうございました。

りんご箱について、私の質問を終わります。

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、アウガ1階水の遊歩道について発言を許可いたします。山脇智委員。

○山脇智委員 5番、アウガ1階水の遊歩道についてと、6番、アウガ1階1-8区画ガールフレンドについては、諸般の事情で私の質問は行わないことにしたいと思います。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 アウガ1階水の遊歩道工事についてお尋ねしてまいります。こちらも同様、工藤証人が大きくかわりを持っていたのは明らかになっておりました。

何度も大変申しわけございません。工事の担当者としての役割をもう一度お尋ねいたします。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 ビル会社のほうから工事を依頼されて、うちが沼田建設として窓口になっていました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それでは同様の質問でございます。

工事の見積もりも、それでは工藤証人が取りまとめてビル会社に提出した。よろしいですね。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 業者から取りまとめて、うちが出しました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃ、それでは見積もりも、そして具体的な内容についても、ビル会社の担当者から指示があったということで間違いありませんね。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 はい、そうです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ここで1つだけちょっとわからないところがあるんです。今まではずっと下請業者が施工されておりました。今回の水の遊歩道工事、これ、実際に工事した施工業者はどちらになりましたか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 主なメインの床に関しては、ムラヤマ建設さんのほうで工事をし、それ以外、手すり等に関しては、別な金属会社のほうで工事をやって—ま、今まで同様に各業者さんがやっていました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

じゃ、こちらも最後、同じでございます。誰の指示で動いたかという質問に対しては、ビル会社の担当者の指示のもとということで間違いありませんね。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 はい、そのような状況です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

アウガ1階水の遊歩道に関しましても、ほとんどの内容と一緒にございましたので、以上で私の質問を終わります。

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、アウガ1階1－8区画ガールフレンドについて発言を許可いたします。

先ほど山脇智委員より質問の取り下げがありましたので、続いて中村美津緒委員に発言を許可いたします。中村委員。

○中村美津緒委員 最後の質問でございます。ガールフレンドについて御質問させていただきます。

お聞きする内容も全て一緒にございました。

工事の担当者としてどのような役割を担ったのか。これも窓口であったということで間違いないでしょうか。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 はい、そのとおりです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃ、それでは全ての質問が一緒ということでございました。

じゃ、それではどうしても腑に落ちないところがございます。沼田建設の社長は、じゃ、それでは決裁をしただけの、ま、社長の判断ということだけの介入になるのでしょうか。お尋ねいたします。

○丸野達夫委員長 工藤証人。

○工藤信孝証人 ですね。工事が決定した後は、その判断は最終的には沼田社長がもちろん契約書等を交わして、会社対会社でやっていましたので、その後は自分が社員として指示に従って働くままでした。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

この中でいろいろと、ま、今までは不正の疑いということがいろいろ出てきましたが、これまでは疑いがこれは解明されたことによって、ま、沼田社長は全く知らなかったということになれば、工藤証人、あなたが全てやっていたというのが、今、明らかになってしまいました。

ということで、工藤証人が知らなかったでは済まされないこともやっていたということを御指摘をして、私の全ての質問を終わらせていただきたいと思います。

工藤証人におかれましては、長い時間、御協力をいただきまして、まこと

にありがとうございました。

○丸野達夫委員長 以上で、工藤信孝証人に対する尋問は終了いたしました。

工藤信孝証人には、長時間ありがとうございました。御退席して結構でございます。

〔工藤信孝証人退室〕

○丸野達夫委員長 以上で、元有限会社沼田建設社員工藤信孝氏の証人尋問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。本委員会の再開時間は、後ほど事務局を通じて御連絡いたします。御苦労さまでした。

午後 1 時 47 分休憩

午後 2 時 19 分再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

証人尋問を続行いたします。

本委員会に委任されておりますアウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

本件について、藤本淳氏の証人尋問を行います。

それでは、証人の入室を求めます。

〔藤本淳証人入室〕

○丸野達夫委員長 どうぞお座りください。

藤本淳証人におかれましては、お忙しいところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。また、証人尋問の開始時刻がおくれましたことを深くおわび申し上げたいと思います。本委員会の調査のために、御協力のほどよろしく願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第 100 条の規定があり、またこれに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受け

る者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、もしくは、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくして証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは、法律の定めることによりまして、証人に宣誓を求めます。全員御起立願います。

〔出席者一同起立〕

○丸野達夫委員長 宣誓書の朗読を願います。

○藤本淳証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成29年11月28日、藤本淳。

○丸野達夫委員長 それでは、宣誓書に署名捺印願います。

〔藤本淳証人、宣誓書に署名捺印〕

○丸野達夫委員長 全員御着席ください。

〔出席者一同着席〕

○丸野達夫委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際はその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

藤本証人から、本委員会で送付した証人尋問質問要旨一覧を参考に証言を行いたい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、藤本証人が証人尋問質問要旨一覧を参考に証言を行うことを許可することに決しました。

委員各位に申し上げます。

本日は、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項に関する重要な問題について、証人より証言を求めるものでありますことから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

これより、藤本淳証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

まず私から。まず、あなたは藤本淳さんですか。証人。

○藤本淳証人 はい、私は藤本淳です。

○丸野達夫委員長 住所をお述べください。

○藤本淳証人 蓬田村大字阿弥陀川字汐干です。

○丸野達夫委員長 職業をお述べください。

○藤本淳証人 建築業です。

○丸野達夫委員長 生年月日及び年齢をお述べください。

○藤本淳証人 昭和50年5月、42歳です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。御着席ください。

私から共通尋問を行いたいと思います。共通尋問は、地階あおもり食街道事業についてお聞きいたします。

国及び市に提出されました事業完成報告書によりますと、藤本証人は、エス・アイ・アール建築計画事務所の作成した設計図書をもとに、エス・アイ・アール建築計画事務所の木村精郎代表より工事内容の説明を受け、見積書を作成したとされております。

そこでお伺いいたしますが、それは、どこでその説明を受け、どのような内容であったのかをお教えいただきたいと思います。藤本証人。

○藤本淳証人 私は、設計会社からは何も説明は受けておりません。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

以上で私の主尋問は終わりたいと思います。

次に、発言の申し出がありますので、順次、これを許します。なお、尋問は証言を求める事項ごとに行います。また、証人に資料等を提示して質問をす

る場合は、その都度、委員長の許可を得て行うようお願いいたします。

初めに、証言を求める事項、地階あおもり食街道について発言を許可いたします。山脇智委員。

○山脇智委員 日本共産党の山脇智です。本日はお忙しい中、出席くださりありがとうございます。

それでは証言を求めていきたいと思うんですが、私が提出している中で、見積もり合わせにおける見積書の提出方法について、エス・アイ・アール建築計画事務所からの見積もりの仕様書の説明について、そして、青森駅前再開発ビル株式会社からの見積もりの依頼についてと証言を求めようかと思っていたんですけども、この間のムラヤマ建設さんからの陳述書ですとか、また先ほど証人として来られた工藤証人からの発言などによって、この部分についてはなかったということがある程度はっきりとしてきましたので、3番の工藤信孝氏からの工事内容の説明についてから証言を求めていきたいと思えます。

今回、藤本証人は事前の質問書で、あおもり「食」街道事業について、有限会社沼田建設の工藤信孝氏より見積もり依頼があったと思うが、内容など詳細については記憶にないというお答えをしているんですけども、工藤信孝氏からの工事内容の説明について、記憶にある範囲でどのようなこの事業について説明を受けたのか、証言を求めたいと思えます。

○丸野達夫委員長 藤本証人。

○藤本淳証人 工事内容の説明につきましては、今のところは記憶にございません。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 詳細についてはわからないという、記憶にないというふうに述べていたんですけども、先ほど証言を行った工藤証人は、この事業については藤本建築さん、そしてムラヤマ建設さんに見積もり依頼を行ったと。ただ、多くの事業について見積もり依頼を行っているので、それが補助事業であったのか民間の事業であったのか把握はしていないけれども、この補助事業においても同じようにこの見積もり依頼を行ったのかもしれないという証言がなされています。また、参考までにムラヤマ建設さんから上がってきた陳述書を少し御紹介というか、読み上げたいと思うんですけども、工藤証人のときも読みましたが、『一階テナントスイーツコーナー新設工事』の見積書について、工藤信孝氏より見積をして欲しいとの依頼があり、弊社事務所へ工藤信孝氏本人が来社しました。工藤信孝氏が持ってきたものは、カラーで『馬』や『野菜』などのイメージ図が添付された設計図面数枚、工事種別及び仕様が記載され、金額が記載されていない参考内訳書でした。その設計図面及び参考内訳書をもとに、工藤信孝氏から工事内容の説明を受け、そ

の場で見積書の作成を行いました。工藤信孝氏から価格の指示を受けたというよりは、工藤信孝氏も分からないような感じでしたので、お互い相談しながら見積書の作成を行いました。以上のことから、見積書作成にあたり、金額の相談があったことは事実でございます。詳細数量等の記載資料がなかったために、電気工事や設備工事等の項目等、かなりおおざっぱな見積金額を記載したと記憶しております。見積書はその後パソコンにて清書書きし、工藤信孝氏へ手渡しで提出しました。『地下テナントフードコート新設工事』の見積書についても、前述したような内容と同様のやりとりで見積書を作成し、工藤信孝氏へ手渡しで提出したと記憶しております。見積書の宛先名について、見積書宛名記載箇所に『青森駅前再開発ビル株式会社』と記載しましたが、どのような会社なのか、実際に行われる工事なのか、弊社施工の可能性はあるのか、または参考程度のものなのか等、具体的な説明は受けておりませんでした。このような見積書の作成依頼は、民間工事ではまれにあることなので、特に気に留めてはおりませんでした。また、おおざっぱな見積書ですので、補『施工決定後は再度詳細を提出します』と記載しました。平成29年現在、弊社が平成24年当時提出した見積書の内容の工事が、実際に行われていたこと、また国などの補助金を活用したものであったことを初めて知りました。当然見積書作成のみの依頼でしたので、作成に伴う報酬などは、一切受けておりません。これが当時補助金を活用しての工事で、弊社の見積書が適正な競争見積書として利用されていると分かっていたら、断るか適正な見積書の作成を行っておりました。」ということで、工藤証人からこのように金額の指示も含めての依頼があったという証言が出ています。

また、先ほど工藤証人は、その見積もり依頼の際に、民間の工事であったか補助事業であったか把握はしていないが、単価や数量など具体的な金額についても記載した上で説明した場合もあったというような証言をしています。

これらの事実から考えると、藤本証人におかれましても、工藤信孝氏から具体的な金額などの説明も――今回、藤本証人は2つの工事について、ガールフレンドのほうについては工藤信孝氏より詳細な、金額の参考にという依頼もあったという回答をしているんですが、こっちの地階テナントの「食」街道めぐり事業については、記憶がないということなんですけれども、これらの証言を考えれば藤本証人にも同じような依頼があったと思うんですが、今の発言を聞いて何か思い出すことはないでしょうか。

まあ、先ほど丸野委員長にも確認したんですが、記憶にないという疎明の理由については、単純にこれが全て記憶にないということで疎明理由として済まされないということを先ほど証言としてもらっていますので、その辺、なるべく思い出しながら真摯にお答えしていただきたいと思うんですけれども。

○丸野達夫委員長 藤本証人。

○藤本淳証人 見積もり依頼等に関しましては、当時有限会社沼田建設に勤めていた工藤信孝さんより、電話による見積もり依頼は受けております。で、その後、工事対象箇所などの面積等が記されたものは、ファクスで自宅のほうに数枚――10枚前後の枚数が送られてきました。その際に示された金額を参考にするようにと言われて見積もりを作成した記憶がございます。

以上です。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 わかりました。

私ちょっと、改めてなぜ聞いたのかというと、スイーツコーナーの工事、これは次の質問事項に入っているんですが、それは先ほど今、御答弁された内容が記載されているんですけども、こちらのあおもり食街道工事費の見積もりについては、見積もり依頼があったが内容など詳細については記憶にないというふうにお答えしていたので、今の証言は、スイーツコーナーの事業と同様に、こちらの工事においても同様に、今証言があったように依頼があったということ証言したということによろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 よろしいですか。藤本証人。

○藤本淳証人 ちょっと見る紙を1枚目、2枚目取り間違えて説明しました。申しわけございません。

あと、私、見積もり依頼を受けたときに、どれがスイーツコーナーでどれが食街道なのかちょっとわからないで、ただ来たものに対して、面積記載されたものに対してある程度の金額の指示がありましたので、それに金額をつけ加えて見積書を提出しましたので、それ以上のことはよく記憶にはございません。

○丸野達夫委員長 そうすると私から確認ですが、あれですよ、幾つか見積もりが、依頼が来て、それはどこのものかわからないけれども、まあ、こういう指示があったのでそれに応えて提出したということによろしいんですか。藤本証人。

○藤本淳証人 はい、そうでございます。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 なので――わかりました。私も2枚の回答書がちょっと違ったもので、あれだったんですけども、どちらがどちらかまでは具体的な記憶で把握していないということなので、私も今の説明で理解をしました。

ということは、やはりその見積もり依頼の際にはここに書かれているように、金額を参考とするよう金額の指示もあったという証言で間違いはないのかどうか、お答えください。

○丸野達夫委員長 藤本証人。

○藤本淳証人 はい、それは間違いございません。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 わかりました。

それでは最後に、見積書を誰に提出したのかについて、わからないというふうにお答えしているんですけども、同様に、藤本証人と同じように見積もり依頼を受けたムラヤマ建設さんは、工藤信孝氏へ手渡しで提出したと記憶しておりますというふうに答えています。また、工藤証人もビル会社に対して幾つかの見積書を自分がまとめて提出をした、見積もり合わせをして提出をしたということは、先ほどの証言でも認めております。

そういう中で、提出先に記憶はないということなんですけれども、これらの証言ですとか、あと依頼をしたのが工藤証人ということが確定している状況の中では、提出先は、私は工藤証人しかあり得ないのではないのかなというふうに思うんですけども、改めて当時の記憶を思い出して証言できる範囲でお答えしていただければと思います。

○丸野達夫委員長 藤本証人。

○藤本淳証人 提出先のことなんですけれども、実際、誰にどのようにして提出したのかは全く本当に記憶がございません。

○丸野達夫委員長 その発言はよくわかりました。

それでも沼田建設から依頼があったので、沼田建設に返したであろうなという事は想像できると思うんですが。藤本証人。

○藤本淳証人 今、委員長おっしゃっていますように、それは沼田建設に郵送で送ったのか、また手渡しで送ったのかという話……（「手段」と呼ぶ者あり）手段も問われると、その辺はちょっと記憶にないので記憶にないと答えさせてもらいました。

○丸野達夫委員長 わかりました。山脇委員。

○山脇智委員 わかりました。見積書を提出した先も提出方法がわからなかったということで、沼田建設に提出したことは間違いがないということが今の証言でわかりまして、藤本証人に求めたいと思っていたこの見積もり合わせにおける価格の指示などがあったのか、見積もりの提出がどのようになされたのかという部分について証言が得られましたので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 新政無所属の会、中村美津緒でございます。藤本証人におかれましては、お忙しいところ当議会の調査特別委員会、御協力いただきまして、まことにありがとうございます。

私からは、地階あおもり食街道についての見積もり合わせにおける見積もりの提出方法に至るまで、2点ばかりだけ御質問をさせていただきます。

今までの、きょうの午前中そして午後の工藤証人の証言で、私たちが調査しているところ、大部分がわかりました。その工藤証人がおっしゃっているところの食い違いが1つだけありましたので、そこだけ確認をさせていただきます。

工藤証人は、このようにおっしゃいました。エス・アイ・アール建築計画事務所さんにアウガ内の地下で説明を受けたと。そのときには、その2社もいたと思うというお話でございました。その点につきまして、先ほどの証言から藤本証人は一切そういった説明を受けていないということでございましたが、間違いないでしょうか。

○丸野達夫委員長 藤本証人。

○藤本淳証人 間違いありません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御回答ありがとうございます。

それでは、見積もり合わせにおける見積もり提出方法、先ほど藤本証人は記憶にないということでございましたので、記憶にないことを私受け入れさせていただきますので、藤本証人のこの部分の件に関しましては、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、1階スイーツコーナーについて発言を許します。山脇智委員。

○山脇智委員 1番で聞いたことと恐らく同様の内容の証言になるかと思えますし、どちらの事業の見積もり依頼だったのか覚えていないという証言もありましたので、私もこの件については質問を取り下げます。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 1階スイーツコーナーについての見積もり合わせにおける関連した内容につきまして、今までの調査で大分解明することができました。この点、1つだけ私からちょっと質問させていただきます。

ファクスで見積書、そしていろんな数枚のものがファクスで送られてきたということでございますが、沼田建設様が――先ほども工藤証人にもお見せしたんですけれども、工藤証人と藤本建築様、当時の藤本建築様の見積書の項目が、23項目ある中でほとんどの数量が小数点第1位まで一緒だったということ。そして、藤本建築様の見積もり金額が全ての項目において、沼田建設様の入っている金額よりも全て何割増しかになっていたということが見積書でわかったわけでございますが、そうすると、先ほど価格を参考にするよという話がございましたが、その内訳書には数量も金額も記載されたものが送られてきたのではないのでしょうかと私思うんですが、いかがでしょうか。

○丸野達夫委員長 藤本証人。

○藤本淳証人 送られてきたファクスのほうには、面積等の記載は確実にありました。あと、金額のほうもある程度の指示はあったと記憶しております。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

今までの調査、全て3人の話が一致するところ、工藤証人の見積もりの相談、指示はあったということが、きょうこの段階で全てがわかりましたので、今後の調査に活かしてまいりたいと思います。私の質問もこれで終わります。

藤本証人におかれましては、本日ありがとうございます。

○丸野達夫委員長 以上で、藤本淳証人に対する尋問は終了いたしました。

藤本淳証人には、貴重なお時間をありがとうございます。御退席して結構でございます。

〔藤本淳証人退席〕

○丸野達夫委員長 以上で藤本淳氏の証人尋問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。本委員会の再開時刻は、後ほど事務局を通じて御連絡いたします。

午後 2 時 45 分休憩

午後 3 時 29 分再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

証人尋問を続行いたします。

本委員会に委任されておりますアウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1の8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について、元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役木村勝治氏の証人尋問を行います。

それでは、証人の入室を求めます。

〔木村勝治証人入室〕

○丸野達夫委員長 木村勝治証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいまして、ありがとうございます。また、証人尋問の開始時刻がおくれましたことを深くおわび申し上げます。本委員会の調査のために、御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第 100 条の規定があり、またこれに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、もしくは、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくして証言を拒んだときは、6 カ月以下の禁錮または 10 万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3 カ月以上 5 年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは、法律の定めることによりまして、証人に宣誓を求めます。全員御起立願います。

〔出席者一同起立〕

○丸野達夫委員長 宣誓書の朗読を願います。

○木村勝治証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成 29 年 11 月 28 日、木村勝治。

○丸野達夫委員長 それでは、宣誓書に署名捺印をお願いします。

〔木村勝治証人、宣誓書に署名捺印〕

○丸野達夫委員長 皆さん、御着席ください。

〔出席者一同着席〕

○丸野達夫委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言をお願いします。

委員各位に申し上げます。

本日は、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1—8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査に関する重要な問題について、証人より証言を求めるものでありますことから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

これより、木村勝治証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたしております。

私から人定質問を行います。

まず、あなたは木村勝治さんですか。

○木村勝治証人 はい、そうです。

○丸野達夫委員長 住所をお述べください。

○木村勝治証人 青森市花園1丁目でございます。

○丸野達夫委員長 職業をお述べください。

○木村勝治証人 無職です。

○丸野達夫委員長 生年月日及び年齢をお述べください。

○木村勝治証人 昭和18年8月、74歳です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。御着席ください。

それでは、私から共通質問を行います。

青森駅前再開発ビル株式会社に入社した経緯と、入社後の木村証人の役割についてお教えてください。木村証人。

○木村勝治証人 入社の際という御質問でございますので、たまたま私は前職を退任いたしまして、無職になる寸前でございます。そのときある方から、アウガで役員を探しているというお話を聞き及びました。私は、この第三セクターとかいう職柄、勤務したことございませんし、私の経験を生かしながら何かできるのであれば、そういう世界に足を踏み入れてもいいのかなという気持ちを伝えましたところ、突然、当時の加賀谷副市長さんだっただと思いますが、お電話をいただきました。会いたいから来てくれないかと。それでお会いしたら、ぜひこういう話があるからいかがかという話を頂戴いたしました。そのほかお聞きしたら、小枝さんという――元第三セクターやってらっしゃった方ですか――も、一緒に入ってもらおう予定だという話をお聞きして、あ、そうですかと。それなら経験してもいいかなということで承諾した記憶がございます。

それから何でしたっけ。

○丸野達夫委員長 入社後の証人の役割でございます。

○木村勝治証人 私は、長い間流通業におりまして、営業関係、婦人統括の課長だったり部長だったり、その後、一番長いのは営業企画部でございます。これは主に経営戦略を起案する部署、あるいは広告宣伝を担当する部署、あるいは店内の催事なんかを行う部署、こういったものを長く経験いたしまして、その後、店舗開発部、いわゆる大型小売店に入るテナントの開発業務、あるいはその造作工事にかかわるような業務、こういったものを経験したときに退職しましたけれども、その後、さくら野百貨店が民事再生を立ち上げまして、新しい会社としてさくら野百貨店ができて、そのときにあなたの経験が必要だから取締役として入社してくれないかという話がありまして、そのときの職責が、いわゆる内部統制、企業のコンプライアンスにかかわるような部署のいわゆる役員として入ったわけです。したがって、私は企業統治その他については、かなり勉強させていただいたと思っています。それで役員任期が終わって退任になりましたけれども、即刻、次は社外監査役になってくれないかと――いや違う、内部監査役ですね。――になってくれないかということで、さくら野の監査役に3年就任いたしました。

したがって、私の経験値から申しますと、営業、営業戦略を担う企画、コンプライアンス、監査業務、こういったものやっけてまいりましたので、アウガに――まあ、ちょっと名前はアウガではないんですけどもね、アウガは建物の総称ですから。会社を面倒くさいのでアウガという形で表現させてもらいますけれども……。

○丸野達夫委員長 ビル会社と述べていただければ、皆わかると思います。

○木村勝治証人 そうですか。ビル会社に入ったときも、この企業のコンプライアンスといいますか、この統治能力、これは非常に大事だと。したがって、私は入社してすぐ過去の膨大な資料を全部集めまして、全部読み解きました。私個人でこれぐらいの資料をつくりましたよ、過去に行ってきたことの事例を。それに基づいて業務を行ってきたのが最初の取り組みでございます。

以上です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。御着席ください。

あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業を、青森駅前再開発ビル株式会社として決定いたしました経緯について、お聞かせ願います。

○木村勝治証人 ビル会社といたしましては、地下に食品市場があります。ところが、年々業績が悪化してきたのと高齢者が廃業したりやめたりということで、区画がふえてまいりました。御承知のように、地方の市場というのは一種の観光スポットでもあるわけです。八戸の八食センターにしましても、観光バスが年中とまっております。そういう駅前の好立地の市場に空きスペースがあるというのは忍びない。したがって、その空きスペースに移ってもらって店の区画を1つあけました。で、観光の目玉にするためには、青森県内のB級グルメを集めた食堂街をつくりたいというのは、補助事業がある前からそういう計画はあったわけです。で、それを実行すべく計画を社内でもんで、そして取締役会にかけて承認されて行ったと。そしてそのときに、たまたま青森駅前再開発商業……。地域の活性化事業が会議所を中心にしてあったのかな。それにたまたまこういった事業の補助があるよということをお聞きして、あ、これは渡りに船だなと。観光の目玉になり地域の活性化になる事業だから、じゃあこれに応募してみようよということになって、その後申請を行って認可がおりたという経緯でございます。

○丸野達夫委員長 御着席ください。

次に、ヤマト運輸株式会社がアウガに出店した経緯について、お教えいただきたいと思えます。

○木村勝治証人 当時、ヤマト様は隣のサンフレンドビルに入っておりました。ところが、サンフレンドビルは――あれも破綻したんでしょうかね、ほとんど空床になっていまして、ヤマト運輸さんとしては、もっとお客が来る流動的な場所で商売したいという願望があったわけです。また、地下の食品で発送を承っていた方々も、佐川ではだめだと言う方もいらっしたんです。これは事実です。なぜかという、佐川急便で出したら冷凍で届かなかったとか、物が破損したとか、だからヤマトさんに持っていきたいと言って、

わざわざ台車に積んでヤマトまで持って行っていったんですよ、当時。で、ヤマトさんも集荷にわざわざ向こうから来て集荷していったんです。そういう不便さがあるって、また地下の食品の方々の利便性等々も考えて、たまたまヤマトの担当者は、私は昔から知己の方です。前の会社とも取引しておりましたし。それで話を聞いていたら、あ、いい話だねと。ぜひ出たいという話になりました。じゃあその計画を進めようということになって、ヤマトさんを導入することに決めたわけでございます。

以上です。

○丸野達夫委員長 確認いたしますが、ヤマト運輸さんが出店した後、それでは、苦情がなくなったというふうに。

○木村勝治証人 それはわかりません。「(そうですか)と呼ぶ者あり)私、在任も1年、2年くらいのあれですから。

○丸野達夫委員長 わかりました。

地階飲食店りんご箱がアウガに出店した経緯について、お教えてください。

○木村勝治証人 以前、長年営業されていた飲食店がありまして、なぜかこういう会議を通じて、マスコミにアウガのダーティーイメージがしょっちゅう報道されるんですよ。空床スペースが何ぼだとか資金繰りが危ないとか、こういうダーティーな報道がしょっちゅうされる。そうすると入っているテナントさんは非常に不安になりますよね。そして――まあ、足元につけこんだとはちょっと言いづらいんですけども、実は、そちらの食品のテナントさんから、借用している面積を半分返したいというお話があったわけです。しかも、賃料を――ちょっと忘れましたが、3割だか5割だかちょっとわかりませんが――半分にしてくれという要請がきたわけです。ところがあそこは200坪もあるスペースですし、私どもとしては収益の大きな根源になっているわけです。当然その要求はのめないわけです、私どもとしては。ですから、それはのめませんねとお断りしたんです。それなら退店しかありませんねという形で退店された。誰かの報道によりまして、出ていけと言われたというふうな報道も出ていますが、とんでもない話です。一言もそんな言葉で出ていけなんて言った覚えはありません。これはテナントと会社の協議の上に成り立った事項でありまして、そのようなことを発して出ていったという記憶はございません。

以上です。

○丸野達夫委員長 お座りください。

次に、ビル会社として、アウガ1階で水の遊歩道事業を行ったと思いますが、この事業の目的と、この事業を行ったことによりどのような効果をビル会社にもたらしたのか、お教えてください。

○木村勝治証人 あそこの水の遊歩道及び店頭の噴水ありますね。あれはす

ごく経費がかかるんですよ。ちょっと数字、記憶にありませんが、600万円以上かかっていたのかな、維持管理費に。で、3階からは噴水がこうおりてきたりしてしましてね、メンテナンス費用、莫大にかかっていた。ランニングコスト、莫大にかかっていた。それとあそこは、衛生管理上、殺虫・殺そ・殺菌、衛生上の管理も必要、すごいお金がかかった。こんな経費使っているんじゃ黒になれないという判断をしました。そして、あそこを撤去してその噴水とかそういうのをやめて、売り場に改装をしてそこで催事なんかすれば、経費はゼロになってそこから催事によってあり得る収益も図れるだろうという、言うならば経営戦略でしょうかね。そういった意図があって、あそこを催事場にしたわけです。

ついでに前提で申しますと、この撤去作業工事に幾らかかるか、当時ビル会社には、清水——あ、これは大手の名前言っちゃえばあれか。（「かまいませんよ」と発言する者あり）大手の建設会社の子会社がビル管理メンテナンスとして入っていたはずですよ。そこに見積もり依頼をしたんですよ、一体どのくらいかかると。びっくりしました、法外な値段で。え、こんなことあり得るのかというふうに思った記憶がございます。

以上です。

○丸野達夫委員長 済みません、遊歩道事業工事を行って、どのような効果があったのかという質問。

○木村勝治証人 それで、私どもはアクションプランをつくりまして、収益計画をつくりました。で、そのときに催事で幾ら稼ごうという計画を立てました。これは全部、皆さんと書面をもって討議して、どれくらい稼げるだろうかと。たしか1000万円くらい収益上げようと。今の記憶ですよ、定かかどうかわかりませんが。で、やりましたけれども、催事のノウハウを誰も持っているわけではないです。私も随分動きましたよ、催事集めるのに。で、私の知っている催事業者もいっぱい集めてきました。そこで催事をしていただいて、700万円近くだったかな、それは計画の数字からは狂いましたけれども、今までなかった収入がそこから図れたわけですよ。収入ができたわけです。ですから、効果が全くゼロだったということにはならないと私は思っています。

○丸野達夫委員長 どうぞお座りください。

次に、アウガ1階1—8区画ガールフレンドについてお聞きいたします。

なぜ直営店出店に至ったのか。また、このガールフレンドの経営状況は、当初から閉店までどのような状況だったのかお聞かせください。

○木村勝治証人 会社の企業戦略になると思いますけども、あれだけテナントが入らないとか、撤退したとかいう話になりますと——一生懸命頑張りましたよ、テナントに入っていたきたいと。誰一人として手を挙げる人がいない。これ、現実でしたよ。かといって、その店舗を空き店舗にしておけば、

そこから収益が得られないわけじゃないですか。ならば、自分たちで開発をして、そこから収益を上げようじゃないかという計画が持ち上がったわけです。それで、1階というのはアウガの顔で、ファッションフロアの髓たる所ですよ。いいかげんなブランドは入れられない。したがって、当時とても著名なブランドを入れるべき画策をして、私も何回か出張に行きましたよ、その間屋さんめぐって、担当者。そして、入っていただくことになりましたけれども、今、メーカーさんは、出店するに当たって、逆選別するんですよ。おたくには入ってもいいけど、内装は全部おたくでやってくださいね。これこれこういう条件でないと入れませんよ。売り上げの悪い大規模店には、そういう仕打ちがくるんですよ。エルムの街みたいに非常に売れるところにはぜひ出たいと。私ども全部工事しますから、条件もおたくの言うとおりにしますから。逆ですよ。アウガにはそうして話しても、まあ、入ってくれる人はいないでしょうね。いなかったですよ、実際。それで、その有名ブランドのメーカーさんも、誰にでもその販売は許可できませんと。向こうからの指定ですよ。我々のブランドを売ったことがある人、取り扱ったことがある人、そういう人が経営に携わってもらわないと入れませんと、こういう話でした。したがって、そういうことができる人を選んで、その人だったらどうですか、その人だったら商品を卸すことができますよということがあって、あそこにテナント、直営店を開いたということです。

あと、何でしたっけ。

○丸野達夫委員長 直営店を開いて経営状況はいかがでしたかという。

○木村勝治証人 皆さんは、何というんですか、いろんな政策調査費とかお使いなって調べられたと思いますけれども、小売店の経営形態にはとてもいろんなパターンがあります。初年度は黒字でした。額はちょっと定かではないんです。間違いなく黒字。それはなぜかといいますと、商品仕入れますよね、利益率があるわけですよ、何%も。全然汚れていない、フリーで、初年度はそれ売るわけですから、当然利益出るんですよ。ところが在庫残りますよね。在庫、残った在庫ってこれお金ですよ。言うなれば流動資金です。これを、もし滞留した在庫があるならば、全部処分してお金にかえて、新しい仕入れをして新しい収益を生む。これ、商品回転率と言いますけれども。こういう施策をしてこそ、初めて利益が出るわけですが。この販売計画も、何か質問のあれがずさんな計画だったとか、甘いんでないかとかいうお話が出てきます。私に対してずさんな経営をしたと言っているような感じして、非常に私腹立たしい。私はプロですよ、そういうあれでは。そうしますと、その残った滞留在庫はとても計画どおり行かなかったので残りますよね。当然処分しなきゃいけない。原価より上回って3割引きとかでね、売れるんだら10パーかなんかこれ利益出ますけども、5割引き7割引きで処分しますとな

りますと逆ざやですよ。赤字になります。当然の話です。ですから、初年度は計画どおりいかなくて在庫が余って、それを処分した等々の経緯があるから赤字になったと記憶しています。その時点をもって私は退職ですからわかりませんけれども。

その次に役員になられた方がこうおっしゃってたというふうに記憶します。赤字の垂れ流しをしていると。もし私が引き続き常務としてやってたら、口が裂けても恥ずかしくてそんなこと言えません。自分の能力がなかったという事証明してるのと同じじゃありませんか。

○丸野達夫委員長 証人に申し上げます。

証人は意見を述べることはできませんので、その点について御注意を。

○木村勝治証人 引き続きの答弁の中身だと思ってましたので失礼いたしました。

○丸野達夫委員長 はい。それではちょっと確認させていただきますが、証人は悪い館であればブランドが逆選別してくるんだというお話をされましたが、それは、じゃ、アウガでなくてもそういうことはされるということですね。

○木村勝治証人 当然です。

○丸野達夫委員長 はい。ありがとうございます。

○木村勝治証人 これは、私はさくら野にいて破綻を全部見てますし、ほかのどこにも行ってきました。あの当時はね、結構潰れたんですよ。だから、メーカーが逆選別するんですよ。

○丸野達夫委員長 わかりました。

次に、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業を行いました。その後、国や市に事業完成報告書というものを提出したと思えますが、これは誰が作成したものでありますか。

○木村勝治証人 それは正直ちょっと、いつか、誰が書いたかというのは、申しわけないんですけどもちょっと記憶にありません。

○丸野達夫委員長 本委員会から質問事項2で、あおもり「食」街道めぐり事業の稟議書の起案者は誰だったのかを質問しております。その質問に対しまして、木村証人は「起案者が誰かという質問は、意味がありません」と答えております。これは回答として認めることができません。本委員会の証人尋問では、証人は意見を述べることはできません。

端的にお聞きいたします。あおもり「食」街道めぐり事業の稟議書の起案者は誰なのか、お知らせください。

○木村勝治証人 個人のことであり、固有名詞でお話をしてもし仮にその方に迷惑が及ぶことがあったり、損害を与えるようなことがあってはいけませんので固有名詞では申し上げますが、私どもが事業を行うについては、例

えば、その食街道事業をめぐるというのがあったとします。そこには企画に関する事項とか管理に関する事項とか、それぞれに部署が担当しているわけですよ。その方々が意見を述べ合って、そしてその意見を集約して稟議を書いて、そして提出するわけですから、その取りまとめをして提案書を書いたというのが誰かということになれば、まあ、固有名詞ではちょっとわかりませんが、責任者は私だということになるのでしょうか。

○丸野達夫委員長 どうぞお座りください。

ただいま木村証人より、固有名詞のことなので証言ができないとの申し出がありました。疎明の理由として受け取ることができるのか、また証言拒否として受け取れるのかを、委員会として後日協議したいと思います。参考法令は、民事訴訟法第 200 条、刑事訴訟法第 161 条、議院証言法第 7 条でございます。

質問を続行いたします。

「食」街道めぐり事業完了後に実績報告書を作成したと思いますが、取締役会において、実績報告書、どのように誰から説明があったのか、お聞かせください。

○木村勝治証人 そのような細かい詳細については、はっきりと定かには覚えておりません。でも多分、きちんとした報告書で市のほうに提出されていたのだらうと思います。全部、こういう事項は監査役も入っていますし、監査法人やBSMも入っていましたし、不当な書類とか行き届かない書類とかがあったかどうかは、私はちょっとわからないんです。

○丸野達夫委員長 そのようなことは聞いておりません。

ただいま木村証人より、記憶にないとの証言がありましたが、これも疎明の理由として受け取ることができるのか、また証言の拒否として受け取れるのか、委員会として後日協議したいと思います。

質問を続行いたします。

実績報告中には添付されている契約書がございます。それは、工事を発注したビル会社、そして工事を受けた工事会社でございます。甲乙 2 通存在すると思いますが、この契約書についても稟議書の決裁ラインなり取締役会で諮られたものでありますか。

○木村勝治証人 私の記憶では諮られたと思っています。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

次に、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業におけるアウガ地階「あおもり食街道」イベント、チラシ、CMの契約についてお聞きいたします。

実績報告書では 3 社に対し見積もり依頼した後、1 社に決定したとなっておりますが、その点についてはどのような経緯で誰から取締役会に報告がご

ざいましたでしょうか。

○木村勝治証人 ちょっと意味が不明瞭でわからないこともあるんですけども、たしかあれは広告宣伝も申請書類の中の一部になっていなかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 そうですね。

○木村勝治証人 多分あったと思うんです。それが、その予算の中でこういう使い方をしますよという、たしか提案書じゃなかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 そうです。

○木村勝治証人 なぜかと言いますと、観光の目玉としてつくった施設を広告も何にもせずに効果が上がるわけないと思いました。

○丸野達夫委員長 済みません。お聞きしているのは、なぜ広告を出したのかではなく、3社に見積もり依頼をしたと思うのですが、その3社に見積もりしたのは本当なのか。で、どういう経緯でその3社になったのか、取締役会にそのことを諮ったのかをお聞きしてるんです。

○木村勝治証人 その業者名が誰だったか、ちょっと私はわかりませんが、わかからないというか記憶にないですけれども。

○丸野達夫委員長 わかりました。それは後ほど他の委員が質問すると思います。

それでは、次の質問いたします。

株式会社BSMモニタリングのインタビューで、木村証人は自身が当初社長を打診されたが断ったとの発言をしております。誰からどのような経緯で打診され、なぜ断ったのかお聞かせください。

○木村勝治証人 小枝専務は私の大学の先輩です。で、第三セクターの経験値も豊富です。私が社長になる器ではないと。むしろ小枝さんになってもらったらいかがですかという提案はしたんでなかったなというふうに記憶しています。

○丸野達夫委員長 誰かから社長に就任を打診されたことはないんですか。

○木村勝治証人 ちょっと記憶ですけど、多分、加賀谷副市長だったかもしれません。

○丸野達夫委員長 で、断った理由は小枝さんのほうが適任だと思ったから断ったということによろしいですか。

○木村勝治証人 そうです。

○丸野達夫委員長 わかりました。

市議会の質問に対しまして、取締役会に副社長を通して、市の立場の発言をしてきた旨の答弁を経済部はしておりますが、具体的に取締役会で市の立場を伝える場面というのはあったのでしょうか。

○木村勝治証人 もう一回……。

○丸野達夫委員長 市議会の答弁で、経済部が答弁しているんですが、本市から加賀谷副市長が取締役に入っていると思います。その取締役会において、加賀谷副市長が市の立場をその都度発言してきたというふうに答弁しているんですが、取締役会で青森市の立場というものが説明された場面というのがあったのでしょうか。

○木村勝治証人 ちょっと記憶にありません。個々の、何回もやっていますから、どの時点でどういう発言があったのかについてはちょっと……。

○丸野達夫委員長 どの時点でも構いませんけれども、市の立場はこういうふうだよという説明が取締役会の中でなされたのかどうかお聞きしたいのですが。

○木村勝治証人 あんまり記憶にないですね、それは。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

ビル会社にはリーシング担当というのを置いたと思うんですが、どのような経緯から置くことになったんですか。

○木村勝治証人 御存じのようにテナントが退店退店の繰り返しですよ。それを埋めるリーシング担当というのがいないわけです。喫緊の課題は店舗を埋めることなんです。最重要項目です。リーシング担当を早期に決めて、その方に早急に動いていただいてリーシングをするというのは、喫緊の最重要課題ですよ。そこに、そういうものに精通した者を置くということは、私どもの経営上の戦略です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

私から最後の質問です。

内部規程の中に業務委託社員就業規則というものがありますが、その中の第3条では、業務委託とは特定の業務につき、専門知識、技能経験を有する者としておりますが、具体的にはどういう者を指しているのでしょうか。

要は、専門知識という、技能経験というのはどういうものを指すんですか。

○木村勝治証人 会社の内部の業務ですので、一言では申し切れなほどの業務があります。広告宣伝にしても、あるいは営繕ですね、メンテナンスにしても、管理にしても、経理にしても、いろんな部署に専門部署があって、精通した人がいるほど会社は安定した経営ができるわけですよ。ですから、そういった専門職を――いないわけですから、たった十数名ぐらいしかいない会社に。したがって、それは置くべきだろうという判断です。

○丸野達夫委員長 それでは、どのような職種として業務委託の嘱託の社員を考えたんですか。

○木村勝治証人 誰のことですか。どのことを言ってらっしゃるんですか。

○丸野達夫委員長 リーシング担当のことです。

○木村勝治証人 固有名詞は控えさせていただきますけれども、その方は以

前ファッション関係の仕事をされて自分でも店やった経験がある方とお聞きしておりました。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。どうぞ御着席ください。

私からの共通質問はこれにて終わります。

次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。なお、尋問は証言を求める事項ごとに行います。また、証人に資料等を提示して質問する場合は、その都度、委員長の許可を得て行うようお願いいたします。

初めに、証言を求める事項、落札業者決定の経緯等について発言を許します。山脇智委員。

○山脇智委員 日本共産党の山脇智です。本日はお忙しい中、木村証人には御出席いただきありがとうございます。

それでは質問を行っていきたいと思います。

先ほどの木村証人の話ですと、ビル会社の経営に自分が携わってからは経営をよくするためのことをさまざま行ってきて、またこの今回質問事項であるあおもり「食」街道めぐり事業についてもちゃんと取締役会でさまざま議論がなされ、その上で決定がなされたというふうに、私は先ほどの発言で、まあそういう発言があったと思うんですけども、百条委員会のほうにこの間、平成24年度の取締役会議の議事録が提出をされまして、この中においてはこの事業について全く議論がなされた形跡もないし、この決裁について諮られた形跡もないわけなんですけれども、これはどういった理由なのか御説明を願えますか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 今の質問は理解できません。そういうことが現実にあったのか。それは私はなかったと思っていますよ。というのは、私が就任したときには、稟議規程もなければ職務分掌もなければ何にもなかったんですよ。それで私がつくったんですから。そして少なくとも、50万円を超すような金が出るような事業については必ず取締役会にかけるという規定でやってましたので、ないというのは私——ちょっと私持ってませんから、会議録とかはね。ちょっと私は理解できません。あったと私は思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今あったという証言だったんですけども、私もこの平成24年度の取締役会の議事録は第141回・142回・143回、ま、142回は議事録がなくてすごく簡易なもので、報告があったといっても報告内容も書かれていないようなかなりずさんな、議事録とも呼べないようなものだったんですが、これについて144回・145回と全てこの議事録、私拝見したんですけども、この「食」街道めぐり事業について記載されているのはたった1文で、食街道めぐりは11月にオープンを予定、補助金は出るといっても持ち出しも100、

200 は予想されるので、この分についてはプラスアルファは見えていないという報告事項で一言述べられているだけです。もし今回、平成24年度の議事録がこのように情報公開請求して、100条に提出された中にあって、私は、こういうやりとりがなされていないのであれば、取締役会ではこの「食」街道めぐり事業について十分な議論など、決裁などされていなかったのではないかと、というふうに当然ながら私は受けるわけなんです、そこはされたということ、木村証人はおっしゃってるということによろしいのでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 私の記憶では、取締役会にかけずにこういった事業を諮ったという記憶は全くまずございません、記憶上は。で、ついでながら申しませけれども、取締役会にかけなくても、当時は毎月2回程度、役員ミーティングというのをやっていました。これは当然、加賀谷副市長も入りましたし、佐々木経済部長も入っていましたし、横内さんもたしか入っていました。私どもも入っていました。担当から説明をさせて、こういう事案があつてこういうことがありますよと、いかがでしょうかと、役員間と社員間で会議を何回もやっています。あるいはその席である程度の了解が得られて、そして、これは上げなくてもいいんじゃないかと――例えばですよ、今の食街道に限らずですよ――あつたとしたならば、もしかしたらなかったのかもしれない、それはちょっと定かじゃないです、私。

○丸野達夫委員長 済みません。取締役会は会社の最高意思決定機関です。それによらないで事業をやるということはあるんですか。これ、補助金事業ですよ。木村証人。

○木村勝治証人 だからそれはないと思いますよ。当然、取締役会に諮って、了解を得て――金が出るわけですから、そういうことは私の記憶ではやった覚えはないと思います。

以上です。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 私の記憶ではやったことないとは言いつつも、私が今そういうふうにと取締役会に載っていないのではないかと、言ったら、役員ミーティングで諮らずに決めたかもしれないというような今発言をしていたので、私はちょっといささか証人の発言には矛盾があるのではないかと、思うんですが。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 別に食街道だけのことを言ってるんじゃないですよ。いろんな事案を……。

○丸野達夫委員長 証人に申し上げます。

ただいまの質問は、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項の質問を

行っております。

そのことに端的にお答えいただきたいと思います。

○木村勝治証人 今、見積もり合わせの件ですか、質問されたの。

○丸野達夫委員長 そうですよ。はい。

食街道めぐりですよ。で、証人は食街道めぐりに関係なくという話だったので、「食」街道めぐり事業についてお伺いしているのです。

○木村勝治証人 だから、当然、「食」街道めぐり事業でも役員ミーティングでミーティングをしたけれども、それほかのこともあるよと言っただけの話ですよ。ちゃんとお答えしましたよ。

○丸野達夫委員長 答えてないですよ。

○木村勝治証人 じゃあ、正式にどう答えればいいですか。

○丸野達夫委員長 あなたから質問する権利はありません。山脇委員。

○山脇智委員 私が言ったのは、この「食」街道めぐり事業についてです。これは当然、国の補助金、市の補助金をもらって行った大変重要な私は工事であって、当然ながら取締役会に諮られなければならないにもかかわらず、また、議論もされなければならないにもかかわらず、ただの報告事項としてしか取り扱われていない。また、この取締役会についてちょっとこの問題からはそれるかもしれないんですけども、この中ではほとんど事業とかについてまともに議論なんて1回もされてないですよ。ほとんど担当職員が事業について説明しても、何の議論もせずそれでよしみたいな、正直何の機能も果たしていない取締役会だったと私は思うんですが、当時、そんな熱心に議論した記憶あるんですか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 私はあると思ってます。あったと思ってます。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 そうであれば、適正に議事録がつくられていたのであれば、そういうのはしっかり載っていないと私は思うんですが。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 私も思いますね、それはね。当然、議事録が、会議にかけたものは載るべきでしょうね。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 なので、木村常務は先ほどからしっかりと取締役会ではその事業については決定されていたという話し合いをしているんですが、実際に今出されている取締役会の議事録が、全くそういった話がされていない。そういった中で今、平成24年度だけですけれども、23年度、25年度も今100条で求めている中であって、私はやっぱりこの、今、常務からちゃんと経営がなされていたといった話がさまざまされているんですけども、この取締

役会を見ても、BSMモニタリング会社の経営監査の経営診断の結果を見ても、私はとても木村証人が説明してきたような適正な会社の運営は行われていなかったというふうに思っています。この事項についてはこれ以上聞きたいことはありませんので終わります。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 新政無所属の会、中村美津緒でございます。木村証人におかれましては、お忙しいところ御協力いただきまして、まことにありがとうございます。

私のほうからもこちらのあおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせについて、順次質問していきますので、どうぞ御協力よろしく願いいたします。

初めに、青森駅前再開発ビル株式会社――以下、ビル会社と呼ばせていただきますが、こちらが国と市の補助金を申し込みました。そして、国の補助金も申し込んでいるのは、木村証人はよく御存じだと思います。で、先に、公募申請というのを出していたんですね、公募申請。それは2月でございました。それをビル会社に求めましたが、ビル会社ではその書類がないということでございました。ビル会社が提出したのにビル会社にその控えがないというのは、ちょっと私疑問に残るものでございまして、ぜひ木村証人にこちら見たことがあるのか、ちょっと見ていただきたいと思います。委員長よろしいでしょうか。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 確認します。公募申請書（「公募申請書です」と呼ぶ者あり）、国に。これは求めたのは誰が。あなたが。はい、どうぞ。

〔中村美津緒委員、木村勝治証人に資料を手渡す〕

〔木村勝治証人、当該資料を確認〕

○木村勝治証人 非常に分厚い資料ですので、記憶が定かなこと――たしかこういう図面は見た記憶がありますし……。こういうパース図面、これも見た記憶はあります。

以上です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

じゃあ、中身はある程度見たことはありますが、公募申請書、これ、木村証人、ビル会社が提出したという認識でございますでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 会社の事業ですので、会社が提出するのが当たり前だと思っています。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○**中村美津緒委員** じゃあ、それでは平成24年2月に提出したそれは公募申請書でございますので、手前どもが今100条調査権を行使して手元にある議事録というのは、平成24年度の4月からでございますので、私たちが今検閲することができないので、これから、その平成24年度の2月の段階の取締役会議事録にそういったのが議論されているのかという今後、調査を含めて、こちらのほうで今後の調査の対象とさせていただきたいと思います。

続きまして、交付申請書。公募申請書を出しまして、交付申請書というものを次は申請をしております。それは平成24年7月のことでございます。先ほども山脇副委員長からの御質問の中にもございましたけれども、ただ、どなたが作成したのかちょっと記憶にないということでございますが、今もまだちょっと記憶にはございませんか。

○**丸野達夫委員長** 木村証人。

○**木村勝治証人** こういった書類、大変複雑で、何となく経験した人じゃないとなかなか書きづらいと私はちょっと認識しています。したがって、この書き方やこういった手法については、もしかしたら市の職員の方々に協力を仰いで、どう書けばいいんだとお聞きしたことがあったと思います。そして、それに基づいて、会社として交付申請書を出したと私は記憶しています。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 今貴重な証言ありがとうございました。まさにビル会社だけではこういった書類、作成することが私は困難だと思っておりました。つまり、市のある程度の手伝い、介入といいますか、なければ私はできないと思っておりましたので、今本当に貴重な証言をありがとうございました。

続きまして、先ほど私聞き逃したかもしれません。今まさにこの見積もり合わせに関する事項、非常に疑義が深まっているような状況を今お聞きいたします。これはやはり補助事業でございますので、適正に見積もり、競争見積もりをとるのが補助事業マニュアルに沿った適切な内容でございますが、3社見積もりをとったという実績報告書に記載されておりますその3社を選定したのは、取締役会でよろしいでしょうか。

○**丸野達夫委員長** 木村証人。

○**木村勝治証人** 承認したのは取締役会だと思います。その業者を選定した理由だとか、どここの業者が入ってきたとか、どういう参入の仕方をしたとかという質問であれば、それは取締役会にかける前の段階ですから、そういうことはありました。最終決定は取締役会です。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 貴重な証言ありがとうございました。

最終決定は取締役会と今おっしゃいました。確かに、実績報告書にはその3社をビル会社が決定をした。まず、見積もり選出する3社を決定したとい

うのがビル会社の実績報告書にありましたが、過日の調査から、そういったことは実際とは異なった事実が今までの検証で明らかになりました。よって、取締役会では見積もり3社は、選定は行っていなかったという事実が明らかになりましたが、その点どうお考えになりますか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 ちょっとその経緯は、どのような状況のこと言ってるのかちょっとわかりませんが、見積もり合わせというのは、多分市の公共事業とかそういった手法と、民間の私どもの経験値ではかる見積もり業者の選定の手法については、もしかしたら、違う面があるのかもしれない。定かにはわかりませんが。ただ、この書類等を見ると、当然、見積もり合わせをしてというのが多分あったのだらうと思います、詳しくはわかりませんが。そうしますと、当然その3社なり数社の見積もりが当然必要ですね。だから、そういう必然性があるって、業者を選定したのだらうと推測しております。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 木村証人におかれましては、今この場で推測で物を言われましても、今ここで非常に疑義が残っていることを検証しているわけでございます。過日の調査におきまして、沼田建設の担当していたその者が、その2社をみずから選んだというふうな証言をいただいておりますので、取締役会で選んだのではないということをお指摘をさせていただいて、次の質問に入ります。

そうしますと、見積もりも沼田建設の担当者が選びました。そうすると今度はどなたが選んでも大丈夫だそうでございます。ただ、しっかりと、しっかりとその見積もりの価格の操作がなければ、ビル会社が選ばなくてもいいというふうな市側の答弁をいただいております。そうしますと、実績報告書には、見積書の一番安い価格の業者を選んだというふうには実績報告書に添付されておりますが、じゃ、その見積書を3つ取締役会で一番安い価格に落札したというふうな実績報告書でございますが、取締役会でそこらは諮られたかどうかお答えください。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 当然、諮っただらうと思いますよ、それは。それはなぜかという、その金額の妥当性だとか、金額の、何というか相対性といいますか、総合的な金額なのか、ほかのと照らして妥当な額だらうなという判断をして、この業者にしたいんですけどと言って、同意したと私は思っています。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 また貴重な証言ありがとうございます。

それは木村証人の思い込みであったということをお指摘をさせていただき

ます。過日の調査におきましては、全くそういうことがなされていなかったということが今までのきょうのこの時点で明らかになっておりました。

続いての質問でございますが、木村証人の回答には、沼田建設などの工事の見積額は、割高でなくむしろ安いと感じた記憶があると回答しておりますが、その理由についてお答えください。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 冒頭申し上げましたとおり、私、店舗開発やっていました。そうすると、通常の洋品店の内装で大体坪当たり何ぼかかるのかな、飲食店では坪当たり何ぼかかるのかな、大枠把握しておりました。で、ただその見積もりが妥当かどうかというのは、工事の仕様によって違うわけですよ。この木をね、ムクの木を使うか、はり木を使うか、素材によって皆違うわけですよ。だから一概にこの単価が高いとか安いとかというのは、工事の細部の仕様を見なきゃ判断できないんですよ。ところが、そういうことを総合的に見て、私もパースを見ていろんな図面を見たりしたときに、あ、これは安いなど。当時、普通の内装の大体、安くて25万円ですよ、坪当たり。大体平均値だと30万円ぐらいかかっていたんです。それから照らすと、あら、随分安いねという印象を私は持った記憶があります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 木村証人、具体的にどのようなお見積もりを沼田建設様からいただいて割安と考えて回答したのか。例えば、一部分の工事だけでも結構でございます。お答えください。

○木村勝治証人 例えば、ガールフレンドの工事ありますね。あれなんかも四方壁ですよ、あれ。誰かの質問でオープンにしないのはおかしいというけれども、あんなのは当時はあれが主流ですから、あの店舗の工事。そういうのを見てますと、クロス張りのとか単価見てましても、よくこれのできるねというふうに記憶した覚えがあります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 木村証人ありがとうございました。

今その、今、木村証人が証言したのを、後もしっかりと覚えていただきまして、私、今この見積もり合わせについての、関する事項の質問を終わります。

ありがとうございます。

○丸野達夫委員長 次に証言を求める事項、ヤマト運輸株式会社の出店経緯等について発言を許します。山脇智委員。

○山脇智委員 先ほど、丸野委員長の主尋問において、このヤマトの出店に至った経緯についてある程度説明がなされていたんですけれども、このヤマト運輸は――出資者であり株主でもあります、なぜ不利益になるこの出資者、

株主でもある不利益になる佐川急便に不利益になる、ヤマト運輸株式会社の出店に至ったのか。先ほどの、つまり苦情があって、不便だから、サンフレンドビルにあっても不便だから入れたということだけなんですか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 それだけは言ってませんよね。御利用されるお客様の利便も考えたら、そのほうがいいんじゃないかという判断も当然ありました。それから、ヤマトさんにとってもいいことだと判断しました。また、地下の食品の方々の不便を考えたら、それもいいことだろうというふうに判断しました。何よりも、ヤマトさんがサンフレンドから出たがって、あそこの内部に出店したいという意向があったんですよ。だから取り入れたわけです。

で、先ほどのお話で、佐川急便さんが株主であり出資者だという話もありました。実はヤマトさんも候補だったんですよ、株主になる。ところがならなかったと思います。それで、私も商売やってる関係上、仁義を通すといえますか、佐川さんに説明をしに私行きましたよ。それで、佐川さんの当時の東北支店かな、担当者もお越しいただいて、説明しました。こうこうこういう理由でヤマトさんを入れませけれども、いかがでしょうかと。そのときのお答えは多分こうだったと思うんですが、会社が決めることであり、私どもが云々する話ではない。ましてや株主であり、会社の利益になることであれば、口出しできるべきことではないと。ですから、それは御自由になさったらどうですかと。そういう答弁を多分佐川さんからいただいたと。私どもはちゃんと説明をして納得いただいて、そして工事かかっているんですよ。

以上です。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 納得いただいて工事にかかっているということなんですが、取締役会に添付されている資料に、佐川急便に送った謝罪文ではヤマト運輸を入れることに大変憤慨されると思いますがという文書もつけ加えられた謝罪文が載っております、なぜそこまでしてまで、私はこのヤマト運輸の出店に至ったのかというのが……。

〔木村勝治証人「謝罪文って何ですか」と呼ぶ〕

○山脇智委員 この出店に至った経緯について、佐川急便に送付した謝罪文が取締役会の資料としてついていました。

〔木村勝治証人「私どもの会社から佐川さんに謝罪文を送ったということですか」と呼ぶ〕

○山脇智委員 謝罪文を送っているということです。

〔木村勝治証人「どういう内容ですか」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 証人に申し上げます。

証人に質問権がありませんので、その点に御注意ください。

〔木村勝治証人「そうは言っても……」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 証人に申し上げます。

〔木村勝治証人「何ですか、その態度は」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 不規則発言は許しておりませんので。

〔木村勝治証人「私、あなたの部下でも何でもありませんよ。はっきり申し上げますけど」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 これ、百条委員会ですよ。証人。百条委員会です。

〔木村勝治証人「百条委員会といえどもですよ、何ですか、その高圧的な質問の仕方は」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 証人に質問を許していないということを申し述べているんです。やめていただきたい、それだけです。

○山脇智委員 今、私が言ったのは、そういう謝罪文があったということで、もし、証人が知りたければ、私も今、取締役会の資料確認して、それを具体的に全部説明することは可能ですけれども、その資料というのは基本持ち出せないし、コピーもできないので、そういう謝罪文があるということだけは、私はあって、それでは大変不自然なのではないかという観点で質問をしました。それについていいです。もう証言は求めませんので。

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、地階飲食店りんご箱について発言を許します。山脇智委員。（「委員長、ヤマト運輸」と呼ぶ者あり）申しわけない。

次に、中村美津緒委員に、ヤマト運輸株式会社出店の経緯等について、発言を許可いたします。中村委員。

○中村美津緒委員 改めまして私から、ヤマト運輸出店に伴う現在のスプリンクラー工事がされたか、されなかったかという議論をこれまで調査してきたわけですが、もうきょうのこの時点でそのスプリンクラー工事移設・増設はなかったということが明らかになったわけですが、それに伴って出店経緯につきましても、先ほど山脇副委員長のほうからいろいろ取締役会でいろいろ諮られたというお話もありました。ただ、ここまた御指摘をさせていただきますが、取締役会でしっかりと議論されたという形跡はありませんでした。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 ちょっと内容が。もう一回お願いします。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 済みません。取締役会議事録の私たちの目で、そのヤマト運輸出店に伴う議論がされていた確認ができなかったわけですが、されたと今でもそう認識しておりますでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 たしか工事に 800 万円近くかかっていたのかなと思いますけれども、そのような大きな出費を一担当者なり一役員が勝手にやることはあり得ません。必ず一議事録に載ったかどうか、ちょっと私は記憶にないけれども、そういう話し合いは必ずされてたと私は確信を持って申し上げます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃ、それはこの場でそれはまた思い込みであったということをお指摘をさせていただきます。

次の質問に入ります。ヤマト運輸は 800 万円。それは確かに同じその金額でございました。税込み 840 万円。先ほど木村証人は坪単価 25 万円、30 万円がいいところだというふうにおっしゃいました。ヤマト運輸のエス・アイ・アール建築計画事務所さんの図面によりますと、占有面積は 16 坪でございましたが、私たちの過日の調査から 14.5 坪という、1.5 坪ですけれども、それぐらいちょっと狭まっているような状況でございまして、そうすると、840 万円割る 16 坪、坪単価 50 万円超えます。それ、先ほど 25 万円、30 万円と言いました。倍以上でございしますが、先ほどいろいろ中身を精査して、どういった木だとか、物によって変わってくると言いました。天井はそのまま、壁の間仕切り 50 センチ開口部あける。それで坪 50 万円超える。どう思われますか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 何にもない更地に造作する場合は、単価は安いですが、ところが、前のテナントさんなり売り場があったところを工事する場合には、前の店舗を壊さなきゃいけない。ましてや、あそこには水道管、ガス配管、そういうのがいっぱいあります。これを移設するちゅうのは、普通の内装と違うんですよ。大きな工事費がかかるわけですよ。そして多分、私ども見積もり依頼したときには、本来であれば個別詳細の、幅木 1 メーター何ぼとか、クロス張り 1 平米何ぼとか、これを精査するのが本来ですよ。ところが、最初の見積もり合わせのときには、撤収工事などですよ。など、幾ら。何々、例えば電気工事、排水管工事、スプリンクラー移設工事などです。そういう大きな項目で見積もりが出てきます。それが私どもの設定した予算と合致すれば、まずその段階で、あ、いいんじゃないかということはあると思いますよ、私は。その後、はしょって見た、工事してみたら、ここがだめだね、ここが直さなきゃいけないよねということが出てくれば、見積もりの変更とか仕様の変更というのは、これ当然あると思うんですよ。多分、中村さんも何かそういう関係の工事やってらっしゃると思うんで、そういうことはあると思いますよ。そして完了のときに、きちっとここには何ぼかかりました、何ぼかかりました、こう出てくるんですよ。で、かがみの見積もりと大幅に違っ

たら、これはもう認可できませんからだめですよと。ところが、大枠の予算の中に入っていれば、多少中身の仕様が変わったにしてもよしとするのが通常じゃないんでしょうか。私の感覚ではそうですけれども。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 どうぞお座りになってください。

先ほどは単語が出てきました、見積もり合わせをしたという。このヤマト運輸もじゃあ見積もり合わせをしたんですよね。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 これは私どもの民間工事ですよ。会社の工事ですよ。必ずしも見積もり合わせをしなきゃいけないという規程は会社にはないんじゃないかと思うんですよ。それで、どう見てもこれだったらまあまあ妥当な額だねという業者が仮にいたとする。見積もり依頼したら高く出てきたと。じゃあこれだめだよ、じゃあこっちの業者に頼んでみようかということで、そうやって見積もりを提出いただいて認可するということは、私ども民間の感覚では当たり前感覚ですよ。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 先ほども民間、民間って、何度も民間と出てきますが、青森駅前再開発ビル株式会社は、青森市の公金が2億円も投入された会社でございます。先ほど民間だから、見積もりをとらなくてもいい、妥当な金額だったらそれでやると言った、今、そのお言葉を、先ほども、この後もちよつと覚えておいていただきたいと思います。

そうしますと、このヤマト運輸、沼田建設様からお見積もりが出たと思いますが、本当に施工したのはどこか御存じですか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

〔木村勝治証人「もう一度お願いします」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 沼田建設様からビル会社へこのヤマト運輸の見積もりが提出されていたことは明らかになっておりますが、本当に本工事をされた業者、施工業者はどちらか御存じでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 記憶にありません。もしそういうことがあったとしたらね、それを私は覚えていません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 これも過日の調査で明らかになったことでございますが、これはカクヒロ船場さんという、内装工事屋さんが施工しました。その施工工事の見積金額は、350万円でございます。840万円沼田建設様は見積もりを出しました。カクヒロ船場様のヤマト運輸の見積もりは350万円でございます。

この点についてどうお考えになりますか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 その見積もりが、どういう項目になっていたのか私はちょっとわからないんですよ。ここに何も資料ないし。だけれども、もし漏れていることがあるとしたならば、お客様の預かり所をやるために、巨大な冷蔵庫が必要なんだよ、あそこ。冷蔵・冷凍庫が必要なんです。それを移設して、そこに設置しなきゃいけないんです。これ、多分百何万円かかっているんじゃないかなあ。ちょっと記憶にないですけども。そういうものも全部含んだ数字なんですか。ちょっと私はわからないんです、それ。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 全く、内装工事、純粋な工事費が350万円で、335万9915円でした、適切な金額は。

続きまして次の問題に行きますが、先ほどもちゃんと……。

〔木村勝治証人「ちょっといいですか」と呼ぶ〕

〔中村美津緒委員「委員長いいですか」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 木村証人、確認の質問ですか。

○木村勝治証人 そうです。

○丸野達夫委員長 それであれば結構です。

○木村勝治証人 沼田建設さんですか、から出てきた見積書の中の内装費という欄が多分あると思うんですが、その金額と比べてあれでしょうか。船場さんの見積もりと比べられたんでしょうか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ただいまの木村証人の御質問にお答えいたします。

同じ内装工事の見積もり合わせで、片方は840万円、片方は335万円です。

○木村勝治証人 私が言っているのは、八百何万円というのはトータルの金額でしょ、移設工事から撤去費用とか。全部内装工事一本で出てますか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、それ見せてください。内装工事1本で八百何万円出ていますか。

〔中村美津緒委員「委員長、ちょっとお時間いいですか。今の、お答えしてよろしいんでしょうか」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 はい、どうぞ。

○中村美津緒委員 ちょっとお時間いいですか。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 これは何でとったやつですか。

○中村美津緒委員 これ、市が出してくれたやつです。

○丸野達夫委員長 じゃあいいです。

〔中村美津緒委員、木村勝治証人に資料を提示〕

[中村美津緒委員「直接工事費、撤去工事費、仕上げ」と呼ぶ]
[木村勝治証人「これ全部入れてこれでしょ。これ内装、仕上げ内装ってこの分じゃないんですか」と呼ぶ]
[中村美津緒委員「カクヒロ船場さんは全部で300万円です」と呼ぶ]
[木村勝治証人「こういう項目になっていきますか」と呼ぶ]
[中村美津緒委員「はい。もっときめ細かく、こんな分厚くなっています」と呼ぶ]
[木村勝治証人「それで、それがどうなったということなんでしょう。それちょっと私……」と呼ぶ]
[中村美津緒証人「それを木村証人に聞いているんです。どうだったのか、木村証人に聞いているんです」と呼ぶ]
[木村勝治証人「それはちょっとね」と呼ぶ]
[中村美津緒委員「どうですか。お答えください」と呼ぶ]
[木村勝治証人「船場さんがやったのかな。ちょっと私……」と呼ぶ]
[中村美津緒委員「もう一回。聞こえませんか」]
[木村勝治証人「船場さんがやったのかな、そのじゃあ見積もりで。それとも沼田さんがやったのかな。ちょっと記憶ないですけども」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 取締役会で50万円以上どうのこうのという話、再三してきましたよね。ということは、本当に取締役会議事録を見ても、今の木村証人の話をお聞きしても、本当に取締役会、何を議論されてきたのか疑うような内容でございますが、ちょっと時間が押していますので、次の質問にまいります。

○丸野達夫委員長 押していないよ。

○中村美津緒委員 押していないですか、はい。

実は、沼田建設様の見積もりにはスプリンクラー工事、そして電気温水器納品というのも書いているんです。で、実際ヤマト運輸には電気温水器の納品もされておりません。スプリンクラー工事もされておりませんでした。

それで八百何がしらの見積金額をビル会社に提出して、そしてビル会社は沼田建設様にお支払いをしている事実も、こちらは調査をいたしまして明らかになっております。

先ほど、全く違うのであれば、それはちょっとあり得ない、何とかしなければいけないような御発言をされておりましたが、ということはちゃんと精査できていなかった、取締役会でそういったのが精査できていなかったということで、お認めになりますか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 それは認めることはできませんね。私、確信持てませんもの。4年も離れていてその経緯がどうあったのか、その詳細を全部調べ上げないと、この場で認めることはできませんね。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

これからも先、木村証人にはお聞きしたいことがたくさんございました。そういった取締役会で、最終決定機関であるそういったところで木村証人がいたのにもかかわらず、ちょっと記憶が曖昧なのであれば、今後の調査におきましてもまた改めて木村証人にはお伺いしなければならない、話を聞かなければいけないようなことが多々あると思います。なので、そこを認識した上で、ヤマト運輸についての最後の質問にお答えしていただきたいと思えます。

先ほど 840 万円というお話をいたしました。確かに取締役会議事録、平成 24 年 4 月 26 日の第 141 回の取締役会で、ヤマト運輸に対しての話が出てたのかわかりませんが、ペーパー 1 枚、提出されておりました。その中には、内装改装工事に関しましては、ヤマト全額負担というふうな文字が掲載されておりましたが、しかしながら過日の調査におきますと 300 万円の内装工事費、協力費として負担していただいたことが明らかになっておりますが、そのヤマト運輸の 300 万円の負担になった、本来であれば 800 万円負担していなければいけませんのに、300 万円の手打ちをした、その取締役会で諮った経緯をお知らせください。

○丸野達夫委員長 中村委員、手打ちという言葉は。

○中村美津緒委員 ごめんなさい。300 万円で合意したその取締役会に諮った根拠、経緯をお知らせください。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 記憶で述べさせていただきますけれども、当初はヤマトさんが全額負担して出ますよという話があったんですよ。私の記憶ですよ。ところが、ヤマトさんも社内稟議かけなければいけない。その青森の支店にかけたけれども、多分キャンセルになったと思うんですよ。そして東北支社かどっかにいってまた稟議出したんでないかな。そのときに担当者同士との約束では、全額負担してもいいからやってくれとなっていたような記憶がございます、あくまでも。それで、なかなかヤマトさんから認可おりなかったんですよ、その工事全額負担するというのが、多分。それはヤマトさんの社内事情だったと思うんです、多分ですよ。で、折り合いがついたのが、ヤマトさんの会社内でここまでだったらいよいよということで 300 万円なら出しますよということになったんだと私は思っていますよ。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。ありがとうございます。

木村証人の回答書にも、そして議事録にも記載されておりますが、テナント側で行うべき多額の工事費を会社側で負担していた、見積もりをとらずに行って業者に工事等を発注していた、出張旅費等の日当に高い額に設定し多人数で出張を繰り返していたなど、ずさんな会社経営を行っていたように思えるというふうな回答をしておりますが、まさに今まだちょっと、まだまだ質問する過程の前なんですけど、これ、同じく木村証人も同じことをやっていたのではないかと、まずこの場で御指摘をして、次の質問に入りたいと思いますので、この質問は終わります。

〔木村勝治証人「ちょっと待ってください。同じことをやっていたとはどういうことですか」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 この際、申し上げます。予定の質問が終了するまで尋問時間を延長したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、尋問時間の延長をいたします。

次に、証言を求める事項、地階飲食店りんご箱について発言を許します。山脇智委員。

○山脇智委員 それでは、地階飲食店りんご箱について、取締役会での確認事項について質問をしていきたいと思うんですが、このりんご箱の出店については145回の取締役会で、リーシング担当職員から提案がなされて、話し合いがなされているんですけども、そのときにどういう経緯でこのりんご箱の出店が決まったかというのは、今、記憶に残っていますか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 出店にかかわった事柄については、記憶で述べさせていただきましても、あそこは多額の収益を生む売り場なんです。それで前の飲食店出ましたよね。出ざるを得なかったんです。お互いの契約内容の合意に至らなかったんだから。こちらが出したわけじゃないんです。お互いに話し合いで出ていったわけですよ。そして、そうこうしているときに、本町で津軽三味線と津軽手踊りと、そういうイベントをやりながら居酒屋を経営している方、同じ沼田さんという方だと思います。(発言する者あり)沼田さんという方だったかな、がいいねってこの場所はと。やってみたいということになったんです。で、私は何回も行きました、沼田さんのお店に。で、やっているイベントの内容とか、全部精査して見てきました。これいいねと。多分、そういう店舗をつくると、観光の目玉にもなるだろうという判断がありました。したがって、出たいということもあるので、じゃあ出ていただけませんかという話をして、これもお互いの了承で、そして出ることになったというふうに私は理解しております。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 私は取締役会での諮られ方について質問をしていたんですけども、今具体的に取締役会での内容を申しますと、先ほどリーシング担当職員ということで名前出していなかったんですが、木村証人も配慮していたようなので、ただ百条委員会ではもう既にさまざまもう名前が出て証人としても喚問する予定ですので、ここで名前を出して質問しますけれども、当時リーシング担当職員の野呂周生氏が提案をして、りんご箱について沼田建設との詳細な交渉を継続、契約締結に向け、かつ早期オープンを目指していか諮って、その中では特に何の異議もなく、全員異議なく満場一致で承認がなされたという経緯があります。

その中で、ただ私ちょっと大変不思議なんですけれども、こういうふうに諮られたんですが、この諮られた中に、この取締役会での確認事項という野呂周生氏が作成した「アウガB 1 りんご箱出店について」というものの中に、取締役会での確認事項というのがあるんですけども、この確認事項というのはどういった内容か御記憶にありますか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 ありません。

○丸野達夫委員長 ないそうです。山脇委員。

○山脇智委員 ないということなんですけれども、これは取締役会ではまず沼田建設に対しては、提案が全額負担約 2000 万円程度建築協力していただける場合は 60 カ月間固定営業料に 30 万円程度をプラスしてアウガへ支払うものとするということで、一時はこちらが本来であれば店舗改装の工事費は全てテナントが負担するんですよということになってるんですけども、ちょっと難しいということなので一旦はこちらが負担をして、その上で……。

○丸野達夫委員長 済みません、こちらというのはビル会社のこと。

○山脇智委員 ビル会社が負担をして、その後 60 カ月間で返済をするという賃料上乘せ分、60 回掛ける月額 30 万円で 1800 万円ということで、この提案の後に最後、この資料の一番最後に取締役会での確認事項ということで、契約期間 5 年、60 カ月にて賃料は 33 万 3333 円を賃料に上乘せして返還することという覚書——覚書でないですね、確認事項があるんですけども、この確認事項については履行されたのかどうか御記憶にありますか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 当初は、野呂さんがやることになっていたんですよ、前のね。「どっち」と呼ぶ者あり）銀だこじゃない、何と言いましたっけ、店名忘れましたがけれども、本町でやっていた野呂さんという方がやりたいということで、当初は彼との契約なんです。それで、彼は店舗をつくるのに当たって、お金は融資を申請していたようです。みちのく銀行さんかどっか、それ

はわかりませんよ、工事の融資を申請して、その融資で得たお金でもって内装する計画だったと思っています、私の記憶では。

ところが、あのような飲食業界ですし、多分先方の会社のことを調べたんでしょうね、やっぱり融資がなかったらしいんですよ。そして、やりたいけれどもお金がないということになったわけです。そうすると、私どももやりたい事業だし、じゃあわかりましたと。私どもでできるだけだけの工事はしましうよと。そのかわり家賃に反映させていいですかということで、わかりましたと、じゃ家賃でお返ししますという話はあったと記憶していますよ。ところが、そのやられた野呂さんが、出店後3カ月か4カ月でたしか倒産されましたよね。ですよ、たしか。そうすると、店舗を運営する者がいなくなる。そして沼田さんといろいろと相談したんですけれども、わかりましたと、じゃ私どもで代がわりしてとりあえずやりましようよということで――あれ別会社つくったのかよくわからないんですけれども、何かそうゆう形であそこを運営したはずなんですよ。その後、何カ月かたって何か別会社をつくったのかな。で、そこと契約になったんじゃないかなという記憶はしています。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 その_____さんが融資を受けられないということで、そういう沼田建設が間に入ってお願いをしてという経緯は、この「アウガB1りんご箱出店について」、これ、私先ほど紹介したのは③という資料なんですけれども、②、①で、この経緯は語られています。ただ残念ながら、私ももう少しこのりんご箱の賃料の契約がどうなったのか見たいところなんですけれども、これ平成24年度分ということで、この145回の取締役会が最後ということで、その後どういう経緯になったのかがちょっとわからなかったので、私この固定営業料に上乘せして返還することという契約が、果たしてそういった経緯さまざまあったのはわかりますけれども、果たして守られたのかどうかっていうことを確認したくてお聞きしたんですが、それがあある期間まで払われたとか、1回も払われなかったとか、その辺の記憶はありますか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 正確な日時や、そういう契約したかということについては、ちょっと定かには申し上げられません。ただ、営業ですので、ちょっと先ほどに戻りますけれども、ヤマトさんも同じなんですよ。300万円まで出すけれども、残りは家賃に反映してくれないかと。それできちっと償還しますからという内容だったと思いますよ。それでやってきたと私は思っています。

それで、今のりんご箱ですけれども、りんご箱も経営が順調に進めば、相手さんもちょうとした約束で払うでしょう。ところが、必ずしもうまくいってなかったんですよ、実際は。計画された売り上げがなくて、大変苦労されたみたいですよ。それでも我慢して払ってくれてたんです。そしてあ

るときに、賃料をちょっと下げてもらわなければ経営できないという話があったような気はします。それで、賃料の見直しとかやったのもしれません。あったかもしれません。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 この地階飲食店りんご箱は、先ほど話出た_____の後に入った飲食店なんですけれども、営業に大変苦労したということなんですけど、これを提案した、このリーシング担当の野呂周生氏なんですけれども、これ以外の取締役会にもほぼ毎回のように出席をして発言しているんですけれども、私なぜ取締役会にこの囑託職員が毎回出席しているのかがちょっと疑問でして、なぜ出席しているのか、誰の提案で出席しているのか、またあと取締役でないんですけれども毎回出席しているのは、どのような資格で出席しているのかっていうのは何か記憶にありますか。

○丸野達夫委員長 ちょっと待って。その前に山脇委員に申し上げます。地階テナントの実名が出ておりますが、百条委員会において、その店名はまだ出ておりませんので、地階飲食店りんご箱前テナントというふうに申し上げてください。それと、これ何てしゃべればいいのか、_____さんの発言ですが、これも百条委員会で実名でまだ出しておりませんので、N氏なりで発言いただきますよう、お願いいたします。

それと会議録の取り消しをしてもよろしいですか。

○山脇智委員 会議録の取り消しを求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 はい。

〔木村勝治証人「それで何でしたっけ」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 今から質問させます。もう一回。

○山脇智委員 リーシング担当の野呂周生氏が毎回取締役会に出席をしている状況だったのが、この平成24年度の実事録からわかるんですけれども、取締役でないのになぜ毎回、どのような資格で出席、誰の提案で出席していたのかというのはおわかりになりますか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 取締役会は、発言権あるいは――発言権は別。議決権は取締役しかありませんよね。ところが、いろいろな種々の議案が出てきた場合は、専門の担当職からその議案について説明をさせているということがあります。

ですから、例えば今のそのりんご箱の件については、野呂さん、あんたが提案していろんなことやってきましたよねと。この経緯を取締役に出席してお話ししてくださいと逆に要請することは、どこの会社にだって当然あるはずですよ。で、その議案が終わったら、じゃあどうぞ退席してくださいと。で、次の議案がありました。総務・人事に関する議案が仮にありました。じゃ

あ人事部長さんその説明をお願いしますと。こうやって、本来取締役でないけれども、出席を要請することは、当然ありますよ、株主総会なんかでも、それから取締役会でも。当然どこの会社でも私はあると思うんですよ。

ついでに申し上げますけれども、取締役会には市の職員もオブザーバーとして参加していましたよ。発言権も議事録もないけれども、どういうことやっているのか見ていただくために、出ていた記憶がいっぱいありますよ。

それでよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 私の質問はこれ1回だけではなくて、正直特別発言をする必要がない場面でもほぼ毎回のように出席して発言をしているように私は見受けられて、同じような取締役かのように毎回出席している。まあほかの職員が出てきて確かに発言している場面もあるんですけども、私はこの人物だけがやはりなぜか毎回出ているのはちょっと不自然なんではないかなというふうに思い質問をしたわけです。証言は求めません。

それで、この地階飲食店のりんご箱についても、先ほど大変経営に苦労された、で、賃借料についても改定があったっていうお話なんですけど、前テナントさんを引き継いでやってたわけなんですけど、まあBSMの経営診断でも、この_____は大変厳しい経営の中でかなりの……。

○丸野達夫委員長 済みません。

○山脇智委員 前テナントはかなり厳しい経営の中でも業績を上げていたと指摘がなされた中で、同じ面積を引き継いで同様にテナントを運営していたこのりんご箱が、やはり賃料も途中で引き下げてもらって、なおかつ最初は33万円、さまざまな経緯はあったにしても、取締役会ではちゃんと33万3333円ずつ5年間支払い続けるという、こういう履行が恐らくはなされなかったであろうということは、私は大きな問題だと思って質問をしています。

ですので、私もまだ平成23年、25年の今、取締役会を見て、この経緯についてはちょっといろいろ判断をしてから、また証人には聞きたいこともあるかと思いますが、今、現時点で出ている情報で聞きたいのは以上です。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 地下飲食店りんご箱についてお尋ねしてまいります。また、木村証人の証言によって、私たちが今まで調べてきたものと全く異なった証言によって、これもまた調査をしていかなければいけなくなりましたので、それを随時確認をさせていただきます。

りんご箱出店に伴いまして、取締役会で諮られたといういろいろなやり取りがございましたが、先ほども私たちがやりたいんだというお話をされましたが、まずそれは違うということをまず御指摘をさせていただいて……。

〔木村勝治証人「はい。私たちって誰のことを言っているんですか」と呼

ぶ]

○中村美津緒委員 私たちがやりたい、青森駅前再開発ビル株式会社がやりたいというふうに捉えたんですが、違いましたか。

[木村勝治証人「違いますね」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 あのりんご箱の経営形態は、私はいいなと思って賛同したということですよ。

[中村美津緒委員「申しわけございません」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 訂正させていただきます。大変申しわけございませんでした。

11月26日の取締役会での議事録の内容でございました。何度も木村証人の証言が曖昧だからこそ、人の記憶には残らないからこそ、議事録として書面に残すのが議事録であると、私はそう考えますが、しかしそうではなかった。

ですから、私たちがどうしたらこの議事録からちゃんとした調査をすればいいのか、それを今検証しているわけでございますが、11月26日の取締役会で、店名は申し上げられませんが、先ほどのそのN氏の店舗が、ここで入れないと600万円の影響が今期で出ちゃうので、赤字が。その店舗をちゃんと交渉していいか、投資をしていいかという判断をいただきたいときょうは思っていますけれども、木村証人は11月26日の取締役会でおっしゃっております。

そして、そのオーナーの交渉がしっかりと議事録に――ま、議論ではありませんが、書面として残っております。

もう一度お聞きいたします。りんご箱出店に伴う内装工事をビル会社が負担するに至った経緯について、もう一度木村証人からお答えをお願いします。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 テナントとの業務委託契約には、いろんなパターンがありますよ。私どもで工事して入ってくださいというパターンもあります。向こうで全部工事してやってくださいというパターンもあります。いろんな経営の契約のパターンがあるわけですから、当初はそのN氏といいますか、本町でやっていたその方が、やるよと、内装も応分の負担をしてやるよという話だったんですよ、一番最初は。そのために融資に諮らたって言ったじゃないですか。ところが融資がおりないから何とか工事費を出してくれないかと、わかりましたと、そのかわり家賃に反映させていいですかと、ぜひそうしてくださいと。多分そういった流れだったと私は思いますよ。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員　じゃあ、それは思い込みであったということを御指摘をさせていただいて、この議事録に基づき御質問させていただきます。

もうこれは平成25年2月の8日です。2月の8日の議事録に、契約囑託職員、今度来ていただきます野呂周生氏が作成したプラン、3つ、この2月の8日の議事録にプラン3つが提出されております。それ、記憶ございますか。

○丸野達夫委員長　木村証人。

○木村勝治証人　何の件でしょう。

○丸野達夫委員長　中村委員。

○中村美津緒委員　ただいま、りんご箱出店に伴う内装工事費負担について、今、質問しております。そのプラン、3つ出されております。3つ出された記憶ございますか。

○丸野達夫委員長　木村証人。

○木村勝治証人　わかりません。そこにあるんだったら教えてください。

○丸野達夫委員長　中村委員。

○中村美津緒委員　だからこそ議事録というものは必要なんです。

〔木村勝治証人「だからそんな議事録、私は保管しているわけじゃないし、今ありますかと言われてもここに書面も何もないですから、答えようがないじゃないですか」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員　おっしゃるとおりでございます。じゃあ御説明させていただきます。その当時のやりとり、非常に生々しく書かれておりました。まづもって、もう平成24年7月の段階でもう交渉は入っていたと、議事録にはそういったふうに記載されておりますし、先ほどの答弁からもこれは合っております。しかしながらもう8月の段階で、そのN氏が地下飲食店前テナントのオーナーのところに、ここを自分が次入るから、というふうなやりとりもあったそうでございます。というのは、もう出るのがもうありきで、でまた、N氏が入るありきで進んでおりましたが、11月の段階でもう既に融資おりないっていうのもわかっていたという、そういう内容の投資幾らどうのこうのも話ししております。

そして、2月の8日の議事録でございます。沼田建設と5年契約、賃借料に関しては地権者側、経営陣と沼田建設が癒着しているといううわさがある中、家賃を下げたと言われぬようにするために、前テナントと同額の条件、約2000万円程度を建築料金としてアウガ側が負担、そしてその建築費用を固定料に上乗せをして、60回掛ける月額30万円イコール1800万円、それが一そしてその後、取締役確認事項として、出店契約に対する条件年間3400万円、深夜営業分は上乗せしない、賃料は販促費も含む改装工事費用協力金約2000万円、60カ月にて返還することとされております、というふうに記載しております。

御記憶、よみがえりましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 これは会社の契約事項であり、ある種守秘義務があるのかな。ちょっとわかりませんが、そういう細かい内容について、本当にここで証言しなきゃいけないものなのかどうか、それもちょっと私わからないんですけども、勉強不足で。

ただ、今おっしゃたような経緯については、記憶はありますよ、はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今、記憶にあるという、またこれも貴重な証言をいただきました。今までの木村証人がおっしゃっていた競争見積もりも今までしなかった、それを自分が来て競争見積もりをとるようにした、ビル会社側が今まで見積もりをとることなく、ビル会社側が工事費を負担した。そういったずさんな経営だった、今、まさに木村証人がおっしゃったずさんな経営、木村証人がやっていたということ、まず御指摘をさせていただきます。

〔木村勝治証人「異議あり。よろしいでしょうか、委員長よろしいでしょうか」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 何ですか。

○木村勝治証人 今のお言葉に対して。（「だめだよ」と呼ぶ者あり）

○丸野達夫委員長 だめです。

〔木村勝治証人「何ですか。私に対してずさんな経営をしたと、こうおっしゃるんですね」と呼ぶ〕

〔中村美津緒委員「指摘をさせていただきます」と呼ぶ〕

〔木村勝治証人「そうおっしゃいましたよね」と呼ぶ〕

〔中村美津緒委員「指摘をさせていただきます」と呼ぶ〕

〔木村勝治証人「それについては納得がいきかねるということを申し添えておきます」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 かしこまりました。

続きまして、先ほど前テナントが退店するに当たり、今まで木村証人の記憶を今、おっしゃっていただきましたが、こちら、前テナントからのオーナーから陳述書が出されました。

ここの赤い部分、私が読むよりも木村証人が実際に読んでいただいたほうが、どのようないきさつで退店せざるを得なかった状況だったのかを、木村証人もここで改めて再確認していただくために、木村証人に読んでいただきたいと思いますが、読んでいただけますでしょうか。

〔木村勝治証人「どなたに来たんですか、それは」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 アウガ問題調査特別委員会委員長、丸野達夫様宛てでございます。

○丸野達夫委員長 それはあなたが読んだ方がいいんじゃないですか。

○中村美津緒委員 よろしいですか。それでは、私から読ませていただきます。重要な部分だけでございます。

アウガのテナント契約は、定期賃貸借契約であり、そもそも終結の段階で契約の終了時期が定められているものでございました。平成 25 年 1 月の当店舗において、3 度目となる契約期限を念頭に、平成 24 年 7 月ごろから、青森駅前再開発ビル株式会社の職員木村勝治常務氏ほか数名並びに青森市役所職員でありました——これは名前を伏せさせていただきます——青森市職員でありました——と一緒に、売り場面積の有効面積を有効活用できるように、店舗面積を縮小した上での契約更新の意思表示をしておりました——ここは合っております——青森市側は弊社の提案に御理解をいただいておりますが、しばらくしてから、当時の青森駅前再開発ビル株式会社リーシング担当職員と名乗る野呂周生氏及び初対面でありました内監業者担当と名乗る工藤信孝氏が、平成 24 年 8 月ごろ突然介入してきて、_____の提案は一切聞けない……。

○丸野達夫委員長 済みません、_____カット。しゃべられない。

○中村美津緒委員 前テナント社長の提案は一切聞けない。現状での店舗面積での継続以外では、契約更新できない旨、言われた。一方……。

〔木村勝治証人「それは私言ったことと同じですよ、内容は」と呼ぶ〕

〔中村美津緒委員「どこが合っていますか」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 まず読んで。

○中村美津緒委員 弊社は、アウガ開店当時 11 店舗の入店を見込んでいたが、飲食スペースをリーシングに行き詰まったアウガ側の意向を取り入れる形で、約 210 坪を一括で借り入れたという経緯があります。これにより、年間数千万円の賃料を 12 年間にわたり支払ってきたものであるが、アウガの経営不振や、出店者会費の不明瞭な営業環境の悪化を考慮し、店舗を縮小した上での営業継続を望んだものでございます。弊社は契約にのっとり、誠実に交渉継続を望みましたが、アウガからは新たな提案等は一切なく、結果的に契約どおり期限の撤退の決断を余儀なくいたしました。さらにしばらくして、まだ営業中にもかかわらず平成 24 年 9 月ごろ、本町で経営をされている飲食店のオーナーが次のオーナーになるといきなり挨拶してきました。平成 24 年 11 月ごろに、青森駅前再開発ビル株式会社内監業者の担当工藤信孝氏の立ち会いで、工藤信孝氏の指示どおり撤去区分を確定し、地下から、店舗からみずから約 500 万円くらいの撤去費用をかけて撤退いたしました。一般的に、定期賃貸契約において、大家側のリーシングをしやすくするため、あらかじめ契約期限を定めてあることから、そもそもテナント側が一方的に退店することは理屈上あり得ません。今回の件は少なくともテナント側に継続の意思

表示がありました。たとえばテナント側に退店の意思があったとしても、定期賃借契約におけるテナントリーシング活動の結果責任は、100%大家側及びその担当者にあるのであり、当該売り場の再設備や賃借料において、全テナント比較でビル会社に毀損が生じた原因を前テナントが一方的に退店をしたからだなどという理屈は、通るものではございません。以上、退店に至る経緯であることを申し述べ、このたびのアウガ問題調査特別委員会の早急な疑惑の究明に必要な情報として役立ててほしいと願います。以上。

ということでございました。

本人は残りたいんだと。もともとその210坪の店舗は、ビル会社側から何とかやってくれと言った経緯があるじゃないかと。自分たちは出たくなかった、自分を出たくなかったんだというお話でございました。

どう思われますか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 まあ、それはそうですね。多分出たくなかったんだと思うんですよ。ただ、その条件、契約をする時点で先方は条件変更を申ししてきたわけです。だから今までの契約と全く違うじゃないですか。それをもって我々判断せざるを得ないんですよ。そうすると、今まで200坪——まあ過去のこと私知りませんよ。でも200坪、ビル会社の要請でやったところ、そんなこと関係ないですよ。実際それをお互いに承認して、契約されたわけですよ。それは契約事項として生きるじゃないですか。ところがその契約満了になって、先方から条件を変えていただきたい、坪数も半分返したい、賃料も下げてくれと。全く違う条件の提示があったわけですよ。それについてイエスかノーかは、当然当事者間の話し合いで決まるじゃないですか。それが普通じゃないんでしょうか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 私が今質問したのは、これからもまた先議事録にも出てくるんですが、この契約嘱託職員のリーシングを担当していた野呂周生氏の、そのリーシングの手法について、非常にいささか、ちょっと強引なやり方がありました。それが議事録にもしっかりと出ておりました。なのでこちらも、一切そういった前テナントオーナーの意思は一切聞くことができないというふうな、こういった全然歩み寄りの話がなかったのに、いや、ちょっと出て行ってくれというのは、これはあんまりじゃないかなという思いで、質問をさせていただきました。

りんご箱について私の質問を終わらせていただきます。

〔木村勝治証人「再度申し上げますが出て行って行って言った覚えは……」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、アウガ1階水の遊歩道について

て発言を許します。中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 アウガ1階水の遊歩道跡地催事場についてお聞きしてまいります。先ほど収益等とそして経費等といろいろなお話を聞きました。まずもって、木村証人に対してまず御指摘をさせていただきます。

先ほど600万円のランニングコスト、維持費年間かかるというお話、そして回答書には800万円というふうな回答でございましたが、実際年間80万円の経費であったということを御指摘をして、私の質問に入らせていただきます。

取締役会において、このアウガ1階水の遊歩道跡地催事場を――競争見積もりをこれ、とっておりました。これ私も確認いたしました。そして大手ゼネコンでありましたその会社にも、私ももちろんこの職業柄おつき合いがございますので聞きました。確かにお見積もりを出しておりました。

そして、この沼田建設に施工業者決定に至る経緯を先ほども軽くおっしゃいましたが、もう一度その経緯をお示しくください。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 ちょっと余り定かじゃないんですけども、確かに大手建設会社の子会社のほうに見積もりを打診した記憶はあるんですよ。で、そのときは口頭だったのかもしれませんが、ずいぶん高いなという、そういう記憶は私持っています。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 木村証人は実際にその出された大手ゼネコンの御見積書は、自分の目で確認したんでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 ちょっと記憶にありませんね、それはね。見たか見ないかね。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それでは、これも取締役会議事録にペーパー1枚の紙が記載されておりました。これは、聞き取りと私が独自にいただいた証言と合っておりました。大手ゼネコンさんは、1回目3月に600万円のお見積もりを出しておりました。しかしながら、見積もりがちょっと不調だったということで、2回目の見積もり、4月上旬に473万5500円のお見積もりを出しておりました。

そして、沼田建設様が、同じ水の遊歩道改修・改装工事の見積書を、これ実際沼田建設様に求めましたが、見積書、存在しておりませんでした。しかしながら、契約書がございましたので、それを足しますと、465万1500円。よって、2回目に出した大手ゼネコンの見積もりと8万3500円しか変わりございません。これについて、やはり8万3500円安い沼田建設様に工事を依頼した

ということでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 断定的に経緯がこうだったよというのはちょっと私も記憶ないんですけども、いずれにしても安い業者にやらせたっていうのであれば、私は問題なかったんでないかというふうに私は今思っています。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 競争見積もりをとって、やっぱり安いところに出すのは、私はそれは適切な判断だと私は考えております。

それでは、いつからこの沼田建設は内監業者としてビル会社が選定したのか、ちょっと議事録を探しても平成 24 年度からは確認できなかったんですが、これ本当に沼田建設を内監業者として選定した何かそういった契約書等々交わしたものでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 記憶にございません。それはその件については記憶にございません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それではアウガ 1 階の水の遊歩道跡地の催事場で、収益が——ごめんなさい、先ほど聞き逃しましたが、何百万円っておっしゃいましたっけ。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 私の記憶では、たしか 1000 万円ほどの予算設定をしたんですよ。ところがそこまでいかなかったです。そういうノウハウがないから。それで私も動きました。みんな一生懸命動いて催事持ってきましたよ。それで、そこで上がった収益が何ぼかってなれば、いろんなどこ使ってますからね、店頭だとかいろんなどころ、空きスペース使ってますから。その水の遊歩道だけで何ぼだったかと言われたら、ちょっと覚えがないですけども、四、五百万円だったのかなという程度しかちょっとわかりませんね。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 これ計画は月 20 万円で行っていました。しかし、その 20 万円も、到底いっているような状況ではありませんでした。

ただ先ほど、ノウハウがなかったどうのこうのを今おっしゃいましたが、木村証人はノウハウがあるからこそビル会社に雇われて、ノウハウがあるからこそ垂れ流しのその経費を、ここを催事場にするによって、いろんな集客にもなる、そして一番のアウガの 1 階のメインだからこそ、小額な経費をかけてでも催事場にするべきだというふうな取締役会議事録も掲載されておりますことから、木村証人のその記憶は曖昧で、思い込みだったということ、また改めて指摘をさせていただきます。

〔木村勝治証人「よろしいでしょうか」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、アウガ1階1—8区画ガールフレンドについて発言を許します。藤原浩平委員。

○藤原浩平委員 日本共産党の藤原浩平でございます。証人、どうぞお座りください。

直営店ガールフレンドについてお尋ねをしていきたいと思えます。

初めに、繰り返しになるかもしれませんが、ガールフレンドを直営店として経営することになったのはどのような経緯があったのでしょうか、お答えを求めます。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 議員の皆様方も御承知だと思いますが、幾らテナントを探しに行っても、入ってくる場所がないんですよ。その経緯は御存じでしたでしょうか。まずなかった。ところが、空きスペースの1階のファッションゾーンに空きスペースをつくっていくということは、アウガの顔としても非常に毀損される事実ですよ。そうしますと、そこを何かで埋めなきゃいかん、当然の話になると思えます。しかし、1階のファッションフロアという性格上、いいかげんなものは入れられない。ファッションリーダー的なブランドじゃないとだめだというコンセプトを持って、著名なブランドを入れようという計画に至ったわけですけども。先ほど来答弁していますけれども、相手から選別されるんですよ、逆に。おたくのような会社には出れませんか、こういう経験値のある人が経営してくれなきゃ出れませんか、そういうお話があったわけですから、あ、そうですかと、じゃあ紹介くださいと、そういうことを取り扱っている優秀な、青森市にいないかどうかを教えてくださいませんか。私も出張行きましたよ、先方さんの取締役。そしたら、こうこうこういうところがあって、この方なら信用できるし、この方にやらせるんだったら納品してもいいですよという話になったと記憶しておりますよ。したがって、そんなにすばらしい——後であれ中三にも行ったと思うんですけどもね、そのブランド。それだけみんな欲しがっているブランドですよ、そのブランド。それなら、自前ででもやろうじゃないかと、あそこを空床にしてほかのテナントも出て行ったら元も子もないわけですから、埋めて、ファッション度を高めて、波及効果を広げようという意図で、わかりましたと、では自前ででも工事してでもやりましようよということになったんだと思えますよ。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 どうぞお座りになってください。

このガールフレンド、直営店を動かすというふうな決定が、平成24年4月26日に開催された141回の取締役会で決定されています。そのときの議事録

から、その決定に至る報告をちょっと引用させていただきたいと思いますが、直営店有限会社——これは固有名詞を言うとあれなのかな——有限会社Nと営業販売業務委託契約を締結し、現在1階 58.32坪で営業しているアリンを他区画へ移動させて、その場所で運営展開したい。それから、売り上げ目標は7000万円で、収益365万円程度を最低限、過度的な期待ではなく、売り上げ1億1000万円、収益1125万円相当を目指す。8月1日オープンを目指していると。それに間に合わせるために、実は既に展示会に行っていたいて、商品の発注をお願いしている。このような報告がありました。

1つお聞きしたいのは、先ほど、1階のスペースあきがあるというふうにお話がありましたけれど、ここでは、私もわかりませんが、このアリンという店を移動させてとありますが、この辺の事情はどういうふうな意味を持つのでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 当然、導入しようとした品群はブランドレベルの高い品群です。当然、1階のメインの一番目立つところに設置したいという思いがありました。そのためには、既存のテナントに動いてもらって、一番いい場所でその直営店をやりたいという思いがあったんだけど、そのアリンさんは動かすことができなかつたんだと思いますよ。したがって、そこのあいたスペースでやらざるを得なかつたということだと思います。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 このガールフレンドを運営するときに、内装工事をやっています。これは、市の議会でのやりとりの中での市の経済部長の答弁ですが、内装工事費に882万円要したというふうに報告、答弁がありました。

そこで、この882万円というものは、どうしてもやる必要があったのか、それとも、あるいは、先ほど初めのほうに、ブランドのほうからおたくのようなどころだとだめとか、こんな内装もしてほしいとか、その要求があるんだというような趣旨のお話もありましたけれども、そういうブランドからの要請があつて、こういう内装工事882万円が必要になつたということなのか、お聞かせください。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 メーカーさんから工事してくれということは多分なかつたと思いますよ。ただ、委託した業者さんが、店舗運営を引き受けてもいいけれども、内装はできませんよと、そんなお金は出せませんよということはあつたかもしれませんね。

したがって、じゃあわかりましたということで、私どもでやつたんだと思いますよ。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 最初、その直営を受けることになったオーナーさんは有限会社Nさんと言っておきますが、ここで、ここから自分のほうでは、Nさんのほうではできないと。で私のほうで、つまりビル会社のほうでやってあげようということになったと思うんで、そういうことですが、その設計とか、どのようにこうつくるのかとかということは、どなたが提案されて、どこで決定されたのか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 内装にかかわる件について、一例をちょっと挙げさせてもらってよろしいでしょうか。

〔藤原浩平委員「どうぞ」と呼ぶ〕

○木村勝治証人 例えば、私もいろんなところとテナント契約をしましたが、例えばラルフローレンというブランドを入りたいと要望しますよね。そうすると先方から、床は大理石にしてくれ、この木はマホガニー使ってくれ、何使ってくれ、全部ブランド側の要請の仕様書でつくらせられるんですよ。そうすると、坪当たり 200 万円もかかるんですよ。それでも出店者側のあんたたちそれをやってくださいねと、こういう要請を受けて、それでも必要だと思ったらやる場合があるんですよ。そうしますと、私どもが入れたブランドからすると、ちんけな内装の店舗ではだめですよと、自分たちのブランドが維持するような見ばえのする店舗をつくってくださいねという要請は当然あるんですよ、メーカー側から。よろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 先ほど、その内装工事については、ブランドからの要請はなかったというふうにお答えになりました……。

○丸野達夫委員長 メーカーからって言ったんじゃないですか。

○藤原浩平委員 メーカーから……。

〔木村勝治証人「メーカーから、あんたたち工事出してくれっていう話はないですよ。ただ、このブランドを維持するためには、こういうグレードの店舗をつくってくださいねという話を今したんです」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 それはビル会社に要請があったということなんですか。

○木村勝治証人 そうです。私らも出張に行って、その代表者の方とか、いろいろお会いしてきましたけれども、私どもはブランドが非常に大事なんだと——メーカーさんですよ——したがって、そのブランドのメーカーの衣料、服飾品が価値が下がらないような、同程度のグレード感の持った店舗じゃないとちょっと出せませんよねと、これは当然なんですよ、メーカーさんにしてみれば。そういうことですよ。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 メーカーさん、あるいはブランド複数あったと思うんですが、そのいずれからそういう要求があったというふうに理解すればいいんでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 全部全部がそういう、口頭なり書面でよこしたかどうか、それはわかりませんよ。でも私どもが入れようとしたのは、何ブランドもあるんですよ。何メーカーもあるんですよ。で、このブランドのグレード感と、全部統一されているレベルのものです。例えば、価格だってロープライスから中プラ、高プラとかあるでしょう。このハイクラスなブランドの商品のメーカーさんだけを当たって、その商品を入れるということに決定したわけですから、当然同じ要請があるわけですよ。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 次に行きます。

先ほど、取締役会で決定した売り上げ目標だとかのお話をしました。これは、この目標でやっぱり取締役会に報告されて決定されたものですので、この売り上げ目標が最低目標なりという形で直営店のスタートがされたというふうに理解すればいいわけですね。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 はい。その計画は私も立ち会って、詰めて、年間の販売計画をつくった記憶ありますよ。そしてそれは予算ですからあくまでもね、その予算にのっとって運営していきましょうねという書面はつくった記憶ありますよ。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 もう少しその中身についてちょっとお聞きをしたいと思いますが、この、仮に1億1000万円の売り上げ目標というふうに設定されたわけですが、このときにオーナーになる、最初のオーナーになる方、有限会社Nさんへの委託料、つまり販売委託料ですが、これは幾らほど払うことになっていたのでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 その金額についてはちょっと今定かでないので申し上げられませんけれども、当然商品の仕入れは私どもでやって、在庫も私どものものですよね、直営でやるわけだから。で、その販売の委託をしたわけですよ。そうすると、その売り上げに対して、歩率で決めたかどうかはちょっと私も記憶ないけれども、妥当な数字をお互いに膝詰めで話し合っていて、そして決めたはずですよ。その何ぼだったかはわかりませんが。そういう経緯でしたよ。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 議事録に添付されていたこれに関する資料をも見たんですけれども、そこで言うと、この1億1000万円という数字も出てくるんですが、このときの委託契約金というのは、売り上げの10%というふうな数字で提起されています。そうすると、この1億1000万円の10%、仮に目標、これが達成されたとすれば10%ですので1100万円の委託料が、これ年額ですけれどもいくということになるわけです。実際この1億1000万円の目標が妥当かどうかわかりませんが、仮にこれがやられたときには、達成されたときには、1100万円委託料がいくということになるんですが、これは割と常識的な数字ということになるんでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 ごく一般的には、坪売上高というのがあるんですよ。そうすると、一般的な――私の記憶ですよ、当時私もほかの業界、ほかの百貨店におりましたから。そのときの婦人服ゾーンの坪売り上げは――これ言っちゃっていいのかな、よその……。ま、ほかの一般的なというふうに置きかえますけども、大体坪売上高が400万円ぐらいなんですよ、1坪、高くて。悪くても250万円ぐらいなんですよ。食品は大体400万円から600万円ですよ、坪当たりの売上高ですよ。雑貨とか家庭用品は大体どうだろう、150万とか100万円かな。業種によって違うわけですよ。そう見ますと、ああいうファッションゾーンのああいうグレードの高いところであれば、仮に50坪だとすると、300万円坪売りすると、三五、1億5000万円だよ。そうなりますよね。そうすると、私が見た限りでは、ちょっと高いかもしれないけども、それぐらいの売り上げをしないとペイできないよねということになりますよね。で、その数字も、その不当に高い数字かということ、現にその――委託したNと申しますか、有限会社の――そこではそれ以上の坪売りしてましたよ、同じ坪数でも。そんな額じゃない、もっとですよ、2億円、3億円ですよ、売り上げしていたの。それから判断すると、全然いかない数字ではないよねと、可能性あるよねという判断に至ったわけですから、そういう計画を立てました。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 ところが実際は、初年度は黒字、若干の黒字になりましたけれども、2年目、3年目というのに赤字になっていくわけですよ。で、木村証人、最初のお話でもありましたけれども、在庫が残る、それを処分してお金にかえなければいけないというようなお話もされました。で、確かに初年度は、在庫っていうか、在庫として引き継ぐものがないので、黒字になって当たり前というふうには思います。で、その在庫が残って、処分しなければいけない、逆ざやになるほどの値段で処分しなければいけないなどということは、実際は仕入れの仕方に問題があったのではないかというふう

に疑問を持つんですが、それはどうでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 それは経営して、営業していますと、当然あり得る話だし、私どもは予算出して、その予算どおりいっているかどうか、進行管理しますよね。実際いかなかったんですよ、計画どおりいかないんですから。当時、どこの小売店でも駅前的大型店は全部マイナスですよ、あの当時。このかわいだってみんなそうですよ。売上げが高くたって目標達成したってところは聞いたことない、あの当時。それだけ業界が悪かったわけですよ。したがって、私どもの経験で立てた予算も、大変申しわけないんですけどいかなかったわけですよ。そうすると、仕入れも多かったねとか、反省材料当然残ります。したがって、その反省をもとにして仕入れも抑えましたよ、その次からは。そうして在庫コントロールしなければ赤字がたまる一方ですから、そういう施策は当然します。で、私も、何かずさんな経営だとかいろんな話が出ていますけれども、棚卸しにしても何にしても、全部私立ち会いましたよ。仕入れ伝票のチェックも、仕入れの員数チェックも、私全部点検しましたよ。そうやって進行管理をして、悪いところを是正していくのが我々の責務じゃないですか。何にもしないで垂れ流しているとか、そういう発言もされたような方もいらっしゃるようだけれども、私だったらそんな発言しませんね、垂れ流しをしたとか。自分の責務を問われるようなものですよ。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 いずれにしても、仕入れの仕方に問題はあったというふうに私は思います。

〔木村勝治証人「それは認めますよ。認めます」と呼ぶ〕

○藤原浩平委員 で、結局、その在庫分の処分などもしなければいけませんし、その、例えばワンシーズン前のものを売ろうなどといったら、もっと下げて売らないと買ってもらえないわけですから、評価損というのも当然出てくるわけです。そうやっていくと、やっぱりビル会社の直営店ですので、ビル会社にとっても大変な負担になるということは目に見えて明らかになってくるんだろうと思うんです。

で、棚卸しのお話がありましたので、ちょっと棚卸しについてお話をしたいと思いますが、これは市議会の、アウガ問題に関する調査特別委員会の会議概要からの紹介です。ここで、棚卸しについて、私が聞いたことについて、堀内経済部長が次のように答えています。「いわゆる仕入れ、それから在庫管理、いわゆる棚卸しですね、この実務はほとんど全て受託業者が行っております。ただ、集計結果は、集計表という形で会社に報告していたということで、実際にその商品との突き合わせですとか数量確認、現物の確認といった作業は全て受託業者に任せてあって、その結果の集計表だけをもらっ

て、棚卸資産の数量管理みたいに、数字の管理をしていたということですので、実質的には棚卸し、いわゆる仕入れについては、受託業者に任せていたということです。」、このように答弁しています。先ほどのお話と矛盾するものではありませんか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 もしそういう記述があったとしたならば、私はそれに対しては反対ですよ。現実には私が棚卸しに立ち会いましたし、棚卸し伝票と員数をチェックして、員数確認もしていますよ。仕入れ伝票もらいましたが、どこにこの商品あるの、員数チェックもしましたよ。それから在庫の状況も全部私見ましたよ、私だけではないけれども。先ほど誰かの名前出てましたけれども、その方も行って、あるいはうちの総務部の女性の職員も行ったりして、全部棚卸しにチェックして、棚卸し立ち会いましたよ。しかも、仕入れ伝票来ました、はい納品伝票と仕入れ伝票入ってました、これどこにあるの、全部チェックしましたよ。していないなんていうのはどなたが発言して、どなたからしたら私は記憶ありませんけれども、それについては私は全然うそだと思います。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 これは少なくとも、青森市の経済部長という方が議会で答弁した内容です。

〔木村勝治証人「だからそれが誰」と呼ぶ〕

○藤原浩平委員 で、任せていたということですよという言い方をしていますので、会社の関係者からの聞き取りだというふうに推測されます。

次、行きます。

委員長、この今の矛盾点をやっぱりしっかり私たちは覚えておく必要があるんだろうというふうに思いますので、後ほど、しかるべき議題にしていたきたいというふうに思っています。

それから、棚卸しのやり方についてお聞きをしますが、毎月されていたのでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 多分毎月だったと思います。その後、修正になったかちょっとわかりませんが、3カ月に1回にしたか、あるいは2カ月に1回かちょっとわかりませんが、当初は毎月やると思っていましたよ。やってたと思っていました。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 棚卸し、仕入れの管理の問題ですが、やり方は、例えば仕入れが、仕入れのものがいつ、幾ら、何々があったということと、いつ売れたと、毎日のようにそういうふうな形を記録して行って、いつも在庫が幾ら残っ

ているのか、それがわかるような状態になっていたのか、そういうやり方をとっていたのか。それとも……。

〔木村勝治証人「当然とっていますそういうことは、当たり前の話です」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 もっと簡便な棚卸しの方法もあるようですので、結局、例えば月末なら月末に物を確認して、仕入れた数と比べて、残って減っている分が売れたのだというふうな処理をしていくやり方もあるようですが、そういう方法ではないということですか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 私の記憶では、現物棚卸しですよ、現物棚卸し。そこについているプライスをもって、当然仕入れ伝票入ってきますと原価があって、売価つけなきゃだめですよ。その売価のもとで札をつくるわけですから。その棚卸資産というのは売価還元法ですから、ついた売価でもって棚卸ししていくわけですよ。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 毎月棚卸しをされていたということですか。

で、先ほど話した、直営店のオーナーさんへの委託料の支払いは、その棚卸し、仮に1カ月に一遍やったとすると、その翌月の、例えば中ごろに、それに基ついで支払われていくというやり方をとられていたのか。

〔木村勝治証人「え、ちょっと……。誰の話をしていますか」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 もう一度。

○藤原浩平委員 えっと、その直営店のオーナーさんに委託料を払うときの、払うのは月1回払っていたのかどうかということですか。

〔木村勝治証人「直営店のオーナーさんというのは、その先ほど出ているNさんのことですか。そのオーナーさんに何ですか」と呼ぶ〕

○藤原浩平委員 毎月払っていたのかと。つまり、売り上げに応じて10%という形で払っていたのかどうかと。

〔木村勝治証人「だと記憶しています」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 毎月だと。

○木村勝治証人 と思いますよ。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 オーナーさんが途中で変わりますよね。2年目からかわりますよね。そのときに、この当初始めた委託料だとか、売り上げ目標だとかの数値が変更になったのでしょうか、そのまま引き継がれたのでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 そのままは引き継がれなかったと思いますよ。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 人件費として80万円、オープンするとき、スタートのときは経費として見ていました。ところが、2年目以降の方のところでは、95万円、1カ月人件費を見るというようなことになったというふうに、私どもアウガに視察に行ったときにお話がありました。なぜ95万円という数字になったのか御存じだったら教えてください。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 その経緯はちょっと定かではないんですけども、私がちょっと記憶しているのは、人件費にもいわゆる正社員扱い、アルバイト扱い、金額違う社員がいるわけですよ。そうしますと、それ総額の話ですから、個々に幾らずつ払ったのかということになりますと、ちょっと私記憶ないですよ。

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 ちなみにスタートするときの中身でいうと、5人分で80万円というふうになっています。それはそれで置いておいて、いよいよ最後のほうに行きますが、このガールフレンドが店じまいするとき、つまりもう終わりになるといったときに、何といいますか、この閉店セールとかいうふうなものをやったと思います、やられたでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 ちょっと記憶にないんですけども、閉店したのはいつになっていますか。私の在任期間中ですか。

○丸野達夫委員長 在任中ではないと思います。

〔藤原浩平委員「ごめんなさい」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 そうですよ、過ぎているかもしれませんが、申しわけない。

じゃあその閉店するとき、もちろん在任されていないということであればお答えできないというふうなことになるわけですが、もう質問は終わりますが、このときの残った在庫の処理について、非常にそのどうなったのかよくわからないというような指摘も関係者やアウガにテナントを出している人などからあったということは、お話ししておきたいというふうに思います。

ありがとうございました。終わります。

○丸野達夫委員長 どうぞお座りください。

先ほど藤原委員より、棚卸しの件について御指摘がございました。この件に関しては、木村証人は、自分でみずから棚卸しに携わったという答弁をしております。恐らくそれは信じるに足る証言だと私も思いますので、後日、経済部とのそごがあることから、委員会で取り上げていきたいと思っております。

なお、時間が大分長引いておりますので、ここで10分程度休憩をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後6時10分休憩

午後6時22分再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

証人尋問を続行いたします。

この際、申し上げます。本委員会の運営要領では、尋問の時間はおおむね1時間となっておりますが、参議院先例二六八では、証人1人当たりの時間を4時間としております。ただいま2時間半を経過しておりますので、質疑者はおおむね1時間ないし1時間半で終了するように申し上げます。よろしくお願いいたします。

次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 アウガ1階1—8区画ガールフレンドについてお尋ねしてまいります。

先ほど木村証人おっしゃったとおり、現在営業しているアリンをほかの区画へ移動させることで展開したいという話でしたが、アリンさんは契約更新をしたばかりでございますので、空き区画の1—8区画にガールフレンドが入ったということが過日の調査でわかりましたが、ただ、どうもその取締役会に記載されているのと木村証人とのちょっと話が食い違っているところだけを、私2点だけ御質問させていただきたいと思っております。

先ほど、造作に要する経費、そして積算はできていないので次回準備するので、動いているが承認をいただきたいと、これもあの名前を申し上げますことができますので名前を申し上げますが、明本営業企画部次長から説明をこの取締役議会で受けております。これは確かでございます。

○丸野達夫委員長 取締役会ね。

○中村美津緒委員 取締役会、はい。最終的には、取締役会議事録には、全会一致の承認ということで終わっております。よって、内装費に幾らかかるかというのが一切議事録には反映されていなかったんですね。でもそれは、先ほどおっしゃった役員ミーティングで話がされているかもしれません。この内装工事費、ガールフレンドに要した840万円、税別でございますが、これ競争見積もりをとったか記憶があるかどうか、お答えください。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 それは競争見積もりはなかったと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。私もそれが確かな答えだと思っております。

次の質問でございますが、在庫について最後質問をさせていただきます。

在庫は、先ほど木村証人がしっかりと自分の目で見て、幾ら仕入れたのか、幾ら期末棚卸しあったのか、木村証人がちゃんとしっかりとやったというお話でございました。で、翌年は、初年度は在庫があり過ぎたので、翌年は在庫を少なくしたというお話でございましたので、平成 24 年度、25 年度を比べると、期末棚卸し高は、じゃあそうすれば減っているという認識でよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 1年たってからということではなくて、計画の進行状況の中で、このまま仕入れていたらパンクするねと、売り上げがついて来ないんだから、それは営業する進行管理の過程で逐次修正していつているわけですよ。そういうことです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

最後と言いましたが、本当の最後の最後でございました。

平成 24 年度、期末棚卸し高、これはほとんどがガールフレンドさんの期末棚卸し高だと思うんですが、これは間違いなく木村証人も自分の目で調査をして、検証をして、期末棚卸し高の決算書に反映をさせたということによろしいですよ。

○丸野達夫委員長 木村証人。

○木村勝治証人 そうです。

[中村美津緒委員「はい、わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 どうぞ。

○木村勝治証人 全くずさんな管理をしたとは私は思いません。

[中村美津緒委員「はい、申しわけございませんでした」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書について発言を許します。山脇智委員。

○山脇智委員 私が質問をする順番なんですけれども、ただいま証人喚問が始まって、休憩時間も含め 2 時間 45 分が経過しています。まだ残す事項が、証言を求める事項が 6、7、8、9 というふうに残っておりまして、最長でやっても 4 時間ということもありますし、今ここで一旦この証人喚問を本日は終了して、また後日にもう一度時間をとって行ったほうがいいのではない

かということで提案をしたいのですが、諮っていただけますでしょうか。

○丸野達夫委員長 私に言ったのね。後日というのはいつを指しているのか。3日の日を指しているのか、4日の日を指しているのか。

確認いたします。山脇委員及び残っているのが中村美津緒委員ですが、所要の時間では終われないということなのですか。

○山脇智委員 今、休憩時間中に中村委員とも話をしたんですが、2人の質問時間を鑑みれば、今の所要時間では後半重要な事項に入るので到底終われないということで、求めております。

○丸野達夫委員長 ただいま山脇委員より証人尋問の会期の延長というか、変更——何と言えばいいんですか（「再喚問」と呼ぶ者あり）再喚問の要請がございました。これについてお諮りしたいと思いますので、証人尋問は途中ではありますが、木村勝治証人に対する尋問はここまでとし、後日改めて残りの証言を求める事項についての証人尋問を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、後日改めて、証人に対し、残りの証言を求める事項について証人尋問を行うことに決しました。

日時については、この後、委員会を続行いたしますので、一旦ここで証人尋問を終了いたしたいと思えます。

以上で、本日の木村勝治証人に対する尋問は終了いたしました。木村勝治証人には長時間にわたり御協力いただきまして感謝申し上げます。

御退席して結構でございます。

〔木村勝治証人退室〕

○丸野達夫委員長 以上で、元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役木村勝治氏の証人尋問を終わります。

当初予定していたとおり、あ、先生ももういいのかな。それでは先生も退席されても結構でございます。

〔竹中孝弁護士退室〕

○丸野達夫委員長 済みません、本来、会議室を用意してまたやりたいところなんですが、このままでよろしいですよ、時間短縮のために。はい、そうさせていただきます。

まず、私からの報告であります。

現在、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木弁護士に対し、記録の提出を請求しているところではありますが、提出に伴う記録検索手数料の金額について、本委員会の——ただいま退席されましたけれども、顧問弁護士である竹中弁護士が鈴木弁護士と交渉した結果、記録の検索に要した日数に応

じ、1日当たり2万円、4日間の8万円を上限とすることとなりましたので御報告いたします。

それでは、ただいま山協委員からの申し出の件を議題としたいと思います。

今、事務局も突然の出来事で対応を一一できますか。

○齋藤賢剛議事調査課長 基本的には日時をいつにするかです。証言を求める事項はもう決まっています、残りは決まっています。ですので、場所も決まっている、具体的には何月何日の何時に再喚問をするかという部分の協議を事前にしていただいて、それが確定したら、いつもどおりの正式な議決をしていただくという流れになります。

○丸野達夫委員長 ただいま、次回の証人喚問日が12月3日、午前10時30分からとなっております。ここは1人でございます。12月4日月曜日は何人入っているんだっけ。3人。「2人」と呼ぶ者あり）2人入っております。このどちらかに充てるほうがよろしいかと思うのですが、御意見ございますでしょうか。

○赤木長義委員 福島さんのやつってどれくらいかかりそうなの。それ次第だと思う。

○丸野達夫委員長 3日でもいいけどね。3日の午後にしますか。

〔各委員、日程について協議〕

○丸野達夫委員長 証人にただいま確認したところ、12月4日であれば可能ということでございますので、12月4日午後4時からにしたいと思いますが（発言する者あり）午後4時から。「午後4時って言ったってこれ前に入ってるはんで」と呼ぶ者あり）前に入ってるので午後4時からということで（発言する者あり）ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「しゃあないな」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 公務でございます。「一般質問終わってからでもいいんでない」と呼ぶ者あり）証人の希望日でもありますので、なるべく証人の希望日を優先したいと思います。そこを余りこういじって、こちらの都合で呼ぶというのは余り私はしたくないのですが。よろしいですか、4日で。「オーケー」と呼ぶ者あり）それであれば……（「何時って言ったっけ」と呼ぶ者あり）午後4時でございます。「午前10時から午後6時くらいまで用心しておかないといけない」と呼ぶ者あり）だって2時間で終わらないでしょう。

〔山協智委員「恐らく」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 だから……（「午後8時くらいまでかかるべ」と呼ぶ者あり）ということだと思います。（「終われじゃよ」と呼ぶ者あり）

済みません。改めてお諮りしなきゃいけないので、ちょっとお諮りする文書が今見つかっていないので。お諮りいたします。

〔仲谷良子委員「5日だよ質問」と呼ぶ〕

〔藤原浩平委員「しゃあねえじゃな、わの質問があるはんでどんだのこんだのってしゃべってられねえじゃな」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 それはちょっと難しいかと思います。自分の質問があるとかないとかは。

〔木戸喜美男委員「さ、きょう残業だ、せば」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 何ぼもらえばいいんだっけ、残業代。

〔藤原浩平委員「いいんだかあと、会議終わりだが」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 終わりじゃないです。最後、議決しないとだめなので。（「休憩にしたの」と呼ぶ者あり）済みません、言うの忘れていました。

ただいま休憩いたしますので、どうぞ。すぐ帰って来るのであればトイレも構いません。

午後 6 時 25 分休憩

午後 6 時 28 分再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

「証人喚問の件」を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義が残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成 25 年 3 月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ 1 階水の遊歩道工事①」、「アウガ 1 階水の遊歩道工事②」、「アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査について調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、来る平成 29 年 12 月 4 日午後 4 時に、議事堂第 3・第 4 委員会室において、元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役木村勝治氏を証人として本委員会に出頭を求め、証言を求める事項、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書について、情報発信事業について、株式会社 B S M モニタリング資料について、取締役会について、証人尋問を行いたいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、木村勝治氏を証人として本委員会に出頭を求めることに決しました。

以上で、案件は全部終わりました。

次回のアウガ問題調査特別委員会の開催は、12 月 3 日日曜日午前 10 時 30 分からとなります。

この際、事務局からありますか。どうぞ、いいよ。あ、そうか。

この際、皆様から御意見等ございますか。仲谷委員、何かあるやに聞いておりますが。仲谷委員。

○仲谷良子委員 前回、アウガのスイーツコーナーの什器備品について、百条委員会でも取り上げたらどうかという私の発言でありましたけれども、これ今、一般質問で山脇委員も通告していますし、私も通告いたしましたので、これ百条委員会では扱わないで結構でございます。

○丸野達夫委員長 わかりました。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 事務局からありますか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも初期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を終了いたしました。御苦労さまでした。

(会 議 終 了)